

平成19年度 9 月定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成19年 9 月21日・25日

場 所 第4委員会室

平成19年9月21日（金曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成19年度宮崎県一般会計補正
予算（第2号）

○議案第2号 平成19年度宮崎県拡大造林事業
特別会計補正予算（第1号）

○議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

・平成19年台風第4号、5号による被害状況及
び被害箇所の復旧について

・宮崎県産乾しいたけのトレーサビリティーシ
ステムについて

・社団法人宮崎県林業公社の今後の経営形態に
ついて

・「品目横断的経営安定対策」・「米政策改革推
進対策」及び「農地・水・環境保全向上対策」
に係る交付金の流れ等について

・平成19年台風第4号・5号の農水産関係被害
の状況及び対応について

・平成19年産早期水稻の作柄及び品質等につい
て

・配合飼料価格高騰の影響について

出席委員（9人）

委員	長	押川	修一郎
副委員	長	山下	博三
委員		外山	三博
委員		坂口	博美

委員		井本	英雄
委員		中野	一則
委員		満行	潤一
委員		松田	勝則
委員		権藤	梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（2人）

議員		中村	幸一
議員		福田	作弥

説明のため出席した者

環境森林部長		高柳	憲一
環境森林部次長 （総括）		野村	秀雄
環境森林部次長 （技術担当）		寺川	仁
部参事兼 環境森林課長		鈴木	康正
計画指導監		徳永	三夫
環境管理課長		堤	義則
環境対策推進課長		飯田	博美
自然環境課長		坂本	成海
森林整備課長		金丸	隆一
技術検査監		星野	次郎
林業公社対策監		池田	隆範
山村・木材振興課長		楠原	謙一
木材流通対策監		河野	憲二
国土保全対策監		江口	勝一郎
林業技術センター所長		黒木	由典
木材利用技術 センター所長		有馬	孝禮

農政水産部

農政水産部長		後藤	仁俊
農政水産部次長 （総括）		西田	二郎

農政水産部次長 (農政担当)	黒 岩 一 夫
農政水産部次長 (水産担当)	佐 藤 信 武
農政企画課長	玉 置 賢
農水産物 ブランド対策監	服 部 修 一
団体調整監	假 屋 義 成
地域農業推進課長	岡 崎 吉 博
担い手対策監	土 屋 秀 二
営農支援課長	米 良 弥 豊
農業改良対策監	吉 村 豊
消費安全企画監	吉 田 周 司
農産園芸課長	小八重 雅 裕
畜産課長	荒 武 正 則
家畜防疫対策監	押 川 延 夫
農村計画課長	佐 藤 公 一
技術検査監	桑 畑 政 廣
国営事業対策監	矢 方 道 雄
農村整備課長	原 川 忠 典
水産政策課長	桑 原 智 司
漁業調整監	那 須 朝 裕
漁港漁場整備課長	関 屋 朝 裕
漁港整備対策監	野 田 和 彦
総合農業試験場長	齋 藤 尚
県立農業大学校長	松 尾 通 昭
畜産試験場長	児 玉 盛 信
水産試験場長	田 代 一 洋

事務局職員出席者

議事課主幹	壺 岐 哲 也
政策調査課主査	千知岩 義 広

○押川委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程でありますけれども、お

手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部でございます。本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高柳環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

説明に入ります前に、おわびを申し上げます。今回の「不適正な事務処理に関する全庁調査報告」についてであります。環境森林部におきましても不適正な事務処理が行われていたことにつきまして、大変申しわけなく思っております。委員の皆様、県民の皆様にご心からおわびを申し上げます。

今後は、職員の意識改革の徹底などを図りまして再発防止に取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております環境農林水産常任委員会資料の目次をごらんいただきたいと思います。本日は、議案が3件、その他の報告事項が3件でございます。また、目次にはございませんが、後ほど、「不適正な事務処理の調査結果について」も御説明をさせていただきます。

それでは、1ページをお開きください。平成19年9月定例県議会提出議案のうち、議案第1

号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」と議案第2号「平成19年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算」に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計が、表の中段からちょっと下のほう、小計の網かけしております欄にありますように3,045万2,000円の増額をお願いしております。補正後の一般会計予算額は、その右にございます239億3,461万3,000円となります。また、特別会計につきましては、下から2段目の小計の欄にありますように4,441万円の増額をお願いしております。補正後の特別会計予算額は6億5,045万円となります。この結果、表の一番下、合計の欄にありますように7,486万2,000円を増額いたしまして、補正後の環境森林部の予算額は245億8,506万3,000円となります。

次に、2ページをごらんください。議案第1号宮崎県一般会計補正予算のうち、債務負担行為補正の追加についてでございます。これは、林業公社が受けております融資のうち、低利な資金へ借り換えることとしたものにつきまして、損失補償を行うための債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、3ページをお開きいただきたいと思っております。議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。これは、温泉法が一部改正され、平成19年10月20日から施行されることに伴いまして、許可を受けて温泉の土地掘削等を行う者の地位を相続等により承継する場合の承認申請手数料の新設をお願いするものであります。

次に、4ページをお開きください。その他の報告事項であります。まず、「平成19年台風第4号、5号による被害状況及び被害箇所の復旧

について」でございます。

(1) 被害の状況をごらんください。今回の2回の台風では、表にありますとおり、7月12日から15日の台風第4号及び、その右にあります8月1日から3日の台風第5号によりまして、右端の合計欄の一番下にありますように、合わせまして296カ所、35億3,100万円の被害が発生をいたしております。被害区分ごとの内訳といたしましては、表の左側にありますように、集中豪雨等によりまして林地崩壊などの山地災害が、一番右の合計欄にありますように77カ所、17億3,500万円、次に林道の路肩決壊やのり面崩壊などの林道施設災害が、一番右にありますように167カ所、17億6,600万円、強風等による風倒木被害などの森林災害が43カ所の1,100万円、一般廃棄物最終処分場ののり面崩壊や建物被害などの廃棄物処理施設災害が9カ所の1,900万円となっております。

これらの復旧につきましては、(2) 被害箇所の復旧にありますように、①の山地災害につきまして、地域住民の安心・安全を確保する上で特に緊急を要します13カ所につきましては、災害関連緊急治山事業等の実施に向け林野庁との協議を済ませたところでありまして、できるだけ早い時期に発注したいと考えております。また、その他の箇所につきましては、平成20年度以降、緊急性の高い箇所から復旧治山事業などで計画的に対応していくこととしております。

②の林道施設災害につきましては、林道施設災害復旧事業により市町村が復旧することとなっております。11月までに国の災害査定を済ませ、事業費の決定後、緊急性の高い箇所から順に工事着手できるよう市町村と協力して取り組んでまいります。

③の森林災害につきましては、被害を受けた森林所有者が被害木の整理や被害跡地への植栽を実施した箇所に対しまして補助金を交付することとしております。このため、市町村や森林組合等を通じた森林所有者への働きかけや、座談会等による事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

④の廃棄物処理施設災害につきましては、被災した施設の管理者が復旧を行うこととなりますが、国の廃棄物処理施設災害復旧事業としての採択の適否について、今後、災害査定を受けることとなります。

5ページには、主な被害状況写真を添付しております。

次に、6ページをお開きいただきたいと思っております。「宮崎県産乾しいたけトレーサビリティシステムについて」でございます。山村地域の貴重な収入源となっております、しいたけにつきましては、中国産しいたけの産地偽装等の問題もあり、消費者からの食の安全・安心へのニーズが高まってきております。このため、乾しいたけの生産から流通・加工に至る履歴を確認することができますトレーサビリティシステムを構築することによりまして、県産乾しいたけのブランド強化に取り組むことといたしましたので、その概要について御報告いたします。

次に8ページ、折り込み資料をごらんいただきたいと思っております。「社団法人宮崎県林業公社の今後の経営形態について」でございます。林業公社につきましては、平成16年度に策定しました抜本的改革方針に基づきまして、平成17年度から集中的に改革を実施しているところであります。また、ことしの3月に庁内に設置いたしました「宮崎県林業公社経営形態等検討会議」において、今後の経営形態について検討してき

たところであります。本日は、林業公社の今後の経営形態につきまして、公社として存続させることに決定しましたので、その概要について御報告をいたします。

私からの説明は以上であります。台風の被害状況以外の詳細につきまして、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木環境森林課長 それでは、環境森林課の平成19年度9月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成19年度9月補正歳出予算説明資料の赤のインデックス「環境森林部」の次にあります「環境森林課」のところ、ページで言いますと23ページをごらんください。今回お願いしております補正は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で140万円の増額であります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように29億6,827万1,000円となります。

その内容につきましては25ページをごらんください。上から4段目の(目)林業試験場費の(事項)林業技術センター管理運営費であります。説明欄にありますように、林業技術センターにおける試験研究の一つであります(1)の育種育林技術の改良開発試験として、アに掲げる「広葉樹林化のための更新予測および誘導技術の開発」に要する経費であります。これは、独立行政法人森林総合研究所からの受託事業でありまして、森林総合研究所が全国の林業県の研究・研修センターや大学等に委託して、今年度から平成25年度までの5年間で、手入れの行き届かない人工林を広葉樹林に誘導するための技術を開発するものでありまして、本県では今年度、伐採跡地の植生調査等を行い、広葉樹林

化に適した林分を地理情報システム上に表示する業務を受託するものでございます。

環境森林課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本自然環境課長 自然環境課の提出議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、平成19年度9月補正予算についてでございます。お手元の平成19年度9月補正歳出予算説明資料の青いインデックス「自然環境課」のところでございます。ページで申し上げますと27ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算は、表の左から2番目の補正額の欄にございますように、一般会計で50万円の増額補正をお願いいたしております。この結果、自然環境課の補正後の予算は、表の右から3番目の欄にございますように51億3,097万3,000円となります。

それでは、補正内容について御説明を申し上げます。29ページをお開きいただきたいと思います。上から5段目の(目)林業振興指導費でございます。その下の段の(事項)水と緑の森林づくり推進事業費で50万円の増額をお願いしております。この水と緑の森林づくり推進事業は、昨年4月に施行いたしました「宮崎県水と緑の森林づくり条例」に定めます森林づくり推進期間(10~11月)を中心に、県民から参加者を募りまして、下刈り等の森林づくり活動を行う「水と緑の森林づくり」県民ボランティアの集いや、地域単位(農林振興局単位)で森林づくり活動を実施いたすものでございます。今年度は、県民ボランティアの集いを西都市向陵の丘で、地域での開催を東臼杵農林振興局と南那珂農林振興局の管内で計画いたしております。

今回の補正では、森林づくり等に役立ててほ

しいという企業からの寄附がございましたので、この寄附金を活用させていただきまして、新たに、宮崎市佐土原町の県有松林におきまして、ボランティアの方々に御参加をいただきまして、松くい虫の被害箇所への抵抗性松等の植栽や雑木等の除去作業を行いまして、海岸松林の機能強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

9月補正予算については以上でございます。

続きまして、議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。提出議案につきましては、お手元に配付しております平成19年9月定例県議会提出議案の15ページでございますけれども、内容につきましては、本日の環境農林水産常任委員会資料で御説明いたしたいと思っております。

資料の3ページをお開きいただきたいと思います。今回お願いいたします「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、(1)の改正の理由にございますように、許可を受けて温泉の土地掘削、ゆう出路の増掘又は動力装置設置、また温泉利用を行う者の相続・合併等に際しまして、今回の温泉法の一部改正によりまして再度の許可が不要となり、それぞれの許可の承継に係る承認申請手数料を新設いたすものでございます。

次に、(2)の改正の概要でございますけれども、これまでは許可を受けて温泉の土地掘削、ゆう出路増掘又は動力装置の設置、温泉を利用する者の相続・合併をする場合には、下段の(参考)現行の許可申請手数料にお示しをいたしておりますように、それぞれ12万円から3万5,000円の手数料が必要でございましたけれども、今回の改正によりまして、上段の太線に囲まれた四角の中にございますように、地位の承

継の承認申請手数料が新設をされまして、それぞれ7,400円で権利の相続等ができることとなり、申請者の負担軽減が図られるものと考えているところでございます。

なお、施行期日につきましては、(3)にございますように平成19年10月20日からといたしておるところでございます。

自然環境課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○金丸森林整備課長 森林整備課でございます。当課の9月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスがついております「森林整備課」、ページで申しますと31ページをお願いいたします。森林整備課の9月補正は、上から1行目の左の方でございますけれども、課の合計で7,296万2,000円の増額補正をお願いしております。内訳につきましては、2行目の一般会計で2,855万2,000円を、一番下の行にございます拡大造林事業特別会計で4,441万円を計上しております。9月補正後の予算額は、右から3列目になりますが、課の合計で111億7,857万3,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。説明資料の33ページをお開きください。今回、一般会計で補正をお願いしておりますのは、4行目、(目)林道費についてであります。中ほどやや上の(事項)森林保全林道整備事業費におきまして6,602万円の減額、同じページ下段の(事項)道整備交付金事業費におきまして1億1,085万9,000円の増額、また、34ページの上段にあります(事項)里山エリア再生交付金林道整備事業費におきまして1,628万7,000円の減額補正をお願いしておりますが、いずれも補助公共事業の国庫補助決定に伴う補正でございます。

ます。具体的には、既存の森林保全林道整備事業と里山エリア再生交付金事業の一部が道整備交付金事業へ移行されたものなどがございます。

次に、35ページをお願いいたします。拡大造林事業特別会計の増額補正であります(事項)県行造林造成事業費におきまして4,441万円の増額補正をお願いしております。内容につきましては、緑資源機構との分収林における除間伐や作業道開設等に係る経費につきまして、緑資源機構からの受託事業費が増額されたものであります。全額、緑資源機構の費用負担により事業を行うこととしております。

次に、債務負担行為の追加についてですが、常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。常任委員会資料の2ページの表をごらんください。農林漁業金融公庫が林業公社に低利な施業転換資金を借り換え融資したことによって損害を受けた場合の損失補償については、県がこれまで債務負担行為を設定しております。当初予算編成時におきましては、今年度の借り換え融資は予定しておりませんでした。10年以上の伐期延長を条件とした新たな借り換えメニューが創設されたことから、今回、追加設定を行うものでございます。

予算関係は以上でございますが、林業公社関係につきましては、後ほど林業公社対策監から御説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○楠原山村・木材振興課長 その他の報告事項につきまして、山村・木材振興課から御説明いたします。

常任委員会資料の6ページをお開きください。2の「宮崎県乾しいたけトレーサビリティシステムについて」であります。県では平成17

年度から、乾しいたけ安全ブランド推進事業(県単独事業)によりましてシステムの構築に取り組んできましたが、本年11月からシステムが稼働する運びとなりましたので、御報告いたします。

(1)の目的であります。近年、産地偽装の問題などから、消費者の食の安全・安心へのニーズが高まる中、県産乾しいたけの生産から流通・加工に至る履歴が確認できるシステムを構築し、中国産等の産地偽装の防止や県産乾しいたけのブランドの強化を図ることとしております。

(2)のシステムの仕組みであります。この仕組みにつきましては、右側の7ページのフロー図をごらんいただきたいと思います。上段の左の大きな枠内にありますように、乾しいたけの生産者は、出荷する際に、採取した年月、採取場所などの生産地情報を記載した出荷カードを添付して、中段にあります②の県内のしいたけ市場へ出荷します。次に、市場では出荷カードの生産地情報をパソコンに入力するとともに、新たに品柄や内容量など入札に必要な情報を入力して、生産地情報とあわせてフロッピーディスクにデータを保存し、落札した加工業者のほうに渡します。

次に、③の加工業者は、アにありますように、生産地情報、入札情報などの入荷データを自社のパソコンに読み込みまして、袋詰めする際などに、どこの産地のしいたけを使用したかなどの加工情報を入力して保存しておきます。そして、イにありますように、県産乾しいたけで製造された商品には認証マークを貼付して小売業者や消費者等に出荷します。次に、ウの消費者等からの履歴照会であります。消費者等は、一番下の枠の中央にありますように、JAS法

により表示が義務づけられています一括表示欄の中から、赤字で示しております商品名、内容量、賞味期限、この3項目を加工業者に告げて問い合わせますと、加工業者はデータをもとに生産者や産地、入札月日、市場名、加工年月日など、生産から流通・加工に至る一連の履歴が回答できる仕組みとなっております。

このシステムの運営につきましては、上の右の枠にあります。去る8月30日にJAグループやしいたけ消費者など17者によりまして設立されました「宮崎県産乾しいたけトレーサビリティ運営協議会」が当たりまして、システムが適正に運営されているかどうかの立入検査、商品の認証、さらには構成員への指導などを行うこととなります。このシステムの監査には運営協議会で選任されました者が当たり、県はJAS法に基づく立入調査等により協力することとしております。以上がトレーサビリティシステムでございます。

左の6ページに戻っていただきまして、(4)の事業効果であります。生産から流通・加工に至る履歴が明らかになることで、小売店や消費者からの信頼が高まり、県産乾しいたけのブランド強化と需要拡大が図られるものと考えております。

なお、(5)の出荷予定時期であります。このシステムは、ことし秋のシイタケの発生が始まる11月から運用開始しまして、来年2月には、これらのシイタケでつくられ、認証マークが貼付された商品の出荷を予定しております。

山村・木材振興課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○池田林業公社対策監 続きまして、宮崎県林業公社の今後の経営形態について御説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の常任委員会資料の8ページ、A3の表をお開きいただきたいと存じます。「社団法人宮崎県林業公社の今後の経営形態について」、概要版であります。なお、別冊で検討結果報告書をお配りしておりますが、本日は概要版で説明させていただきます。

それでは、表の左上から順に御説明いたします。まず、抜本的改革の取り組みでございます。林業公社は設立当初から、森林の造成等に必要経費のほとんどを借入金で調達することとされておりました。また、林業公社では平成16年度から本格的な伐採時期を迎えておりますけれども、それまで債務の償還を可能とする収入を上げることができませんでした。この結果、平成18年度末現在の長期借入金残高は、お示ししておりますように、農林漁業金融公庫が約81億円、市中銀行が約92億円、県が160億円など合計で約333億円となっております。

林業公社は、平成16年度時点の経営あるいは支援策のまま推移した場合、すべての分収林事業が終了する平成80年度には、黄色い丸の中にお示ししておりますように、約134億円の債務が残ることが見込まれたところであります。このことから、事業運営の見直しや債務累増の抑止に向けた取り組みを進めていくことが大きな課題となっております。このため、平成16年度に抜本的改革方針を策定しまして、林業公社の経営体質や収支の改善を図り、県民の負担を最小限にすることを目的に、平成17年度から3年間を集中改革実施期間として集中的な改革に取り組んできたところであります。

これまでの取り組みの結果は、左下の枠にお示ししております「抜本的改革の主な成果」でございますが、このうち1から6までの項目について取り組んだ結果、それぞれ効果額が得ら

れまして、その合計額につきましては、下の黄色い丸の中にお示ししております約139億5,000万円と見込まれております。また、その下、9番にありますように、九州地方知事会を初め、林業公社を有する各県が連携しまして、国や農林公庫に対して提言・要望活動を展開してまいりました。この結果、平成18年度から林業公社に対する国の支援措置が創設されるなどの成果も上がったところでございます。このような成果等を踏まえまして、本年3月に副知事を会長とします林業公社経営形態等検討会議を設置しまして、今後の経営形態について検討を進めてまいりました。

表の右上でございます。経営形態の選択肢をお示ししております。左から、「県営林への移行」「公社として存続」及び「他団体との統合」の3つの形態について、それぞれのメリット、デメリットを洗い出しまして、県民にとって最も負担が小さくなる経営形態について検討してまいりました。

まず、左の県営林への移行につきましては、県営林として一体的管理で事業が効率化できるメリットはございますが、県が損失補償しております農林公庫及び市中銀行の債務（18年度末現在で約202億円）につきましては、基本的に県が一括償還する必要がございます。また、林業公社の債務については、県に対しまして社営林による代物弁済という形がとられますことから、これに伴う多額の消費税（試算約20億円）が課税されること、さらに分収林契約の名義変更に伴いまして、土地所有者の同意取得あるいは契約変更事務に多大な労力が必要であること、こういったことから県民負担が最大となる選択肢と認められました。

次に、中の公社として存続につきましては、

4つ目に黒丸で示しておりますように、県による無利子貸し付けを継続することが必要ではありますが、改革の成果によりまして長期収支が改善されたこと、また国による支援制度等が最大限に活用できること、引き続き分収林契約の履行義務を果たすことが可能であることなどから、県民負担が最小になる選択肢と認められました。

次に、右の他団体との統合につきましては、統合によりまして管理体制の一部については合理化される可能性がございますが、いずれの団体も林業公社の債務を減少させる可能性がないこと、また、統合に伴って分収林契約上の地位移転あるいは地上権の移転登記といった事務に多大な労力と経費が必要となること、さらに、業態がそれぞれ異なりますことから業務の合理化が困難であること、こういったことから現実的には困難な選択肢と認められました。

以上のように、それぞれの選択肢のメリット、デメリット、及び抜本的改革方針で目的としました「県民の負担を最小限にすること」を総合的に判断しました結果、今後の経営形態については公社として存続することに決定いたしましたところでございます。

次に、その左下の枠に示しております「将来の見通し」についてであります。左で御説明しましたように、抜本的改革に取り組んでまいりました結果、すべての分収林事業が終了する平成80年度には、すべての債務が解消できる見込みとなったところでございまして、これを踏まえて長期収支を試算しますと、平成80年度の収支についても、1億3,000万円程度ではございますが黒字が見込まれるところであります。さらに、これまで低迷を続けてきた木材価格につきましても回復の兆しが見えておりますことか

ら、林業公社の経営にも好影響をもたらすものと考えております。

一方で、その右にお示しておりますように、本県が抱える森林・林業の課題についてであります。県としましては、森林を県民共有の財産として保全していく必要がある中で、現在、植栽未済地対策や間伐推進対策が喫緊の課題となっております。

そのため、表の一番下にお示しておりますように、今後の公社のあり方につきましては、1つ目に、今申し上げましたような課題に対応しますため、今後は施業受託方式による植栽未済地対策及び間伐推進対策を、県内全域の水土保持林を対象として積極的に実施していくこととしております。

2つ目に、森林づくり活動を行うボランティアグループとフィールド所有者との間のあっせん、あるいは森林づくりのコーディネートを実施するなど、県民参加の森林づくりにも取り組むこととしております。

さらに、社営林につきましては、3つ目にありますように、現在移行を進めております長伐期施業によりまして公益的機能の維持増進を図りますとともに、4つ目にありますように、木材の需給動向に配慮した計画的な伐採を進めまして、木材の安定供給に取り組んでいくこととしております。

なお、今後とも、社会経済情勢の変化等に対応して常に経営の評価と見直しを行ってまいりますとともに、国に対しても、林業公社あるいは県に対する支援制度の拡充につきまして引き続き要望してまいることとしております。

以上で説明を終わります。

○押川委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

まず、議案第1号、第2号、第4号について質疑を受けたいと思います。委員の皆さん方、どうぞ。

○外山委員 補正予算の25ページ、試験研究費で「広葉樹林化のための更新予測および誘導技術の開発」ということですが、これは具体的にどういうことをやろうとするんですか、もう少し詳しく説明をお願いします。

○黒木林業技術センター所長 具体的に調査研究の内容ということですが、これは国の委託研究でございまして、先ほど環境森林課長から説明がありましたように、全国の試験研究機関、大学等が共同で研究するものでございます。中身につきましては、具体的には、広葉樹林化が進みやすい条件等を調査しまして、最終的には広葉樹林化を加速させるための施業誘導技術マニュアルを作成する、そこまでを5年間の中で考えております。

○外山委員 言葉ではそういうことですが、誘導技術とはどんなことなんですか。未植栽地の問題、議会でもいろいろ議論になっております。植栽をせずに山をほっておけば、ある期間がたてば広葉樹になるんです。だから、場合によっては無理に針葉樹の杉なんかを植栽せずに、ほっておくという一つの政策というか、これもあるんじゃないかという気がするんですが、これはそういうことを想定したことなんですか。

○黒木林業技術センター所長 ただいま外山委員がおっしゃいましたとおりでございまして、通常、人工林を伐採しますと人工植栽をやりませんが、この調査研究では、人工植栽ではなくて、いわゆる天然力を生かした天然更新によって人工林を広葉樹林化していこうという調査研究でございまして、ですから、あくまでも人

工植栽ではなくて、天然力を生かした天然更新施業、そのための施業マニュアルをつくることといったようなことでございます。

○外山委員 どういう誘導の仕方をするか、そこ辺は、今からそういうことをやりましょうということですか。

○黒木林業技術センター所長 はい、そういうことございまして、具体的には、天然更新でやる場合、どういったやり方をすれば早急に広葉樹林に転換できるのか、そういった調査研究をやりまして、まだ具体的にどうのこうのという話はないんですけれども、大きな方向としてはそういうことで考えております。

○外山委員 私は、さっき言ったように広葉樹林化——余りにも宮崎県の山は、戦後、人工林に針葉樹での拡大造林をやり過ぎたがために、崩落の原因になってきたわけです。だから、ほっといてできるだけ早く広葉樹の山になっていくというのを科学的に研究するというのは、非常に大事なことだと思いますので、大いに進めていただきたいということだけ申し上げておきます。

○権藤委員 これは、森林県で全国的にどんなふう展開されていくのかということが一つあるんです。本県として独自のもの等があれば、国の予算の100分の100を本県が受け入れて、また国の事業としてやるんだとしたら、何で受け入れるのかなという気もいたします。その裏には、非常に悪いことだけれども、農林の補助金に関してはいろいろ問題があったわけです。そういうことを含めて、この調査目的というのが事務当局に来ているのであれば、委員には配付するなりして、もっと具体的に、調査の目的とか、5年間にわたる初年度が140万の事業は、宮崎としてはどういう受益があるのかとか、そうい

う疑問が次々に出てくるんです。ごく最近そういう事件があったということを含めてね。

だから、やってもらうことはいいんだけど、私たちの審議は、裏金問題を含めて、今までは、そうですか、そうですかと聞いてきたことがいいのかどうか、そういう気もいたしておりますから、国の事業はこっちが腹が痛まんからいいわということでもいいのかなと、そういう気持ちを近ごろ持っているわけです。そういうことで、資料がある分は委員に全部配付してもっとわかりやすくせんと、国の事業だからいいわということで今までずっとやってきたけれども、国においてもそういう事件が起きているということですから、我々は全然責任がないことはないと思うんです。その資料があれば配付して、5年間でやる大きな国の事業であれば、何で地方が負担するようなシステムをとるのか。国が予算計上して国が研究すればいいじゃないか。国がそのセンターとやればいいじゃないか。そういう気がするものですから、今の外山委員の発言に関連して申し上げます。

○黒木林業技術センター所長 これは、先ほど言いましたように国の委託研究ということで、宮崎県だけではなくて、各県の林業関係の試験研究機関、大学等が共同で研究するというものです。本来は森林総合研究所というところが国から委託を受けてやるわけです。ただ、森林総合研究所だけではできないものですから、役割分担ということで、それぞれ調査内容を設けて各県でやるといったようなことでございます。

○榎藤委員 各県で担うべきものがあるんだしたら、それを我々に示してください。そうじゃないと、さっき言ったような信用が——我々も費用負担をする以上は責任があるわけです。宮

崎で何をやるかわからんで140万、5年間であれば1,000万超すかもしれません。そういう意味で説明資料を出してもうちょっと説明してくれるんですかということを知っているんです。

○黒木林業技術センター所長 きょうは持ってきておりませんが、国のほうの、この試験研究をどういう方向でやるかという概要版がございますので、必要であれば後日配付したいと思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○榎藤委員 そういう概要版じゃなくて、140万の宮崎でやらなきゃいかんと、そういう理由、中身があるはずだから、それを示してくださいと言っているわけです。

○押川委員長 本年度の140万の事業内容の詳細があれば、それをくださいということと、5年間の事業ですから、県として資料等があるのであれば提出していただきたいということでもありますから、そういう方向での回答、返答をお願いしたいと思います。所長いかがでしょうか。

○鈴木環境森林課長 この研究につきましては、先ほども言いましたように広葉樹林化を促進するための研究なんですが、少し補足しますと、植栽跡地につきましては……

○榎藤委員 発言の途中でありますが、今の結論は、概括的な5年間の内容と140万の初年度の内容、本県がどうしてその対象になるのか。例えばクヌギがいいとか、宮崎でやろうとか、そういうものがあるのかないのかを含めて説明してくださいと言っているんです。

○鈴木環境森林課長 先ほど林業技術センター所長が言いました資料とこの研究の中身、それから役割分担ということで、本県にとってどういう意味があるかは、そういった概要の中から

読み取ることになるんですが、これにつきまして補足しますと、私どもも植栽未済地について天然更新というのを考えておまして、天然更新がなかなか進まないところにつきましての研究をされることは、本県にとっても意義があることでして、全額、森林総合研究所が10分の10で受けてくれるということです。資料としては研究の概要をお示しするということではいかがでしょうか。

○榑藤委員 今できる範囲、情報の中で工夫してもらえば、それ以上のことは求めないんですが、国からもらっても、本県が140万なら140万分の仕事をこういうことで頼むんだというのがびしっとないといかんと思うんです。ただ分担金みたいに、どこで何をやるか受けとめずに140万受けて出す、やるのは専門機関ですがと。一回受け入れてやらなきゃいかんという本県独自のものがあるんじゃないか、あるんだったら説明してくださいということなんです。だから、読み取るような説明資料と、その中身を説明してほしい。

○鈴木環境森林課長 直接ではありませんが、概要版の中にそういったことも書いてございますので、必要があれば後日お配りしたいと思います。

○榑藤委員 必要があればじゃなくて——今言っているじゃないですか。必要があればということじゃない。

○押川委員長 では、資料の提出をお願いいたします。

ほかにございませんか。

○榑藤委員 歳出予算説明資料の企業からの寄附ということ、松くい虫云々という用途、これは企業はどういうところで、金額は幾らですか。

○坂本自然環境課長 寄附された企業というこ

とでございますけれども、宮崎市内に江坂設備工業(株)がございます。それと関連会社の(株)新江設備というのが佐土原町にございます。この2社から寄附を50万円ほどいただいたものでございます。

○榑藤委員 手元にいただいた常任委員会資料の3ページ、12万円が7,400円でいようにあるということで歓迎するんですが、昨年、この3項目の区分で実績等があったのかどうか。12万払って受けたとかそういうものがあれば教えていただきたい。

○坂本自然環境課長 この中で、土地掘削、ゆう出路増掘又は動力装置の許可、こういうものについては承継で許可を受けたものはなかったと考えております。

温泉利用許可を受けた地位の承継の承認については、申請の中に、これは承継で名前がかわりましたからといった記述のところはなかったものですから、具体的には把握をいたしておりません。

○榑藤委員 ないということは、去年はなかったということですか。

○坂本自然環境課長 温泉の利用許可は、温泉の利用許可を受けた方が増設をする場合もございまして、非常に幅が広いものですから、確認自体はいたしておりません。

○榑藤委員 確認をしていないということですからあれですけど、3区分で高い金額を下げたということですから、それは非常にいいことだと思うんですが、そんなにたくさんあったのかなという意味でお聞きをしたということで、後でまた教えてもらいたいと思います。

続いて行きます。6ページのトレーサビリティの話ですが、これは全国の中で、例えばABCグループでやっているところがあって、宮

崎はAグループですよとか。ほかの県はやっているのかどうか……。

○押川委員長 まだ今は議案だけです。

ほかに議案で御質問ないでしょうか。

○坂口委員 温泉法の一部改正ですよ、前も本会議でだったか改正が必要ということで、特に成分表示が、くみ上げた直後の泉源の温泉水の成分を表示するというのと、それに基づいて知事が温泉の効能、効果を認めているということが現実的でない。泉源からくみ上げたお湯は普通の状況になっていくと成分変化があるということ、成分が変化すれば効能も当然変化すべきだけど、知事がそれで認めて、知事の判断で、この温泉はどういう効果がありますよということを表示すること自体が問題だということ、これを一回指摘したら、国のほうで改正の動きがあるという答弁をいただいているんです。これと連動して、そこらでの改正はなされているんですか。

○坂本自然環境課長 委員がおっしゃいましたように、今回の温泉法の改正の中では、「温泉成分の定期的な分析及び公表の義務付け等」という項目が新たに設けられまして、この中で温泉成分の定期的な分析を10年ごとにやりなさいと、その結果に基づく施設における成分の掲示の更新を義務づけるということで、内容に含まれております。

○坂口委員 そうすると、温泉水がずっと滞留していたところでの条件のまま出てきた成分は、地表条件、1気圧30度前後の温度とか、酸素があるとかないとか、そういう状況になってきたら成分変わりますよね、化学反応を起こす部分とか結晶化する部分、気化する部分。だから、自然条件のもとに置いた成分で成分分析を表示しないと、泉源にあったところの成分分析

をやって、その成分に基づいて効能をうたうということは現実的ではないんじゃないかという質問をしたら、そういうことを踏まえた見直しはなされているというんだけど、今のは、一遍届け出ればいいですよというのは、10年後にまた調べなさいと、それだけの改正ということなんです。

○坂本自然環境課長 おっしゃったような改正でございます。

○榎藤委員 委員会資料の2ページの債務負担行為のところ、確認というか、理解が間違っていたらいかんということでお聞きをするんですが、従来、トータルで81億の農林公庫の借入金があると。それを今度は、一般的というか素人的には借り換えみたいにして安い金利でいいですよと、名目は施業転換ということで。そうすると6億500万円分については、従前は5%とかで借りていたと、その分が肩代わりして3.5%以下で借りられるということになったときのメリットといいますか差益はどれぐらい推定されるのでしょうか。そんなに正確でなくてもいいんですが。

○池田林業公社対策監 今おっしゃいましたように、農林漁業金融公庫から借り入れております現在の残高81億円のうち6億530万6,000円を借り換えるということでございまして、金利の内訳につきましては幅がございまして、この中に含まれる金利は、最高6.5%から最低は2.8%までさまざまございます。今回の借り換えによりましてこれが一律2.35%に低減されます。これによって試算しました低減の効果額につきましては約6,300万円と見込んでおります。

○押川委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、その他に入りたいと思います。

○外山委員 林業公社の今後の経営形態についてお尋ねしたいんですが、まず、「抜本的改革の主な成果」というのが左の方にあります。この4番目に「県が無利子貸付を実施」ということは、農林公庫、市中銀行の81億、92億、合わせて173億を県が肩代わりするという意味なんですか。

○池田林業公社対策監 農林漁業金融公庫からは新たな借り入れについては行っておりません。農林漁業金融公庫に償還する償還金の原資として銀行から借り入れておったわけですが、その償還額の半分について銀行から借り入れ、半分は県が貸し付けるというような方法をとっておりましたが、半分銀行から借り入れるという手法をずっと続けていった場合に発生する利息が軽減されるという計算をしております。県が無利子貸し付けに振りかえるといいのでしょうか。

○外山委員 ちょっとわからないんですが、一番上のところに長期借入金の残高というのがありますね。平成18年度末、農林公庫が81億、市中銀行が92億、県が160億、今の話だと、これが現在では違ってきているんですか。これはこの状態なんですか。

○池田林業公社対策監 公庫と市中銀行に対しましては毎年償還を続けておりますので、年度ごとに減ってまいります。ただ、それに対しまして、現在県がその償還原資を貸し付けておりますので、県の貸付金はふえていくというような状況になります。

○外山委員 確かに、19年度に入っておるから多少の変更は当然あるでしょうが、基本的には18年度末で県の貸付金が160億で、市中銀行は92億、農林公庫は81億ということは変わらないんですね。

○池田林業公社対策監 18年度末現在のこの数字は変わりません。

○外山委員 そうしますと、先ほど聞きました4番の「県が無利子貸付を実施」というのは、市中銀行と農林公庫の合わせて173億を県が肩代わりして支払ったということなんですか、支払うということなんですか。

○池田林業公社対策監 おっしゃいますように、今まで銀行から借りてという方法をとってありましたものを、県がすべて無利子貸し付けで対応するというにした場合の将来にわたる利息ということで計算しております。

○外山委員 ということは、現在はまだ県は肩代わりをしていないんですね。

○池田林業公社対策監 そのとおりでございます。将来もずっと無利子貸し付けを続けていった場合の試算でございます。

○外山委員 考え方としては、市中銀行と農林公庫の金を、県が今の段階で全部肩代わりをするという方法もありますよね。県が肩代わりをして無利子のお金を公社に貸し付けるという方法もあるわけですが、平成80年までこれから60年ぐらいありますね。約定どおり173億をずっと払っていくとしたときの支払い金利の合計はどのくらいになるんですか。年次的に減っていくから計算は複雑ですが、ざっとどのくらいになるものでしょうか。

○池田林業公社対策監 少し時間をいただいて、計算をします。

○外山委員 抜本改革をするのであれば、当然事務的にはそういうところの計算をした上で、場合によってはここで全額県の金を入れたほうが得だという計算も成り立ちますからね。金利だけでも莫大な金になると思うんです。これと先ほどの4番との絡み、これは一括じゃなくて、

毎年払う分について県が肩代わりをしていくということなんですか。

○池田林業公社対策監 毎年の償還に対して県が対応していくという考えです。

○外山委員 それでは、今言いましたように、年次的に60年払っていったときに、173億に対してどのくらいの支払い金利になるかというのを明らかにしてもらった上でないと、やっぱり計画のように年次的に払いながらやったほうがいいのか、それともここでどこかからお金を持ってきて元金の173億をぽんと払ったほうがいいのかという判断ができないんです。後でもいいから、どのくらいの利息になるのかお示しいただきたいと思います。

○池田林業公社対策監 現在、公庫、銀行の173億の債務残高に対しまして約29億円の利息が発生する見込みでございます。それは、表の右の県有林への移行のメリット、デメリットの枠の中に記載してございます元利合計額約202億円ということになりまして、利息だけは29億円ということになります。ただ、農林公庫につきましては、分収林を伐採して契約を解除するといったことをしないと繰り上げ償還が認められておりませんで、もし繰り上げ償還をした場合、現在の利率と同率の違約金が発生すると考えております。

○外山委員 農林公庫の借入金に対して、県が一括返済したくてもできないということなんですか。

○池田林業公社対策監 特に農林公庫は借り入れで貸付資金を調達しておりますから、公庫としてはその利息を取り返す必要がある。そういったこともございまして、現状では一括償還は、分収林の現地を伐採して契約を解除するといったような特別な事情がない限り認められて

いない状況でございます。

○外山委員 市中銀行のほうは一括返済できるんですね。

○池田林業公社対策監 折衝してみないとわかりませんが、資金を調達するに際しては、銀行も同じような利子を想定して調達していると考えられますので、一般的に市中銀行の場合は繰り上げ償還ができるわけですがけれども、何らかの違約金が発生する可能性はあると考えております。

○外山委員 そのことはこっちに置いておきまして、29億の利息ということで、173億を3%の金利としたら1年間で5億ぐらいの支払い利息になりますよね。元金がゼロになるまでに29億ぐらいの利息ですか。1年で5億以上払いますよ。間違いはないですか。

○池田林業公社対策監 別冊でお配りしております報告書の18ページにお示ししておりますが、まず、公庫も銀行も借り換え、あるいは銀行の場合は入札方式といった手法をとってまいりました結果、利率はかなり低減されております。加えまして、報告書の18ページの図-10、長期支出計画のグラフにお示ししておりますように、銀行の償還につきましては平成41年度、公庫の償還につきましては平成55年度に終了する見込みでございます。この間、特に公庫につきましては急激に償還が進みまして、利率が加算される残額というのがどんどん減ってまいりますので、この先、期間はありますけれども、利息合計額についてはその程度だと試算しております。

○外山委員 そういうことにしても、相当な利息ですよ。この件について積算されるとき、財政当局のほうとは話を当然されたと思うんですが、財政のほうはどうなんですか。一般的に

会社再建しようという場合は、そこに無利子のお金が準備できれば、借入金の元金を払います。どうなんですか、そこ辺のところは。財政当局が払えないと言えましょうがないんでしょうけど、そこ辺の折衝というのはあったんですか。

○池田林業公社対策監 県として公社を存続させるという方針を持った以上、貸付金としての歳出が伴うわけでございます。ただ、それは毎年度の予算編成の中で処理されていくと考えておりまして、確実に約束されたことではございません。そういったこともありまして、一応財政とは相談はいたしておりますが、今委員がおっしゃいましたように、一括で償還するといったようなことになると、原則としては一度に支出する金、202億円が必要になるということで、単年度でそれだけの支出ができるような財政状況にはないと、確実な答えというわけではございませんが、そういうニュアンスであったと思っております。

○外山委員 後で聞こうと思ったんですが、こっちの借入金が173億で、右のほうの「県営林への移行」という欄を見ると、一括償還する場合は202億円というふうになっておるんですが、何で金額が違うんですか。県は別として、借入金が173億でしょう。ところが、一括償還する場合は202億円となっているんです。

○池田林業公社対策監 今申し上げましたように、この173億円に、公庫、銀行のこれから償還すべき利息を加算しますと202億円でございます。

○外山委員 ということは、先ほど29億、ずっと元金がゼロになるまでの利息をのせるとこの金額になるということなんですね。

さっきの発言でおやと思ったのは、公社を残すとしたらと、その前提でこの計画が——そう

いう発言をされましたね。私の受け取りは、公社を残すか残さんかという抜本的なところから検討に入らないと、残すことありきで検討されたというニュアンスの感じなんです。部長、どうなんですか。全然違いますよ、この改定計画が。

○高柳環境森林部長 これは公社を残すということ的前提に検討したものではありませんで、方法としては、県営林への移行、他団体との統合、公社として存続、この3つの選択肢の中からどれが一番適当であるか、もちろん財政負担の要素が一番大きいんですが、そういったことを踏まえて検討したものでございまして、県が検討する前の段階で、本会議での答弁でもございましたように、外部の弁護士とか税理士、学識経験者の方、これは県の私的諮問機関という位置づけで専門家の方に検討していただいたり、18年度に包括外部監査も受けまして、中でもどうあるべきかということを検討していただいていますので、公社存続ありきということでの検討ではございません。

○外山委員 今の部長の発言を聞いて、そうじゃないとおかしいものですから、先ほどの発言が、残すということだということだったものだから、ちょっと気になって聞いたんですが。

この計画ですと、県の資金をずっと入れないと——部分的には毎年支払い利息分を県が肩代わりしていくということのようではありますけれども、最初に173億を全額肩代わりするというのが一番いいと思うんですが、場合によっては、その半分もしくは3分の1、そういう肩代わりの仕方もあると思うんです。財政当局と詰めていって、公社を健全化するためには、資金を入れていく入れ方。元金償還に入れる分がないかどうか、もうちょっと詰めてみる必要がある

ような気がするんです。どうでしょう。

○池田林業公社対策監 今、委員がおっしゃいましたのは、伐採に伴う分収林契約の解除、それによって繰り上げ償還ができるといった手法ではなくて、まだ山がある状態での繰り上げ償還をふやしていくべきではないかというようなお話じゃないかと思うんですが、先ほど申し上げましたように……。

○外山委員 公庫については、それはできないということですから、市中銀行の借入金の部分、90億あれば、ことし30億ぼんと返す、5年後に30億返すとか、そういうやり方もあると思うんです。できるだけ早く経営を軌道に乗せるという視点から、財政当局の理解、了解、そして資金の誘導ということができる可能性はあると思うんです。トータルで29億、30億近く利息が出ていく、これは無駄なお金ですから、もうちょっとそこ辺のところを財政と詰めていく必要があると思いますが、その余裕はないんですか。

○池田林業公社対策監 おっしゃいますように農林公庫に対しましても繰り上げ償還をさせてもらうような要請もしておりますし、当然、市中銀行に対しましても繰り上げ償還が可能となれば、そういった方向が経営改善の道になりますので、それは今後財政当局とも相談してまいりたいと考えております。

○外山委員 最後に、今おっしゃったように、私はこれでよしとは思いませんので、資金をできるだけ財政当局が投入できるような努力を一回していただいて、その結果をまた聞きたいと思います。

○坂口委員 地財措置がとられるようになったわけですね。だからここに202億と173億の違いが出たわけで、結果的に県が代行して払って

いく限りは利息はゼロという勘定になります。県が借り入れて一括で返していけば、この部分の利息は生じることになります。今度は、県の借入金として一般財源を確保するために借り入れた。だから、私はこの方針のほうがいいんじゃないかという気がするんです。利息が交付税措置がとられた。それと、今後とも知事会が、これについては国の責任によるところが大きいから、もっと地方への支援を創設すべきじゃないかという動きも、長い分割返済の中で新たな制度が創設される可能性も十分あると思うんです。29億円を得するために全部返してしまえばそれが発生しないじゃないかじゃなくて、発生した分に対しての県の無利子貸し付けにかかる利子負担分は交付税措置がとられて、今年度5,200万なら、利子をここで、外したほうが——今のを聞いていて混乱してきて、そこはどうなっていくんですか。それは交付税措置がまた出てくるわけだから相殺されるわけですね。

○池田林業公社対策監 今おっしゃいましたように、県が無利子貸し付けをすることによって、県は損をするといいたいまいしょうか、そういった立場になるわけですが、特別交付税措置によって、満額とは申しませんが、その一部は確保できるというような状況でございます。全国枠が小さいということもありますので、今後はさらにこれを拡充していただくような要請活動は知事会等でやっていくべきだと考えております。

○権藤委員 今、こういうことを聞くのはあれなんです、林業公社の収支決算は毎年決算のときに説明を受けておるんですか。

○池田林業公社対策監 林業公社の決算につきましては、6月議会の常任委員会で毎年度の決算状況を報告しております。

○**榎藤委員** 外山委員が言われたことも、私も一面考えるんですが、ただ60年間というのが余りにも不確定要素が多いと。黒木議員の一般質問でもあったように、外材の需給がどうなるのか、そして国産材の値段がどうなるのかと。また需給からいけば、マンションとかプレハブ工法で減るんじゃないとか、わからんことがいっぱい60年間にあると思うんです。それを、存続と知事がうんと言うたということだけでいいのかなと、そういう気もいたしております、毎年決算はということ聞いたんです。

私は、今ある尺度としては、60年後をめどの経営計画という線が一応引かれたわけですから、毎年チェックして一喜一憂する必要はないけれども、5年、10年という節目で、今のやり方がどうなのかというあたりを——当然その間には収支が好転するのか悪化するのかということも出てくると思うんです。だから、本来からいけば、常任委員会の資料を私どもが全部勉強すればいいんだけど、常任委員会というよりも全庁的な問題意識で取り組まなければいかんんじゃないかということ。

もう一つは、80年の今度つくった経営計画に照らして、初年度、3年後、5年後はどんなふうに歩いていっておるのか常に検証しながら今のあり方を議論していかんといかんのではないかというのが、外山委員の質問の裏にもあると思うんです。そういう意味で、一つの経営目標に対して歩いていっていることを、私どもが聞いて言うということじゃなく、今後、決算報告なりコメントなりを、おおむね目標どおり行っているとか、もっと悪くなるんじゃないとか、みずから我々に説明してもらおうような姿勢をお願いしたいと思います。

○**池田林業公社対策監** おっしゃるとおりでござ

いまして、ただいま委員からお話ございましたように、林業公社の経営につきましては今後も木材価格に大きく影響されます。今、5年、10年の節目とおっしゃいましたけれども、私どもとしましては、絶えず見直しといたしましょうか評価を行いながら、木材価格の上がり下がりに応じた経営方針を練り直しながら進めていきたいと考えておりまして、当然、6月議会における決算の状況報告につきましても、そういった内容を含めて御報告申し上げていきたいと考えております。

○**中野委員** 関連ですが、林業公社のまま存続するというところで、その理由は、平成80年度には債務残高を解消できるという見通しが立ったから存続ということを決められたんですが、今現在、債権状態がどうなっているのか、実際不良債権があるのか、債務超過になっているのか、そういうこと等がわかりませんし、また、80年に解消ということですが、そのときの状態がどうなのかという数字がわかりませんから、貸借対照表等の財産目録、一番新しいものをください。

それと、平成80年度を見通した貸借対照表等がつくられたと思うんですが、それもいただきたいと思います。

それと、この表で「将来の見通し」の中の1つ目の丸に「債務残高を解消できる見込み」とあります。80年度は債務残高はないということかと思ったら、表の一番上には「平成80年度の債務残高約134億円」とあります。債務残高が134億円、80年度もあるんですか。

○**池田林業公社対策監** これとの関係につきましては、上の丸の中にあります債務残高見込み134億円は、平成16年度の状況で推移しますと平成80年度の残高見込みがこれだけでござい

まして、その後改革に取り組みました結果、効果額が下の丸の139億5,000万円ほど見込まれますので、これは相殺できるという説明でございます。

○中野委員 そうしたら、なおさら80年度を見込んだ貸借対照表をいただきたいと思います。そうでないと検討ができません。

それから、公社は、いわゆる分収林の造林契約をずっとされてきたと思うんですが、対象となる市町村と、市町村ごとにどういう契約面積があるのかをいただきたいと思います。

○池田林業公社対策監 林業公社の分収林は、発足当時、県南部は国有林が多かったこと、人工林が発達していたこと等から、県北を中心に実施されました。したがって、公社の分収林は県北12市町村に分布しております。県南にはございません。

○中野委員 12市町村に関係する分収造林契約がしてあった。それがこの公社ということですね。では、18市町村には関係なかったわけですね。

○池田林業公社対策監 分収林事業ということに関しましては、これまで関係してまいりませんでした。

○中野委員 それから、今後の公社のあり方の一番上に「植栽未済地対策と間伐推進対策への貢献」ということで「県内全域で実施」とあります。ということは、公社は30市町村のことをしてくれるということですか。

○池田林業公社対策監 今まで分収林事業として県北に偏っておりましたので、今後は県内全域に活動範囲を広げて実施していくということでございます。

○中野委員 それから、公社方式を継続すれば県民負担が最小になるということでもあります

が、県が無利子貸し付けをするわけですね。さっき29億円云々と言われたのはそのことになるんですか。

○池田林業公社対策監 先ほど申し上げましたのは、現在、公庫と市中銀行から借り入れております173億円の元金に加えまして29億円の利息、合わせて202億円になりますが、基本的にはこれを一括償還する必要があるという記載をしております。

○中野委員 県が無利子貸し付けをすれば、県は調達コストがかかると思うんです。その60年間の利息というのは計算してあるんですか。

○池田林業公社対策監 県が無利子貸し付けをするその原資といいたいまいしょうか、県が調達するための利息見込み額については計算しておりません。

○中野委員 そこが県の負担になると思うんです。調達コストがかかっているわけですから。県が融資する貸し付けの期間は何年になるんですか、資料がどこにあるんですか。

○野村環境森林部総括次長 お手元の資料の26ページを見ていただきたいんですが、これは借入融資や利息、収入も見込んで計算したものです。上の方の図-14を見ていただきますと、緑色が伐採純収益、青い折れ線グラフが県の償還金、赤が県の借入金ということで、すべて試算したところ、平成37年が分岐点で、県の借入金よりも償還のほうが多くなるということになります。

県から借り入れる分については無利子でございますけれども、それは先ほども議論がされておりますように、国の地方財政措置がとられて、全額ではなくても一部補てんがあるということです。ただ、県が金融機関等から借りてそれを一括償還した場合には——そういうことはない

だろうと思うんですが——県から無利子で貸し付けをしてもらったほうが、県全体としても財政的にはいいということです。

ただ、既に伐採時期を迎えておりますが、切る量を平準化していけば、緑で示しているように右肩上がりに収益が見込まれる。この収益も、森林組合の価格で一番悪かった5年前が3,300円ぐらいになっていますが、3,800円で計算しました。実際は4,300円と高いところもあるんですが、これから先値上がりの状況にある中で、安定した価格を3,800円で見込んだ場合にこういう収入が得られるということで、将来的には、平成80年で全部償還終わります。借り入れもなくなりますというグラフです。これの詳細な計算をしたものは別にあるんですけども、ここでは目で見てわかるようにということであらわしております。

下のほうは、市中銀行から借りているのは、ピークは平成25年ぐらい、トータルで341億になります。ここで見ると水色が宮崎県ということで、だんだん県がふえて、市中銀行や農林公庫の分は減っていくということで、ほとんど県になるわけですけども、いずれ収益がはかられてくる中で、市中銀行や農林公庫からの借り入れがなくなれば、だんだんと償還のほうに回せる額がふえて、自然的に償還がされてきてゼロになるということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○中野委員 借入残高が平成60年度にはなくなるということはわかりましたが、さっきもちょっと言いました、公社が県から借り入れる借入金の期間は何年のものを借りるんですか。

○池田林業公社対策監 30年据え置いて40年の償還期間ですから、10年の元金均等償還ということにしております。30年据え置いて、それか

ら10年間で返すということです。

○中野委員 無利子の県の資金を40年間借り入れるということですね。それで公庫とか市中銀行のほうに戻していくということでしょう。40年間の借り入れの制度があるのかないのかわかりませんが、40年間のものを借りていくということですね。

○池田林業公社対策監 先ほどの答えで間違いがあったかもしれませんが。県は40年間の無利子貸し付けを行います、県の資金は一般財源を充当しております、基本的には調達コストはないといひましようか、利息は発生しないということになるかと思えます。

○中野委員 よく説明はわかるんですが、いわゆる公社が県から借りるお金、一般財源か何か知らんけれども、また戻さにかいかんわけでしょう。借りて戻すまでの期間は、ことしの分、来年といろいろあると思うんですが、何年後に戻すんですか。一括して戻すんでしょう。

○池田林業公社対策監 先ほど申しましたように、ことし借りた金は30年後から10年間かけて返すということになります。

○中野委員 ということは、借入期間は30年から40年あるということですね。

○池田林業公社対策監 借入期間としては40年でございます。

○中野委員 わかりました。要は、公の公社が無利子のものを県から借りて、そうしていくと後でうまくいくと、いわゆる債務残高が解消できるということで、公社が生きるということで、それはわかるんですよ。それでいいと思うんですが。県のお金ですからね。しかし、県が農政とかいろんな融資制度を持っていると思うんですが、40年の貸し付けというのはないように思うんです。無利子というものもあることはありま

すが、余りないんですよ。無条件に40年のものを県は公社には融資する。しかし、基幹産業である農業とかにはそういうものはないということですから、官民格差というかそういう気もします。これは農政のほうに後で聞きたいと思うんですが、公社にはこういう制度をつくるんだったら、農政にもそういう制度をつくってもらいたいなという気がしたのだから、聞きました。

それで、さっき部長は、これの検討委員を弁護士やら何やらと言われましたよね。39ページの検討会議の委員名簿のほかにもまだ委員がおられるということですか。

○高柳環境森林部長 平成17年の10月に、経営計画の選択につきまして、先ほど申し上げましたように弁護士とか税理士、学識経験者等をメンバーにしました林業公社基本問題等研究会というのを設置いたしまして、そこからの提言も受けております。また、平成18年度の包括外部監査におきましても、その形態についての貸付金の償還見込み、あるいは公社のあり方についての意見もいただいております。いずれも条件がございますが、「林業公社として存続することが適当である」という提言、意見をいただいております。

○中野委員 この検討会議のメンバーじゃなくて、以前につくった研究会のメンバーに弁護士等もいらっしゃるということですね。それはわかりました。

では、この委員会が3回開かれたとあります。延べ何時間検討されたものでしょうか。参考のために。

○池田林業公社対策監 3回で延べ6時間はやっておると思います。

○高柳環境森林部長 これは3月に設置しまし

て、8月をめどに検討するというので、内容的には具体的な収支計画とかありますので、検討につきましては、資料を数日前に配付いたしまして、それを熟読していただいて、副知事を会長とする会議で意見をいただいております。内容が非常に複雑で資料もございましたので、そういうものを含めると、実質的にはかなりの時間検討していただいております。

○中野委員 6時間で60年後を見通されたわけですから、事前に資料をよく見られてされたとは思いますが。

説明は要りませんが、要は木材価格の見通しに誤りがないように、60年後、あら、あのときこういう切り方をしておいたら大変なことじゃったということがないような見通しだと思いますけれども、60年後の責任云々にならないように検討されたと思いますから聞きませんが、何かいまいちぴんときません。

○井本委員 基本的に法人というのは、目的不能とか、目的完遂をした場合は、普通は解散、清算をやりますよね。この場合、我々が常識的に見て、これは成り立たんとじゃないかと常々前から思っていました。再建計画なんかを検討したことは前にもあったんですか、なかったんですか。

○池田林業公社対策監 林業公社につきましては、部内で平成7年度あたりからずっと、検討会をつくったり、その時々回数検討会を設置したりして検討は行ってきております。

○井本委員 こうなるまでほったたというのは何かあったんですか。我々から見たら再起不能とっていたんですけどね。

○高柳環境森林部長 造林につきましては、30年代の国の政策として、森林の荒廃をちゃんと整備していこうと、森林を守っていくというこ

とで、当初は県がこういう事業をやっておりました。当時は指導的な役割を県が県行造林という形でやっておりました。農林漁業金融公庫から低利の融資を受けることが、当時は県ではできなかつた事情がございまして、農林漁業金融公庫の融資を受けられる受け皿をつくる必要があるということで、林業公社をつくられた経緯がございまして、それで、本県も全国に倣って昭和42年に林業公社を設立しました。

その運営費をどうするのかということで、毎年県から委託を受けて森林整備をやっていけばよかつたんですが、これについては林業公社からの安い借入金で賄ってやっていくということになりまして、林業公社は毎年、造林あるいは保育のための間伐等の事業を公庫から借り入れながらやってきました。御承知のとおり造林してから伐採まで早くても35年かかります。その間はずっと造林して手を入れて、35年後にやると木として売れ、その収入で返していくというシステムになっております。そういうシステム自体をまず御理解いただく必要があるというふうに思っております。

○井本委員 それで、やる方法は3つしかないというのがそちらの大前提ですけれども、今言ったように解散、清算という方法は、「県営林への移行」とか「他団体との統合」の中に入っているわけですか。

○池田林業公社対策監 解散、廃止につきましては、平成16年度に改革方針を立てる前に単独で検討しております。破産という形で廃止することは、この選択肢以上にメリットがないといひましようか、デメリットが大きい。絶対廃止させるべきじゃないということから選択肢が設けられたような経緯がございまして。

○坂口委員 委員長、進めるために。

本会議でも委員会でも何度もそのことは、解散なり廃止なりすると400億ぐらいの現金が要るから、これはだめなんだということを報告されているから、簡単明瞭に「議会でやっております」ということを言うだけでいいです。進まんですよ、こんなことをやっていたら。

○井本委員 それで、結局、県が一番負担せにゃいかん。お金をいろんなところから出しておるけれども、普通、解散、清算となつたら、県ももちろん罰が当たるけれども、市中銀行なんかもそういう負担をするということはあるんじゃないですか。この場合は市中銀行もある程度負担はすることになっているんですか。

○池田林業公社対策監 解散、廃止、清算することになりますと、当然公庫、銀行に対しても債権の放棄というのを求めていくことになろうと思いますが、それが現実的に可能かどうかということもあります。それ以前に、土地所有者、いわゆる民間の方1,000人以上いらっしゃいますが、その方との分収林契約が履行できないという問題が一番大きな問題だと思っております。履行できなくなりますので、最悪訴訟に発展する、そういったことも考えております。

○高柳環境森林部長 借りているお金については、払えなくなつたら県が払いますという債務負担を負っております。それが一つ。

もう一つ、分収造林で地権者の方と契約を結んでおりますので、その不履行ということの大きな責任が生じます。

もう一つ申し上げたいのは、これは将来の計画ですから、木材価格等の不確定要素は当然ございまして。ただし、これについては非常に安全な価格、3,800円という安い価格で収支計画を見積もっておりますし、当然、木材価格の動向とか社会経済情勢の変化というのは考えられま

すので、国のいろんな制度の導入等も不確定な要素がございます。それについては常に点検、評価を行いながら、その時々に応じた適切な対応をしていくことといたしております。

○井本委員 権藤さんも言うように、余りにも長過ぎて不確定要素が多過ぎるんじゃないか。あなたたちが今までうまく経営をやってきたなら我々も支持するんだけど、シーガイア一つにしてもあんな状態になってしまったからね。あなたたちは30～40年後はだれもおらんわけよね。そんなの責任持てる話でもないしね。これでうまくいくのかなと心配するところです。

○高柳環境森林部長 確かに先送りではないかと、きのうの御意見もございましたけれども、ただ、公社としては、1,600ヘクタールございまして35年以上たっていますので、今から収穫期に入る木が多くなっていますが、全部伐採しますと、伐採跡地の急激な増大を来します。また、一遍に木材を出すと木材市場価格が混乱をいたします。公的機関としては安定的な運営を一方では求められております。それと最終の分収林契約をしたのが平成10年度でございます。10年度に契約した人は、幾ら早くても35年以上かかるんです。そういったことを平準化して、なおかつ植栽未済地の急激な増大をしない、市場を混乱させない、そういったことを総合的に考えていった場合に、安定的に木材の供給をして急激な課題、問題を生じさせないためには、80年度というのが条件を満たす。ただし、いろいろな社会情勢にかんがみまして、価格が上がればそれ以前に伐採したり、混乱を来さない程度に履行するという事は考えております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

では、その他に移ります。その他で何かあれば受けたいと思います。

○権藤委員 こわもてでいつもやかましいことばかり言うというふうに思われておりますが、いいことはいいと言わないかんという意味でお聞きします。

しいたけのトレーサビリティにつきましては、ほかに有力な生産県というのは5県ぐらいしかないと思うんです。そういう中で本県のトレーサビリティがどうなのかということをお説明いただきたいと思います。

○楠原山村・木材振興課長 乾しいたけにつきましては、隣の大分県が全国1位であります。本県は第2位ということで年間600トンほどの生産をしております。その次は岩手県です。日本全体では、大分、宮崎、岩手が乾しいたけの大生産地ということで、トレーサビリティシステムを大分県が昨年からはじめております。特に食の安全という意味では後れをとってはいけないということで、17年度から検討してまいりまして、3年計画でこのシステムの構築に取り組んだところです。

○権藤委員 2番目でもすばらしいと私は思いますので、充実していただきたいと思います。

小さなことで恥ずかしいんですが、7ページの一括表示欄の「しいたけ（原木）」というのは、これはクヌギとかクリが出てくるということで原木という表示になるのかどうか。小さいことで申しわけない。

○楠原山村・木材振興課長 これはJAS法で表示の義務づけがされているものですが、原木と菌床がございますので、基本的には原木か菌床を表示することにしております。

○押川委員長 その他でまだありますか。

まだあるようでありますし、後ほど不適正な

事務処理もお願いをしておりますから、ここで昼食を挟みたいと思います。

午後1時から再開ということで、休憩に入ります。

午後12時0分休憩

午後1時0分再開

○押川委員長 委員会を再開します。

○満行委員 しいたけトレーサビリティですけど、先ほど権藤委員からも出ましたが、幾つかお尋ねしたいと思います。

これで産地偽装が防げればそれにこしたことはないんですが、この運営主体は、(3)にJA8団体、しいたけ9事業体参加となっていますけど、県の関与というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 県の関与ということですが、この運営協議会そのものはあくまでも民間主導で設立していただいております。ただ、県としましては、17年度から、このシステムの開発あるいはパソコン等の導入、運営協議会の設立に向けた指導を行ってきまして、協議会の立ち上げに至ったということであります。

○満行委員 この運営協議会の立ち上げには、ずっと県が関与してきたということよろしいんですか。

○楠原山村・木材振興課長 はい、そのとおりです。

○満行委員 そうすると、今までは県費の負担というのはあったけれども、設立されたので、これ以降は県の負担というのはないということよろしいですか。

○楠原山村・木材振興課長 会員の会費とか運営のための収入等、これから検討していただいて、基本的にはそれで運営していただくという

ことになります。

○満行委員 加工業者は県内業者に限るのか、それともどこでもいいということになるのでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 県内に加工業者等55社ほどあるんですが、その中の重立ったところが現在参加していただいております。基本的には県内の業者を主体にいただいております。

○満行委員 生産者・市場・加工業者、ルートのにはかなり長いわけですが、それでたくさんの業者もかかわられるわけですが、この運営協議会だけでちゃんと公平公正というか、産地偽装、ブランド確立というのが担保できるのかということです。今後、もし事故とかがありましたらどうしようもない。反対に、立ち上げて産地偽装とか起こったら大変なことだろうと思うんです。やろうと思ったら、どこからでも持ってきてこのシールを張ることは可能だろうと思いますので。そこは運営協議会の内部的な監査、検査ということなのかもしれませんが。それに自主的な部分で任せにやいかん部分は当然あるだろうと思いますが、県の今後の関与というのはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○楠原山村・木材振興課長 基本的には、委員もおっしゃいましたように、あくまでもこのシステムは稼働し始めたら自主的に業界みずからがやってくと。ただ、県としてもJAS法に基づきまして立入調査等はやっていくということになります。

○松田委員 同じく、トレーサビリティシステムの認証マークのことでお伺いたします。このマーク、見た限りではここに問い合わせをするというふうにはなりませんよね。もしこの商

品を買って何かがあった場合には、下にある加工業者さんのほうへ問い合わせをすると、それが唯一の問い合わせ先になるわけですね。

○楠原山村・木材振興課長 おっしゃいましたように、例えば200グラムの袋詰めのしいたけがあるとしますと、そこには必ず、7ページにあります一括表示、これはJAS法によって義務づけられております。いろんなものが流通していますけど、先ほどのシールはトレーサビリティシステムに基づいた商品ですよというシールであります。連絡するとなりますと、一括表示欄はすべてについていますから、それに基づいて照会をするということになります。

○松田委員 今回のシールの目的というのが、信頼性の高揚、ブランド強化、需要の拡大とあるんですけども、やっぱり信頼性というところが一番柱になるんじゃないかと思うんです。しかし、このシールを見ただけだったら、これは県が後押しをしているということが即座にわかりづらいんです。せっかくおつくりになるんだったら、宮崎県なんだということがわかるようなデザインだともっといいのかなと思うのが一つ。

それと、他県の事例で、県の問い合わせ先じゃなくて協議会の連絡先が入っているようなところもあります。と申しますのが、消費者が連絡をするときに、どうしても個別の業者とは連絡しづらいけど、協会とかだったら、言えないことも言いたいとか、そういう消費者の商品に対する提言とか苦情を誘発するようなことにもなります。そういった形でこのシールをもっと御活用になられると、倍々の効果が生まれるのかなと思いました。

○楠原山村・木材振興課長 この認証マークは、幾つかの案の提示まで県のほうでやったん

ですが、認証マークも含めて運営協議会で11月ぐらいまでに決めていきたいと思っていますので、今の御意見も踏まえて十分運営協議会とも協議していきたいと思っています。

○坂口委員 流木での漁業被害、海岸のボランティア3,000人とかでかなり片づけなんかしてもらいました。現実離れた話になるかもしれませんが、森林環境税の使途に関してですが、森林環境税は、川下の人たちに、将来山がよくなることでメリットが出ますよという趣旨での、広く浅く徴収される目的税です。税というのは、まず納税者の理解と、納税者に何らかの形で還元されていくというのが基本のところにあるべきではないかと考えるんです。この税で山を整備することによって、その恩恵が川下にもたらされるというのは、50年、60年、100年という長いスパンだと思うんです。実際納税した人が生きていうちに還元できるかということ、そこらのところがどうかなということと、しかも目的税で、いわば税の上乗せ的に負担をお願いしている人たちに、今後この税金をずっと持続していくために税への理解。そうなったときに、今回、漁業者あたりからかなりな反発が出ている。流木が山から出てきたことには間違いはない、それが特定できないから、結果的に自分らが被害をこうむって、自分らの負担でやらざるを得ないというところから、環境税に対しての川下の理解というのは見通し暗いんじゃないかと思うんです。おれら税金納めるけど何のことないじゃないかと、山からの被害をこうむり続けるばかりじゃないかというようなことで。

だから、この税の使途範囲ですけども——今回はそこらに限界があるというのはわかっているんです。こういった流木なんかの処理の一

部を賄うような補助に出せないというのは。でも、税の趣旨と体系から見たときに、こういうときこそ税の効力を発揮すべきじゃないかという気がするんですけど、ここらについての見解があれば、どこか問題点があれば答えていただきたい。

○坂本自然環境課長 森林環境税の使い道というか、流木対策等を環境税で考えてみてはどうかといった御意見かと思えます。御承知のとおり森林環境税は昨年度に導入したところでございますけれども、この税を導入するに当たっては、委員もおっしゃいましたが、県民に新たな負担をお願いするということでございましたので、理解をいただくためには、いろいろ地域での座談会もいたしました。またパブリックコメント、こういうものの中に、税の構想、この税はこういうものに使いますよといったことをお出ししているわけです。その中を御説明いたしますと、一つは、県民の理解と参画による森林づくりということ、もう一つが公益的機能を重視した……。

○坂口委員 発言の途中でですけども、それがわかっていて、だから、限界を超していることを今尋ねているんです。というのが、その可能性があれば、僕らは僕らで議発でその条例を改正することを提案していったり、そういう考えで尋ねているんです。だから、現行の税で限界があるということは十分わかっているんです。

○坂本自然環境課長 失礼しました。

結論的に申し上げますと、現段階で森林環境税を投入して流木対策を実施するのは少々無理があるのではないかと考えております。と申しますのは、先ほど説明したとおりでございますけど、こういった経緯もございまして、上流域の森林の整備保全にこの税を投入しますという

ことで進めてきておるものですから。

ただ、委員がおっしゃいますように、県民の方々から、そういったものにも使ってはどうかといった意見があちこちであるということであれば、この税そのものは県民の理解を得てつくった税でございますので、理解を得るためには、税構想そのものをもう一度検討し直して県民の方に御意見を伺うとか、また、もう一つの組織といたしましては森林環境税検討委員会をつくっております。ここでの御意見もいただきながら、幅広い県民の方々の理解をいただく中で、こういう流木対策についても環境税をという話であれば、今後、検討を進めていく必要があると考えておるところでございます。

○坂口委員 そういう自然体というか、受動的というのも一つの考え方としてあると思うんですけど、まず、この税を創設するときは能動的だったですね。出向いて行って、こうだからということ説得されて県民合意をとったという手法なんです。僕が言いましたように、これを今後何十年と持続していくときに、今後こういうことが頻繁に起こったときに、今税を納めている人たちは、恐らく山の効果というのは——川下にきれいな水が確保できたり、災害が少なくなるというのは何十年というスパンだと思うんです。何十年で果たして効果が出てくるかなと。そうなったときに、この税に対しての県民からの疑問なり批判が出るのを待っていて、それから、だから使おうじゃないかという自然体でいいのか。能動的にそこらまで拡大すべきじゃないか。

それと、税の用途範囲を拡大することは可能だということがわかったから、僕らもまた内部で、議発で条例を改正できないかという勉強にも入れるかとは思っています。それ以前に、もう

ちょっと税の趣旨に沿って持続性を期待した見直しをすべきじゃなかったのか。

○野村環境森林部総括次長 今、説明があったところですが、この条例の中では、「県と県民が協働して森林の保全に関する施策に関して使う」と明確に書いてあるわけです。その中で流木被害の手当てができるかとなると、これは甚だ難しいだろうと。また、隣の大分県さんの状況もつい先日わかったわけですが、あそこは最初から流木対策を含めて取り扱いができるような制度だとお伺いしております。今回、こういったことで北浦とか延岡のほうから意見が上がってきました。今後はそういうことも含めて、やれるかどうかというのは県民の理解が得られないといけませんので、条例の範囲を広げていく、あるいは条例の改正、こういう動きがあれば、その辺も含めて総合的に検討していくことではないかと思えます。ただ、全くだめだということではなくて、今後の検討課題ではないかというふうに理解しております。

○押川委員長 ほかにはございませんね。

それでは、午前中、権藤委員、中野委員から資料の提出の話がありました。資料が提出されましたので、担当課のほうから資料の説明をしていただいて、その後、質疑を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○黒木林業技術センター所長 それでは、資料1をごらんいただきたいと思えます。権藤委員から御質問がございました、「広葉樹林化のための更新予測および誘導技術の開発」についての内容でございます。

研究の目的につきましては、午前中申しましたように、3のところを書いてございますが、森林生態系や樹木の持つ機能や能力を活用して、針葉樹人工林を広葉樹林へと誘導する技術

開発を行うものでございます。

4の研究内容及び実施体制として、各試験研究機関それぞれ役割分担がされておまして、本県は主として①の更新予測技術の開発に取り組むことといたしております。これは、誘導化のかぎを握る要因を抽出し、その要因を分析するというところでございますけれども、御承知のように本県は非常に植栽未済地が多いということで、植栽未済地の解消というのが大きなテーマになってございます。そういうことを踏まえますと、植栽未済地を解消するための広葉樹林への誘導技術の開発、大きな意義があるのではないかと思っております。

次に、裏のページをごらんいただきたいと思えます。ここに絵を示しております。ページの下半分に本県の担当内容ということで書いてございます。本県は、1)の更新予測技術の開発と、3)の施業モデルの開発をやるようにいたしております。具体的には、一番下に5年間のスケジュール表が書いてございますけれども、平成19年度の研究対象地区の選定に始まりまして、表に書いてございますような調査研究を今後23年度まで実施していくといった内容になっております。

説明は以上でございます。

○坂本自然環境課長 権藤委員からの御質問でございました。先ほど温泉等の許可についての承継というお話をいたしましたけれども、これについて、過去の許可件数の中で承継された事例はあるのかといったお尋ねでございました。大変私の説明が不足しておりました申しわけありませんでした。

お配りをいたしております資料2は、平成14年から18年までのそれぞれの許可件数の推移をお示しいたしております。例えば18年をとって

みますと、掘削と動力合わせて8件、利用許可については37件の許可申請がございました。これはすべて許可をされておるわけでございますけれども、この許可件数の中で相続などによる承継につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおりの把握いたしていないところでございます。ただ、今回の法改正で新たに「承継」という言葉が出てまいったところでございます、これまでの法の中に「承継」という言葉がなかったものですから、これまでは承継ということは把握できなかったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○押川委員長 これで一応切りたいと思ひます。資料1、資料2で御質問があれば受けたいと思ひます。

○権藤委員 資料1ですが、140万の金額で、裏側に書いてある平成19年の地区選定。それから、3年がかりでやる分については全部にかかるのかなとも思ふんですが、初年度の19年、宮崎として140万かけてやるというのが、表現が適切じゃないかもしれんけど、分担金的なものなのか、それとも19年から早速どこかの山で選定とかをやるのか。矢印にかかる部分で、140万との関係でどういうことをやるのか。それか、宮崎としては何もやらないけど、センターに140万もらって納めるという形なのかということを知りたい。

○黒木林業技術センター所長 140万の内訳でございますけれども、平成19年度は地区を選定いたしまして実際に調査をします。植栽未済地といいますか人工林を伐採した後の調査が主になると思ひます。内容といたしましては、現場の調査に使います人夫等の経費、いろんなデータ等をGISやパソコン等に取り込んでいくことも必要でありまして、そのための経費が

要るといったようなことで、もろもろの経費を合わせまして、平成19年度は140万円を支出するといったようなことでございます。

○権藤委員 そうしますと、調査の人夫だという話もありましたが、発注というのはどんなになるんですか。

○黒木林業技術センター所長 この140万というのは、独立行政法人森林総合研究所からの委託になりますので、林業技術センターと森林総合研究所で受託契約を結んで調査研究をやっていくといったようなことになります。

○権藤委員 そうすると、所長のところで発注するわけですね。

○黒木林業技術センター所長 発注はいたしません。すべてうちの研究員が調査等に参ります。そのために必要な経費、例えば補助人夫等が必要になりますので、そういった経費に使うといったようなことでございます。

○権藤委員 そうすると、発注とかいうことは別にして、要するに必要な経費を140万見積もって、裏の説明でいけば、宮崎として、適地の抽出によって調査に必要なことをスタートさせていく費用が140万かかるだろうと。その分については100%国の補助でやります。指導、連携は、国の調査機関と横の連絡というか指導になるのかわかりませんが、そういう形で進めます。主体性はあくまでも所長のところですよという解釈でよろしいんですね。

○黒木林業技術センター所長 今おっしゃったとおりでございます。

○押川委員長 ほかにありますか。

なければ、3、4の資料の説明を簡潔に願ひいたします。

○池田林業公社対策監 資料3でございますが、これはさきの6月議会で報告いたしました

財務諸表でございまして、お求めのありました貸借対照表につきましては、報告書のページで62ページ、2枚目の裏のページに添付してございます。詳細な説明につきましては、6月議会でさせていただいておりますので省略させていただきます。

次に、資料4でございます。これは、「社団法人宮崎県林業公社の抜本的改革について」の概要版と、その抜本的改革方針の二部構成になっております。説明は、抜本的改革の概要のほうで説明いたします。

1枚めくっていただきますと、抜本的改革について、1の分収造林事業の仕組みから入っております。2のすぐ上の黒い四角、林業公社が破産した場合という検討から進めております。当時は、県が一時的に321億円の損失が確定するといったような検討から進められております。先ほど申しましたような分収林契約の不履行という大きな問題もあわせて発生するというところで、破産は避けるということから、抜本的改革の検討が始められております。

1枚めくっていただきまして、次のページ、A3の表をごらんいただきますと、今回お示しました概要版と同じような構成にしております。左の枠の中で現状分析を行っております。真ん中の上のほうに、抜本的改革に取り組むことといたしまして、目的として、県の負担を最小限にするということ。集中的な改革実施期間として17年度から3年間で取り組むということにいたしまして、3の具体的な改革手法につきましては、先ほど改革の取り組みの成果で御説明しました内容と同じでございます。3の右のほうに「主な効果」として効果額を示しております。この効果額を合計しますと136億円ほどになりますが、これは抜本的改革方針における

計画というふうにとらえてございまして、午前中に説明しました成果としては、丸の中に入っておりますように139億5,000万ほどの効果が上げられるということでございます。

真ん中に戻っていただきまして、4でございます。そういった効果を見きわめた上で、平成20年度中に3つの選択肢からいずれかを選択するという方針で臨むことといたしました。ただ、20年度までといたしておりましたけれども、実際はことしということになりまして、1年前倒しした次第でございます。

林業公社につきましては以上でございます。

○押川委員長 ただいま資料の説明をしていただいたわけでありますが、御質問のある方はどうぞ。

○中野委員 説明の中に、市町村の出資金の放棄を要請するとあるんですが、そういう計画で進まれるんですか。

○池田林業公社対策監 3つの選択肢の中には、県営林への移行、いわゆる廃止して県営林に移行するという選択肢もあったわけございまして、その場合はそれぞれの出資金を放棄した上でということ想定しておりました。

○中野委員 今回はもうしないということですね。

○池田林業公社対策監 存続するに当たって、出資金を放棄しますと社員がいなくなるということになりますので、放棄はいたしません。

○押川委員長 よろしいですか。

それでは、質問もないようでありますから、次に、「不適正な事務処理」の調査結果について、説明をお願いいたします。

○鈴木環境森林課長 それでは、9月7日の県議会全員協議会で御報告しました、「不適正な事務処理に関する全庁調査報告書」の中から、

環境森林部所管分の不適正な事務処理につきまして御説明いたします。

資料としましては、『『不適正な事務処理』の調査結果について』をごらんいただけますでしょうか。環境森林部につきましては、1の総括表にございますように、(1)の「預け」、(2)の「書き換え」、(3)の「不適正な現金等」の3つの調査項目のうち、(2)の「書き換え」が1件ございました。「書き換え」の金額は5万8,275円であります。なお、下のほうに全体計と書いてございますが、これは県全体のものを参考までに上げております。

その内容につきましては、2の「書き換え」の状況にありますように、林業技術センターにおいて、5万8,275円のガスボンベ容器を、平成15年度に書き換えにより購入したものであります。書き換えにより購入を行いました理由でございますが、屋外の木製のガスボンベ容器が風雨で劣化していたところに強風で破損してしまい、安全性を確保するため早急に容器を購入する必要が生じたところでありましたが、当時、備品購入費がなかったことから、やむを得ず需用費を流用してしまったものであります。

3の「書き換え」の用途の状況ですが、このガスボンベ容器は公務上の使用に供されているもので、正規に予算措置を行えば購入可能であったことから、不適切な支出や私的流用ではなく、公的支出と判断されたところでありました。

以上が当部におきます不適正な事務処理の調査結果であります。大変申しわけないと深く反省をしております。今後は再発防止に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○押川委員長 ただいま説明が終わりました。御意見のある方はよろしく願いいたします。

ございませんか。

では、その他のその他でどうぞ。

○坂口委員 最低制限価格についてですが、そもそも最低制限価格をなぜ設けているのか。

○金丸森林整備課長 最低制限価格につきましては、工事請負契約を結ぶ際、委員もおっしゃいましたけれども、基本的には、物を求める場合は価格が安くていいものであればいいわけです。ただ、安ければいいというものではありませんで、必要最低限の経費は見る必要があるということで最低制限価格が設けてあると考えております。

○坂口委員 公金の支出というシビアな観点からいくと、県の財務規則にあるように、本来なら一番安い人と契約しなさいという原則の中で、最低制限価格を設けることができる場合は、知事の裁量ですよね。具体的には、手抜きが行われるとか、途中で、こんなことやったら赤字だということで業者が前渡金を持って逃げるとか、下請に金を払わずに何とか自分ところが生き残るといのは最終的には高い買い物になるから、損を防ぎなさいということで、最低制限価格が財務規則とか自治法ではなっているんです。だから、設けても設けなくてもいいんですけど、仮にこれを設けなくていいものが確保できれば、一番ベストな支出のあり方ですよね。そこを前提にしてですが、環境森林部発注の物件でもそういうことがあると思うんです。けれども、低入札に監視制度を県土整備部のほうで提案されましたよね。こういう工事の抜き打ち検査は環境森林部が発注される物件も対象になってくるんですか。

○金丸森林整備課長 監視チームの件ですが、今年度は県土整備部が6月に、補正予算でチームの予算を要求してつけていただきました。予

算要求するに当たりまして、県土整備部が予算要求するけれども、公共三部一体となって取り組むということで、私どもの工事についても、案件がございましたら調査をしていただくことにしております。

○坂口委員 そうなると、監視制度をつくったことによって手抜きとかが排除できて、いい品物というか設計書に見合った完成物ができるとなれば、財務規則の解釈上、最低制限価格は要らないということになると思うんです。財務規則の解釈上。それが物理的に不可能だから最低制限価格をかけるようになったら、今度は監視制度は要らないということになると思うんです。最低制限価格というのは、そういうことが起こらない線を見出して最低制限価格をかけなさいと。

今、県で起こっていることを現実的に考えると、手抜きが起り出した。検証した結果、安い価格で8割掛けておったものは粗悪品の可能性が高いということで、これは大変だから監視しようということ。財務規則とか自治法から見たときに、そこらの精神に矛盾しやしないかと思うんです。どちらか一方じゃないとだめだと思うんです。最低制限価格をつくらずに監視制度を強化してぴしゃっとやるか、最低制限価格をかけたからには、余計な監視制度のための経費なんて計上せずに、歯どめをかけた裏づけでぴしっといいものができる。そのために段階確認とか完成検査とかあるでしょう。完成検査というのも、契約関係の財務規則なり法律の中で、業者の施工の妨げになるような介入はしてはならないということで、段階確認とかの基本的な確認の介入制限がかかっているわけですよ。それらをしたときに果たして、そこに介入して抜き打ち検査やって工事をやめるとかい

うことが法的に可能なのか。今度の監視制度と最低制限価格との整合性はどういう合理性をもって行使されますか。

○金丸森林整備課長 監視チームにつきましては、低価格入札が続いた、かつ件数も多いというようなことで、通常の業務の中ではすべて監督するのは難しい。いわゆる契約に基づいてきちんとつくっていただくのが前提ですけれども、低価格入札につきましては品質の低下が想定されますので、それまで件数がふえてきますと通常の業務の中では指導監督が十分に行き届かないというようなことがありますして、急遽予算要求して設置していただいたと考えています。

○坂口委員 僕はそうじゃないと思うんです。段階確認というのは当初から義務づけているわけですから、それが最低限必要な確認。とにかく財務規則111条3項です。業者の施工を妨げるような不当な介入はだめですと、この制限がかかっているんです。本来、契約というのは、契約したら一切口出しできないのが民法なんです。自治法で特例として介入できる。それは、納税者が損しないように、手抜きをされないように、最低限の介入はできますよということなんだけれども、それでも排除できないときに最低制限価格をかけてもいいですよとなっているんです。でなきゃ一番安い人と契約しろなんです。だけど、結果、損があり得るから、手抜きをされたり、耐用年数が縮まったりですね。それを防ぐために、知事の判断で、6割以上の最低制限価格をかけて失格者を出してもいいですよということなんです。そうなったときに、ダブルチェックで、最低制限価格が機能していないことをみずから露呈したことになると思うんです。これは財務規則111条と地方自治法をしつ

かり見てほしいんです。

それからもう一つ、なぜそういうことが起こるのかといったときに、例えば建設業法という専任技術者です。これと、実際元請を現場の人が確保して仕事に入ろうとしたときの解釈はどうなるんですか、この配置とか。これは県土整備部なんですけど、ここが独立して発注されて、独立して積算されているからその根拠を聞いています。この前、専任技術者がいなくて指名停止を何十社も受けたですよ。この根拠は建設業法違反です。建設業法では、受注して工事をする人は、支店や本社に専任技術者を置いて、この人を現場に出してはだめなんです。総合的な技術管理をここでやるという法の義務づけの職員です。僕の今まで知り得る範囲ですけど、県の最低制限価格には一般管理費というのはいっていないと思うんです。ところが、専任技術者の給料、福利厚生、これはどこから企業は捻出できますか。企業が継続をしていくために必要な経費を一般経費とする。企業が継続をしなければ、途中で倒産する人とは契約をしてはいけません。瑕疵担保責任は10年、20年ということで、少なくとも経営というのは20年ぐらいを想定した継続経営を一般管理費でうたっているんです。これを全部排除しているということはどういうことなんですか。

○金丸森林整備課長 委員、御案内かと思うんですけども、先般、県土整備部が建設工事等コスト調査を実施しております。今、経費の内訳、例えば現場管理費とか一般管理費の内訳を詳細に分析を進めているところです。そのような実態を踏まえて——本会議でも議論がありまして、知事も引き上げについて検討していきたいと答弁しておりますけれども——最低制限価格の引き上げ幅について、公共三部で検討を早

急に進めていきたいということで、今経費の分析等を進めておるところでございます。

○坂口委員 分析作業というのは確かに要ると思うんです。最低コスト計算。今言ったのは、建設業法で義務づけている人の経費を捻出する。一般管理費を排除して最低制限価格を決めているということは、会社は給料を払わなければ、ボランティアではそういう人を常駐できないわけですから、現場から抜くしかないわけでしょう。最低制限価格でしょう。手抜きしかないじゃないですか。そういう仕組みで県は最低制限価格をこれまで決めてやってきているということです。

だから、これは気づいた時点で変えなきゃだめです。精査していくのはまた今後の課題で。でも、このことを気づいた時点で——僕が言っているのが正しければですよ。財務規則に違反している最低制限価格をセットした。まだ一般管理費には金利というのがあります。公社なんかには直接随契で出されるときに一般管理費は入っていくんです。この中には金利が入っているけど、無償貸し付けで動いている県の外郭とか、そこにも金利は払っているんです。最低制限価格からは金利を外して、業者は完成して検査するまでは立てかえていくんです。前渡金だって9割の範囲内で、確認をした時点から何日かたってしか入らないから、金利負担は確実に現場で起こっているんです。これも排除しているんです。だから監視強化チームが要るんです。

ということは、県は法律を無視した最低制限価格を決めて、無理やりに業者に干渉して、しかも60点以上。65点取ったら標準点数でしょう。黙って受け取らにやならんでしょう。65点をいかにして取るかを見積もってシビアに出した数

字が最低制限価格です。介入から介入を続けて80点取らせているじゃないですか。ここでちょっとでも指示を出して手直しなんかやったら、これは不当な介入と法律上は解釈します。こういうことをやっているんだから、今の時点からでも変えなきゃだめです。その部分だけでも計上しなきゃと思うんですけど、ここが法律の番人じゃない、技術検査課だからきついかもわからんけど、少なくとも最低制限価格の決定と開札時の失格、合格はこの決裁でやっておられるということですね。だから、それに対してもしここで見解が出せれば出していただいて、出せなければ早急に公共三部での統一見解を出して、それなりに答えてほしいという気がします。

○金丸森林整備課長 委員おっしゃいましたように、公共事業三部足並みをそろえてやっておりますので、早急にそのあたりは検討していきたいと考えております。実際、そのような作業を徐々に進めつつあるというふうに御理解いただくとありがたいと思います。

○坂口委員 間違っていたらごめんなさいなんですけど、もしそれが正しければですね。でないと、今後気になるのは、行政というのはメンツにこだわるんです。こういったような見直しをやる時は年度初めに見直すとか、10月1日の後年度に入った日から見直すとかだけど、もし今僕が言っているのが正しければ、県は財務規則も無視した、地方自治法も無視した、建設業法も無視した最低制限価格で今まで契約の相手を決めてきて、おまけに不当な介入をしていって80点の完成品をつくらせる、こういうやり方を今やっているんですから、そして現に倒産がいっぱい出てきているんです。もし僕が言っているのが正しければ、きょう今の時点か

ら即最低制限価格は変えるべきだと思うんです。間違っていたらごめんなさい。

○押川委員長 では、先ほどのような形で公共三部門の中で協議をしていただく方向で検討してみてください。

○権藤委員 林業公社については、6月の常任委員会で決算を報告し、結果的には本会議に委員長報告するという形になると思うんです。県の166億の無利息の資金、こういったこと等を考えた場合には、県病院の一般会計からの繰り入れ、企業局は独立に企業体としての決算承認を受けるということなんでしょうけれども、今回、知事決裁で公社方式を存続ということになったとしても、166億の県の一般財源からのお金が入っているということを含めれば、もっと重要視するという意味も含めて、あるいはまた不安定要素も多いこと、常任委員会だけでは足りないというような気がしまして、県病院等と同じように独立して審査を受けて決算承認を受けるようにしたほうがいいんじゃないかと、個人的に思います。

ルール上、財務規則とかでしなくていいということやっていないのか、そういうことをぜひ環境森林部のほうで財政課等との協議をしていただいて、決算承認事項として独立して上げた方がいいんじゃないか、そういう意見を述べたいと思います。

○池田林業公社対策監 今お話のありましたことにつきましては、私どもも勉強不足のところもございますので、財政課等とも相談しまして、規定上やったほうがいいとか、協議をした上でそのように進めていきたいと思います。

○満行委員 土木事務所とか農林振興局等の組織の統廃合があるようではございますけれども、ここは環境森林部ですので、振興局以外の部にかかわる

統廃合等があれば教えてほしいんです。

○鈴木環境森林課長 今のところ統廃合ということは特に出ておりません。

○外山委員 随分昔の話になるから、幹部の皆さん方が御存じないかもわかりませんが、私が議員になって余りたっていないころ、15～20年ぐらい前の話になりますが、大崩山の山ろく、北方の鹿川上流から祝子川に向けての途中に、「鬼の目杉」という名前の日本最古の原生の杉、人工植林じゃない杉だということで県のほうで調査をされたと記憶しているんです。なぜ今こういうことを言い出したかということ、6月議会で井本委員が、祝子川から鹿川に県道を抜くべきだという発言をされて、あそこに鬼の目杉というのがあったなど、私は一度この杉を見たいなど思っているんです。その調査の結果と、今その杉がどういう状況であるか、わかれば教えてほしいんです。

○池田林業公社対策監 これは趣味の範囲でかわりがあるといいましょうか、仕事では範疇外ですけれども。

鬼の目杉は、自然の杉、天然杉と言われましたのは、お父さんでいらっしゃる外山三郎先生が調査に行かれまして、研究の結果、屋久島を除けば九州本土で唯一の天然杉ということがわかりました。分布状況は点在しております。1カ所にまとまってということではございません。数十メートル、100メートルおきに1本ずつぼんぼんというような状況でございまして、下はササが茂っております。これは国有林でございまして国有林の林道が通じてはおりますが、恐らく降雨のたびに被災をいたしますので、手入れをしないとなかなかたどり着けないという状況の山でございまして。通常は上鹿川から徒歩でたどり着くしかないというような状況でござ

います。

○外山委員 これは今何本ぐらいあって、古いのは樹齢何年生ぐらいですか。

○池田林業公社対策監 調査でも何本というのはつかめていないようございまして、恐らく100数十本の単位だろうと思っております。年数にしますと、年輪がかなり詰まっておりますが、切り倒してみるというわけにもまいりませんで、年数も定かではない。かなり古くからある天然杉だというのはわかっております。寒いところですから400～500年以上はあるだろうと思っております。

○外山委員 ありがとうございます。近いうちにぜひ行こうと思っておりますから、そのときはどなたかおつき合いいただくとありがたいと思います。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして環境森林部を終わりたいと思います。

執行部の皆様方は御苦労さまでございました。

職員入れかえのため、10分ほど休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後2時3分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。執行部の皆さん方をお願いいたしますが、説明は短目によろしく願いいたします。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございまして。よろしく願いいたします。

報告事項の説明に入ります前に、まずおわび

を申し上げます。不適正な事務処理に関する調査報告書についてでございます。農政水産部に おきましては、預けが21所属で約1億2,890万円 あったほか、全体28所属で1億4,879万円の 不適正な事務処理が行われておりました。また、 所属ごとの総額が1,000万円を超えたところが 全庁で6所属ありましたが、その中で、畜産試 験場の約4,247万円、南那珂農林振興局の 約4,062万円の2所属が農政水産部でございま す。預け金の使途について、不適正の程度が著 しいものとして、南那珂農林振興局の野球部ユ ニフォーム、都城家畜保健衛生所及び延岡家畜 保健衛生所の車用レーダー探知機が挙げられて おります。このような不適正な事務処理が行わ れましたことについて大変申しわけなく、県議 会議員を初め、県民の皆様にご心からお詫を申 し上げたいと存じます。

二度とこのような不祥事を起こさないよう、 部といたしまして、全庁的に示されました再発 防止策に従って取り組みを進めるとともに、部 独自の工夫を行い、コンプライアンスの徹底な ど職員の意識改革や、内部チェック体制の強化 など努めてまいり所存でございます。

なお、このことにつきましては、後ほど農政 企画課長から御説明させていただきます。

それでは、今議会にお願いしております議案 等の概要につきまして御説明いたします。座っ て説明をさせていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚 お開きいただきたいと思います。右側の説明項 目をごらんいただきます。本日、農政水産部か らは、Ⅰの議会提出議案1件、Ⅱの議会提出報 告1件、Ⅲにございます委員会報告事項等の説 明と、資料の提出1件を予定しております。

まず、議会提出議案についてであります。資

料の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計補正 予算（第2号）」についてであります。平成19 年度歳出予算課別集計表の平成19年度の補正額 の欄をごらんいただきたいと思います。一般会 計の合計の欄でございますが、今回の補正額は、 一般会計で4,789万5,000円の増額補正でござい ます。その主なものといたしまして、農村整備 課の農業用水水源地域保全対策事業における国 庫補助決定に伴う増額や、水産政策課の漁業近 代化資金利子補給金等でございます。細部に つきましては、後ほど、債務負担行為とあわせま して関係課長から説明させていただきます。

この結果、補正後の予算額は、補正後の額の 欄でございますが、一般会計で468億614万1,000 円、特別会計を合わせました農政水産部全体は、 一番下の欄でございますが、473億5,386万8,000 円となります。

次に、資料の2ページをごらんいただきたい と思います。繰越明許費についてであります。 漁港漁場整備課の水産物供給基盤整備事業及び 広域水産物供給基盤整備事業の2事業3カ所 で、合計4億4,120万円の繰り越しをお願い いたしております。これらは、関係機関との調整 に日時を要したことによるものでございまして、 現時点で繰り越しが見込まれるものでござい ます。

以上が議会提出議案であります。

次に、資料の6ページをお開きいただきたい と思います。議会提出報告についてであります。 県有施設における負傷事故損害賠償額が決定し ましたので、報告いたします。内容はここに記 載されているとおりでございますが、農政水産 部といたしましては、引き続き、所管する施設

の安全管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、7ページをお開きいただきたいと思っております。委員会報告事項についてであります。本日は、報告事項として、前回の委員会におきまして委員会から御指示のありました項目の、「品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策に係る交付金の流れについて」を初め、以下8ページから16ページまでの間で、「平成19年台風第4号・5号の農水産関係被害の状況及び対応について」並びに「平成19年産早期水稻の作柄及び品質等について」、さらに「配合飼料価格高騰の影響等について」等につきまして、後ほど関係課長から説明させていただきます。

なお、前回の委員会におきまして委員会から御指示のありましたもう一つの項目、「本県と北海道の農業生産の状況」につきましましては、別添配付いたしております常任委員会提出資料に掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

最後になりましたが、平成19年8月2日から4日までの間の暴風雨による災害、これは台風第5号の災害でございますが、9月20日に激甚災害指定が公布されましたので、御報告いたします。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○玉置農政企画課長 農政企画課でございます。お手元の歳出予算説明資料、青いインデックスの農政企画課の45ページのところをごらんいただきたいと思っております。

農政企画課の9月補正額は、250万円の増額補正をお願いしているところでございます。この結果、9月補正後の予算額は、27億6,830

万7,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして、47ページ目をお開きいただきたいと思っております。

まず、訂正をさせていただいたところを御説明させていただきます。一番下の特定研究開発等促進費の横の括弧書きのところでございますけれども、従前は、独法の農業・食品産業技術総合研究機構等となっておりましたが、今回の中核的な機関、予算の大もとが佐賀大学ということから、佐賀大学という形に訂正させていただきます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、説明をいたします。

(事項) 特定研究開発等促進費というものでございますけれども、250万円の増額でございます。これは、佐賀大学を中心とした産学官の研究チームの提案した試験研究課題が国の事業に採択されましたことから、中核機関である佐賀大学から総合農業試験場が委託を受け、土壌中の大腸菌等がどのような条件で作物等へ移行するのか等の試験研究を行うものでございます。

農政企画課は以上でございます。

○荒武畜産課長 畜産課でございます。同じく、お手元の歳出予算説明資料49ページをお開きいただきたいと思っております。

畜産課の9月補正額は、562万2,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、48億3,984万円となります。

それでは、内容について説明いたします。1枚めくっていただきまして、51ページをお開きください。

(事項) 畜産試験場費で、562万2,000円の増額でございます。これは、試験場において実施する産学公連携試験に要する経費でございませ

て、具体的には、鹿児島大学を中心とした産学官の研究チームが提案いたしました試験研究課題が国の事業に採択されたことから、中核機関であります鹿児島大学から畜産試験場が委託を受け、焼酎かすを肥育豚の配合飼料として利用するための給与試験を行うものであります。

その他、宮崎県の産業支援財団から受託する里芋の親芋をサイレージ化して肥育豚の飼料として活用するための研究、及び低コスト新鮮受精卵の輸送器の実用化を図る試験、また、県内の団体等から受託する焼酎かすとジュース工場から排出されるヤシの実を、採卵鶏の配合飼料として利用するための給与試験を行うものであります。

畜産課は以上でございます。

○原川農村整備課長 農村整備課でございます。53ページをお開きください。

農村整備課の9月補正額でございますが、3,333万円の増額補正をお願いしております。その結果、9月補正後の予算額でございますが、180億6,433万7,000円となります。

次に、55ページをお開きください。

(事項) 土地改良事業費で、3,333万円の増額補正をお願いしております。これは、農業用水水源地域保全対策事業及び食と安全・安心確保基盤整備推進事業、ともに国費100%の事業でございますが、その国庫補助決定に伴う増額でございます。

農業用水水源地域保全対策事業につきまして、環境農林水産常任委員会資料で詳しく御説明させていただきます。

常任委員会資料の3ページをお開きください。事業名は、農業用水水源地域保全対策事業についてでございます。

この事業の目的でございますが、良質な農業

用水の安定的な供給と国土の保全、並びに京都議定書に定められたCO₂の森林吸収目標の実現でございます。そのために農業用水の水源地域における良好な森林・水環境の形成を図る必要があることから、良質な農業用水の安定的な供給等に資する調査や、水の恩恵を受けている下流地域の農業者や地域住民等が、水源地域を取り巻く現状や課題について理解を深めることや、また、農業用水の有効利用を図るための普及促進活動を進めるものでございます。

次に、2の事業の概要でございますが、この事業は、県が事業主体となって実施する1の保全促進対策と、土地改良事業団体連合会が事業主体となって実施する2の普及促進対策から成り立っております。このうち、1の保全促進対策でございますが、農業用水水源林保全調査と普及促進基本計画策定の2つのメニューから構成されております。

次の4ページをごらんください。上段の左の枠で囲った1の保全促進対策でございますけれども、この中の農業用水水源林保全調査につきましては、耳川流域の80カ所の取水施設を対象として、水源地域の植栽状況、土砂流出の状況等の聞き取り調査、及び農業用水施設の取水路土砂の堆積状況等の諸元調査を行うこととしております。また、右枠に森林整備事業と書いてございますけれども、この調査と連携しながら、同じ耳川流域において環境森林部で別途ハード事業を実施することとしております。

また、普及促進基本計画策定につきましては、農業用水と水源林についての理解を深めたり、農業用水の有効利用を図るために各団体が実施する普及促進活動に関する県としての基本計画を策定することとしております。

次に、2の普及促進対策でございますが、下

の写真に具体的な内容を示しておりますけれども、本事業におきましては、農業用水と水源林のかかわりを説明する案内板の設置や、普及啓発用のパンフレット作成、また、学校の児童や地域住民を対象とした体験学習会やシンポジウム等を開催することとしております。このうち、今年度は、普及啓発用パンフレット作成や、啓発用の看板設置、また、活動の取り組み方針等の検討や審議を行う運営協議会の設置を考えております。

3ページに戻っていただきたいと思っております。3の事業実施期間でございますが、平成19年度から平成24年度までを予定しておりまして、予算の額及びその財源の内訳のとおり、財源は国費100%で3,033万円の増額補正をお願いするものでございます。

農村整備課からは以上でございます。

○桑原水産政策課長 水産政策課でございます。お手元の歳出予算説明資料の57ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で644万3,000円の増額補正をお願いしております。この結果、9月補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。一般会計と沿岸漁業改善資金特別会計を合わせまして、20億3,053万円1,000円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。59ページをお開きください。

まず、(事項)水産金融対策費196万8,000円の増額についてであります。説明資料を用意しておりますので、別冊の常任委員会資料の5ページをお開きください。

1の事業の目的にありますように、本事業は、台風等天災により被害を受けた養殖業者に対し、漁業近代化資金の融資枠を災害対策として

増額し、県及び地元市町村が利子助成を行うことによって低利の資金を融通し、被害養殖業者の経営安定を図るものでございます。

次に、2の事業の概要をごらんください。貸付対象者といたしましては、台風等天災による損失額が、平年漁業総収入の30%以上である旨、市町村長が証明した養殖業者であり、融資枠は、漁業近代化資金の融資枠を10億円から13億円に増額することとしております。資金用途は、水産動植物の種苗の購入・育成費、養殖施設の購入費で、貸付限度額は、個人が9,000万円、法人が1億8,000万円でございます。貸付利率につきましては、県が2.5%、市町が0.25%を利子補給することで、末端の貸付金利を0.5%とし、償還期限は5年以内としております。

最後に、3の予算額及び財源内訳をごらんください。補正予算額は、表の左から2番目ですが、今回の金融支援措置による漁業近代化資金利子補給金の増額分として196万8,000円でございます。

次に、債務負担行為でございます。お手元の平成19年9月定例県議会提出議案の7ページをお開きください。平成19年度漁業近代化資金利子補給について、限度額の増額変更をお願いするものでございまして、変更後は1億9,677万2,000円となります。

それでは、歳出予算説明資料の59ページにお戻りください。

次に、(事項)水産業試験費447万5,000円の増額についてであります。説明欄1の(1)の水産増殖試験費198万円の増額でございます。これは、独立行政法人水産総合研究センターからの受託事業でございます。内容でございますが、水産総合研究センターを中心に、九州各県の水産試験場等が連携して、九州周辺水域の藻

場の実態と変動傾向を把握し、将来起こり得る温暖化等に対応可能な藻場造成技術を開発するものでございます。

次に、説明欄2の(1)の水産加工試験費89万5,000円の増額でございます。これは宮崎県産業支援財団からの受託事業でございます。内容でございますが、本県は全国でも有数のシイラの産地でありまして、4月から8月を中心に約1,000トンが水揚げされております。そこで、一度に大量に水揚げされる本県産シイラの加工技術、冷凍保管技術等の研究を、宮崎大学・民間企業と連携して実施し、新規加工品焼酎もろみ漬けの研究開発を行うものでございます。

次に、説明欄2の(2)の養殖魚病対策試験費160万円の増額でございます。これは、独立行政法人水産総合研究センターからの受託事業でございます。内容でございますが、近年の輸入魚粉の高騰により養殖魚の飼料が値上がりし、本県養殖業者の経営を圧迫しております。そこで、国内に豊富な水産資源でありますサンマ等を利用した養殖魚の飼料化の研究開発を各県の水産試験場と連携して行うものでございます。

水産政策課は以上でございます。

○岡崎地域農業推進課長 それでは、常任委員会資料の7ページをお願いいたします。

去る7月20日の委員会におきまして、品目横断的経営安定対策等は、県予算にどのように位置づけられているか、質問がありましたので、対策ごとに説明させていただきます。

一番上の品目横断的経営安定対策についてであります。本県での主な取り組みは、補てん金の交付であります。が、(1)麦、大豆を対象にした生産条件不利補正に係る補てん金、(2)米、麦、大豆を対象にした収入減少影響緩和対

策に係る補てん金が、国から直接加入農家に交付されることとなっております。同時に、収入減少影響緩和対策に係る加入者の積立分を、県担い手育成総合支援協議会が国の指示により、直接加入農家に支払うこととなります。なお、交付額は、平成19年産の収量等の結果が確定する来年4月以降となりますので、現在は未定となっております。

この対策は、今御説明しましたとおり、国から直接農家に交付されるため、表の中ほど右の対策に対応する県予算等の欄には県予算の掲上はございません。なお、表の一番右側、県単独事業として担い手育成支援事業を記載しております。この事業によりまして、県及び地域の担い手育成総合支援協議会が国と連携し、品目横断の制度周知や加入促進のための説明会等の支援を行っております。説明は以上でございます。

○小八重農産園芸課長 続きまして、中ほどの米政策改革推進対策について御説明します。

この対策の中で本県で取り組むものは、そこにあります産地づくり交付金と稲作構造改革促進交付金であります。

産地づくり交付金は、米にかわる野菜、飼料作物等を転作作物としますけど、そういう地域振興作物の作付に係る産地づくりに対して交付されるものでありまして、約31億円を予定しております。次に、稲作構造改革促進交付金であります。これは担い手以外の、いわゆる品目横断経営安定対策の対象者以外の米づくり農家に対して、農業者の米収入が減少した際にその一定額を補てんするものでございまして、約2億7,000万の交付予定としております。ただし、この交付金については、地域で協議会をつくっていますけれども、その地域の判断で、最初に述べました産地づくり交付金のほうに融通する

ことが可能となっております。

続きまして、交付金の流れでありますけど、中ほどにありますように、国から県を経由せず、県や農業団体で構成しております宮崎県水田営農対策協議会が国から交付金を受けまして、その後、市町村やJA等で構成しております地域水田農業推進協議会を経由して農業者へ交付する仕組みになっています。両方の資金とも同じです。

一番最後の右のほうの、これに関連する県予算でありますけど、みやざき米政策改革推進対策支援事業としまして、1つには、対策推進のための協議会をいろいろつくってありますが、その協議会の活動経費なり、現地確認等の経費、さらに2番目としまして、水田農業の担い手が生産体制を確立するための機械等の整備支援、さらには県産米の需要拡大のための取り組み支援等を行うこととしています。

説明は以上です。

○原川農村整備課長 最後に、農地・水・環境保全向上対策についてでございます。

本対策は、表にありますとおり、共同活動支援と営農活動支援の二本立てで構成されております。これらの支援に対します国からの交付金でございますが、県を経由せずに、県、市町村、県土地改良事業団体連合会、JA中央会等の関係機関で構成されます宮崎県農地・水・環境保全向上推進協議会へ直接交付されます。国からの交付額でございますが、推進協議会から活動組織に交付されます全体事業費の2分の1に相当する額で、共同活動支援におきましては2億1,600万、営農活動支援では1,200万余りでございます。

一方、県、市町村は、それぞれの応分、県4分の1、市町村4分の1でございますが、この

交付金を推進協議会へ直接交付します。県の交付金の額でございますが、共同活動支援におきましては1億800万円、営農活動支援におきましては600万円余りを、対策に対応する県予算等の欄に掲示しております。また、表の一番右側の関連する県単事業名及び平成19年度予算額の欄の上段に、本対策におきましては、活動組織の活動の質的向上を図るとともに、広く県民に理解していただき、活動へさらなる参加を促すためのシンポジウム等を実施するための啓発推進費として300万円を掲示しております。

農地・水・環境保全向上対策につきましては以上でございます。

○玉置農政企画課長 それでは、8ページ目をお願いいたします。台風第4号・5号による農水産関係被害状況につきまして、被害額が確定されましたので、その対応に関しまして御説明いたします。

まず、台風第4号の被害状況についてでございます。

(1)の農作物等の被害についてでございますけれども、豪雨や強風による冠水、倒伏、茎葉損傷、落果等の被害が発生してございまして、その被害額合計は約59億6,700万円となっております。特に、早期水稻で中部、児湯、南那珂を中心に、倒伏、冠水、脱水症状による白穂、青枯れ症状が発生してございまして、また、生育中の高温や日照不足等も加わったことによりまして、その被害額は約39億500万円となっております。次に、葉たばこ等の工芸作物でございますけれども、被害額が約13億1,800万円という形になってございます。3番目でございますが、ニガウリ、オクラ、ピーマン等の野菜等でございますけれども、被害額が約4億5,700万円という形になってございます。また、その他

といたしまして、ビニールハウス、畜舎など施設の被害額が約1億1,500万円という形になってございます。

続きまして、(2)の農地・農業用施設の被害でございますけれども、東白杵や中部等で農地の崩壊や埋没、ため池等の崩壊などが発生してございまして、被害額合計は約15億6,300万円という形になってございます。

続きまして、(3)の水産関係の被害でございますけれども、南那珂、東白杵地区を中心に、養殖魚が死亡する被害が発生したのを初め、漁船・漁具等に被害が発生しており、その被害額は約7億3,900万円という形になってございます。

また、(4)の漁港等の被害ですけれども、その被害額は3,000万円となっております。

これら農水産関係の被害を合計いたしますと、(5)の被害総額にありますとおり、約83億円という形になってございます。

続きまして、第5号でございまして。資料の9ページをお願いいたします。

初めに、(1)の農作物等の被害でございますけれども、豪雨や強風による冠水、倒伏、茎葉損傷、落果等の被害が発生してございまして、被害合計額は約10億3,300万円となっております。特に、児湯、中部地区の果樹につきまして、その被害額が約2億8,900万となっております。次に、早期水稲や普通期水稲につきましての被害でございますが、その被害額は約2億7,400万円となっております。3番目に野菜等でございますけれども、その被害額は約2億1,400万円という形になってございます。

続きまして、(2)の農地・農業用施設の被害でございますけれども、西白杵、東白杵地区等で、農地の崩壊、埋没、水路や農道の崩壊な

どが発生してございまして、その被害額の合計は約14億1,100万円という形になってございます。

続きまして、(3)の水産関係の被害でございますけれども、東白杵を中心に、漁場に流木が流入したことにより、また風浪により養殖魚が死亡する被害が発生してございまして、また、漁船・漁具等の被害も発生したことから、その被害額は約7億6,300万円という形になってございます。

漁港等の被害については報告はございませんので、合わせますと、(5)の被害総額にありますとおり、約32億円という形になってございます。

なお、参考のために別途配付してございます常任委員会の提出資料の中で、台風の気象データとか被害状況の写真、被害の市町村別データを掲載してございますので、後ほどごらんいただければと思います。

引き続きまして、資料の10ページ目をお開きいただきたいと思っております。

台風による農水産関係被害への対応状況でございますが、まず、全体的なことになりますけれども、去る8月29日に、農政水産部長が上京いたしまして、本県の被害状況を踏まえて、被害の実態や国による支援の必要性につきまして、農林水産省へ要望書を提出したところでございます。要望項目につきましては、表に掲げてありますとおりでございますけれども、台風第5号の激甚災害の指定を初め、共済金の早期支払いや特例措置、水稲被害農家への救済措置、流木の除去対策や被害漁業者への支援といったものを要望したところでございます。

また、県内の関係機関・団体が一体となって早期水稲の被害に対する対策を検討するため

に、9月6日に、平成19年産早期水稻被害対策会議というものを開催いたしたところでございます。

次に、農業共済につきましては、農業共済組合に対しまして、迅速な損害評価及び共済金の早期支払いにつきまして指導を行ったところでございます。

また、本県において、8月24日には、農林水産省の共済制度の担当者により、水稻被害の現地調査が行われました際には、被害の実態について御説明を行ったところでございます。

次に、農業関係の制度資金のことでございますけれども、台風第4号につきましては、各金融機関に対して、既往の貸付条件の緩和措置について要請したとともに、宮崎県農業災害緊急支援資金の発動と、新サンシャイン21農業推進資金の農業用施設災害対策資金に係る対象災害指定を行うなど、災害資金の対応を行ったところでございます。また、台風第5号につきましては、第4号と同様に、各金融機関に条件緩和措置というものの要請を行ったところでございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。農地・農業用施設の災害復旧につきましてでございますが、平成19年6月11日から7月17日までの間の豪雨及び暴風雨による災害、これは台風第4号の災害を含むものでございますけれども、平成19年8月10日に激甚災害への指定が公布されるとともに、台風第5号につきましても、平成19年8月2日から同月4日までの間の暴風雨による災害として、激甚災害の指定の公布がこの9月20日に行われたところでございます。激甚災害の指定を受けましたことによりまして、農地等の災害復旧事業等に係る国庫補助のかさ上げがされることとなっております。災

害査定は、10月1日の週から11月5日の週にかけて実施される予定でございますけれども、農業生産活動の上で特に緊急を要する被害箇所につきましては、査定前の応急工事に対応しているところでございます。

次に、漁業関係の制度資金でございますけれども、農業関係の制度資金と同様に、4号、5号とともに条件緩和措置というものを要請したところでございます。また、先ほど御説明いたしましたとおり、災害資金につきまして、被害を受けた養殖業者の経営安定のために、近代化資金に対して利子補給を行って、低利の融資を行うための補正予算を計上する予定でございます。

災害資金についての詳細は、資料の12ページに掲げておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

今後とも、関係機関等と連携を密にいたしまして、農水産関係被害の一日も早い復旧と農家の経営安定へ向けて万全を期してまいりたいと思っております。以上でございます。

○小八重農産園芸課長 委員会資料の13ページをお開きください。平成19年産早期水稻の作柄及び品質等について御説明いたします。

生育経過と作柄については、そこにありますように、平年より生育は5日程度おくれていましたけど、台風4号が7月14日に来まして、倒伏、冠水、さらには、その後の台風通過後のフェーン現象によって白穂、青枯れが発生し、結果として品質の低下を招いたと思っております。作柄については、まだ指数が発表されていませんけど、「著しい不良」ということで発表されております。

米の品質については、8月31日現在で宮崎農政事務所から発表されましたけど、そこにあり

ますように、早期水稲全体で1等米が0.2%、2等米が4.6%、3等米が26.3%、そして規格外が68.8%ということで、非常な低下を来したところでもあります。さらに、18年産と比較しても、検査数量は同時期で80%ということで大きく減っております。

品質低下の原因につきましては、先ほど述べましたように、6月中旬から7月に台風が来るまでの長雨による日照不足、さらには台風通過後のフェーン現象による高温・乾燥風によっての登熟障害、それらを助長したものとしては、括弧書きにありますように、倒伏、さらには登熟不良、出穂直後の高温というものがあると思えます。

集荷・販売状況についてですが、8月31日現在でそれぞれ集荷組合、経済連に聞き取ったところによりますと、集荷総量は1万1,163トンということで、当初の計画に対しては57%ということです。集荷されたものについては売り先は決まっています、販売のめどは立っているというふうに伺っています。

今後の対応策についてであります。先ほどありましたように、平成19年産早期水稲被害対策会議を関係機関・団体で立ち上げて、9月6日に第1回の会議を、さらに9月12日にプロジェクトチームで会議をしまして、今月中には、(2)の検討内容にありますように、被害状況及び発生原因の把握、さらには再発防止策の検討、被害農家への影響調査、水稲生産者の経営安定に向けた取り組みの検討、長期的には、早期水稲の位置づけや品種の育成、品種の再検討について、早急な検討をこの中で進めていくことにしております。以上であります。

○荒武畜産課長 畜産課でございます。15ページをごらんください。配合飼料価格高騰の影響

について御説明いたします。

まず、1の価格高騰の状況でございますが、米国産トウモロコシのバイオエタノール向けの需要が増加していることや、海上運賃が、堅調な船舶需要なり、原油価格の高騰の影響によりまして、上昇しているということから、配合飼料価格は、平成18年の秋ごろから高騰しているところでございます。現在、配合飼料価格安定制度によりまして価格補てん金が出ております。畜産農家の実質的な負担は軽減されておりますけれども、今後、バイオエタノール向けの需要増等によりまして、価格高騰が長引くことが予想されていることから、今後の畜産経営への影響拡大が懸念されているところでございます。

2に本県の配合飼料の使用状況等示しております。年間179万9,000トン流通しておりまして、畜種別では、採卵鶏やブロイラー等の養鶏用が97万3,000トンで一番多いわけです。次いで養豚用、肉用牛・乳用牛となっております。なお、配合飼料の原料の使用量を示しておりますが、トウモロコシがその50%を占めておりまして、トウモロコシの価格の動向が配合飼料価格に大きく影響を与える要因ともなっているところでございます。

次に、右の16ページの参考資料をごらんいただきたいと思えます。上のフロー図に配合飼料価格安定制度を示しておりますけれども、この制度は、配合飼料価格の変動が畜産農家に及ぼす影響を緩和しまして、畜産経営の安定を図るということですが、中ほどの通常補てん基金にありますように、四半期ごとの配合飼料価格が直前1年間の平均価格と比べまして上回った場合に、その上回った額を畜産農家と配合飼料メーカーが積み立てた基金から補てんするとい

うような制度でございます。なお、この基金では対応できないような大幅な変動があった場合には、財源の2分の1を国が助成します異常補てん基金から補てん金が交付される制度となっております。

下のグラフに、配合飼料価格差補てん金の推移を示しておりますが、配合飼料価格は、左から2番目ですけれども、平成18年度の第2四半期では、トン当たり4万2,800円でございますけれども、その後、価格は大幅に上昇いたしております。一番右側ですが、19年度第2四半期には5万4,430円となりまして、1年間で1万1,630円値上がりしているところでございます。現在、この価格安定制度によりまして7,650円が補てんされておりますので、農家の実質負担額は4万6,780円となっておりますが、仮に配合飼料価格がこのまま高どまりしますと、直前1年間の平均価格を超える場合に交付されるというこの制度の仕組みから、補てん金は徐々に少なくなりまして、1年後には1万1,630円がすべて畜産農家の負担となるということが予測されているところでございます。

15ページに戻っていただきまして、3の本県の畜産への影響ですけれども、補てん金を含まずに価格上昇分をすべて農家が負担するというふうにしますと、県全体では生産コストが209億円上昇するのではないかと試算をいたしているところでございます。

このようなことから、4の今後の対応にありますように、6月27日に、県内の幅広い関係機関・団体の方に参加いただきまして、配合飼料価格上昇対応生産性向上推進会議を開催いたしたところでございます。今後、関係機関と一体となって次のような事項に取り組むこととしたところでございます。

まず、自給飼料の生産拡大ですけれども、飼料作物の作付面積や飼料米の利用の推進なり、さらには焼酎かす等の食品残渣の飼料化の推進、このようなことによりまして、5%拡大していきたいということでございます。

また、家畜の生産性向上といたしまして、肉用牛では、基本技術の徹底指導等によりまして分娩間隔の短縮なり、枝肉重量の向上、また肉豚では、衛生対策等による出荷率の改善などによりまして、5%改善していきたいというようなことを関係機関の共通目標として、それぞれの関係機関で努力していこうということ今取り組んでいるところでございます。

しかしながら、このような現場段階の取り組みではこの状況を乗り切ることが困難な状況となっておりますので、国に対しまして、価格高騰に対する緊急的な対策を講じるように現在要望しているところでございます。

畜産課は以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案第1号及び報告事項についての質疑を受けたいと思います。答弁は短目によりしくお願いいたします。どなたからでも結構であります。御質問のある方はよろしくお願いたします。

○坂口委員 1号議案の明許繰り越し、2つですけど、これは具体的にどういった事業かというのと、発注するような事業なら、今後の発注になっていくのかということですね。

○野田漁港整備対策監 2ページ目の漁港漁場整備課の繰越明許費の御質問でございます。

まず、2億5,800万につきましては、門川沖に設置しました浮き魚礁の10年間の耐用年数が過ぎたものですから、その更新工事ということでございます。これにつきましては、標準工

期をとった場合に今年度内には完成しないということで、操業の時期も考慮して、今の時期に発注しなければならないということもありまして、工期を長くにとって、この時期に繰り越しをさせていただきたいというのが1点でございます。

それから、2番目の1億8,320万につきましては、北浦の漁港と川南の漁港でございますが、それぞれ防波堤あるいは岸壁工事等でございますが、防波堤の工事におきましては、灯台の移設等がございますが、海上保安部との協議、あるいは岸壁工事につきましては、架線のつけかえ等に係る地元市町村との協議等で、どうしてもこの時期に発注するということになりまして、金額からいまして、どうしても今年度内には終わらないということで、今回上げさせていただきます。

2番目の御質問の発注時期でございますが、いずれも10月、11月中の発注を予定しているところでございます。以上でございます。

○坂口委員 まだ今からの発注ということですね。それと、関係機関との調整は、相手方が役所の場合、可能な限り、箇所づけがある前に進められる作業というのは、極力進めてもらったほうがいいのかという気がするのと、ちょっとここを踏み出すけどいいですか、関連するから。今、入札がほとんど最低制限価格で落札していくような時期に入って、特に港湾とか漁港の工事というのは、品質の確認とか施工手順などの確認が困難なたぐいに入っていくと思うんです。結果的に品質確保がなかなか大変かなというのと、一方、施工する業者側から見れば、割と海が静穏な時期に、年度早く発注されていて工期が延びるようなケースも結構あるんじゃないかと思うんですね、台風とか夏場からにか

けての海が荒れる時期とかで。そういうときにやむなく工期を延長する場合がありますが。これはまだ発注していないからこの事業が対象じゃないんですよ、ここに報告されずに、単なる年度内繰り越しの物件もあると思うんです。そういうものを対象にこれと関連して言っているんですけど、今までのあり方では、工期だけが延びたとき、そして、発注者側責任で調整が済んでいなかったとか、用地が確保できていなかったということで、入札をして契約はしたけれども、工期だけが延びたときは、県の場合は、今まで工事金額を増額するような設計変更の対象にされていませんよね。そこで、県の標準歩掛かりでは、こういうときにはどういうぐあいに扱うことになっているんですか。工事の一時中止に伴う費用の増加、減額等の費用算出のあり方の標準歩掛かりの考え方です。

○野田漁港整備対策監 工事中止の場合に、現場は中止の状態でそのままあるという状況ですので、現場の管理をする予算は工事中止の間見ていくと。現場をそのまま、例えば安全管理ですね、立ち入りをしないような安全管理とか、現場をそのまま保存していく必要な経費は見るというようにしております。以上でございます。

○坂口委員 設計というか、構造物そのものが変更じゃなくて、単なる工期が延びた場合、今までたしか——漁港課はやっているのかな、県の発注では、工期だけが延びたときは、設計変更をほとんどやられていないと思うんです。よく繰り越しが出てくるんですけど、そのときは、工期の延長を定めたことという報告なり議案しか出てこないんです。そのとき何度も尋ねたけど、設計金額は変わらないんですかと言ったら、工期が延びただけですからということですけど、漁港と、ほかの道路とか農村建設あたりと

は対応が違うんですか。

○佐藤農村計画課長 今、漁港整備課のほうからありましたように、気象等の要因あるいは県の原因に帰すべき要因、そういったものにつきましては、しっかり設計の中で見ていくということになっております。

○坂口委員 それはしっかり見てきていますか。

○佐藤農村計画課長 これまで、今、先生の御指摘のとおり、見ている場合と見ていない場合があったのかなというふうに思います。

○坂口委員 僕はこれまで何度かそのことを尋ねたけど、特に土木サイドですけど、土木がバイブルですから、県の公共3部は土木の考え方で統一されていると聞いているんですよ。土木の場合は、工期のみが延びたときは設計金額の変更はいたしておりませんという説明ばかりなんです。実際、ここに出てくる議案にしても報告書にしても、ああいう何十億というトンネル工事についても、構造の中身なり、工法が変えられたなり、設計の量がふえた減ったという数量の変化がない限りは、変更になっていないんです。工期が延びたときは、どういう理由で延びましたということで工期の延長だけしか。だから、多分考え方としては持つておるけれども、実際やっておられる現場があったら、どこでどういう工期を延ばしたとか、発注者側の責任において、県の標準歩掛かりに従って設計金額を変更された事例があれば、今教えてほしいんです。

○佐藤農村計画課長 今、手元にございませんですが、例えば損料等がかかると思うんです。どうしても建設機械を現場に常駐させなければならぬと、当然そういうふうな見方をしなければならぬと思うんですが、過去見たか見ないか

ちょっとデータはございませんが、調査をさせていただいて御報告申し上げたいと思います。

○坂口委員 僕の記憶の範囲では、増額された、減額されたというのは一切ないんです。工期だけのはですね。今まで聞いたときにも、金額変更をやったという説明もないし、やりませんという説明しかいただいていないです。だから、今の説明は、県の方針が大きく変わったのか、その考え方に基づいて実際設計金額の変更に応じられているのかというのが一つですけど、今、課長が言われたように、現場の維持管理に必要なものは間接経費の中で見えるようになっているんです。県の標準歩掛かり。それともう一つは、本支店の経費というもの、設計工期を発注者側の都合で変更したときは、一般管理費の中のこの部分も見なきゃだめとなっているんです。これは計算の仕方が案分計算になっていると思うんです。競争入札で、契約金額の中に一般管理費はゼロなんです。本支店の経費というものはゼロカウントだから、これを案分しますよと言ったって、もともとの数字がゼロだから、これを何倍掛けてもゼロなんです。本当に県がつくっている標準歩掛かりのとおり、県がつくった法律を守った契約をされてそれを実行されているならば、そこをどう解釈されているのかなというのが一つと、とにかく見ておられないと思うんです。これは引き続き質疑をしていってやりたいんですけど、見られた現場があればまずそれを教えていただきたいのと、見ていないんだったら、見ていないということ。ほかを先行していただいて結構です。

○佐藤農村計画課長 先生の御質疑で、工期だけ、要するに何の要因もなくして工期だけというのは、やっていないと思うんです。

○坂口委員 そうなると、それは県の標準歩掛

かりの考え方からどうなりますか。昭和57年の建設省の通達に基づいて県は歩掛かりをつくっていて、10章でこれはちゃんとうたっているんです。僕の歩掛かりの解釈が違えば別ですけど、発注者側の都合で工期を延ばしたときは、当然経費がかかることは今、認められましたね。現場の安全管理は、工事を延ばしたって、県は管理せずに業者に任せるんだということ。そうすると、そこに、安全のための仮設から、安全を確保する人たちから張りつけるけど、県の都合で、おまえたちは工事したらだめだよといってそこをとめているということですね。だから、それは費用は見るんですよということ。これは設計の基礎として最低限守らなきゃだめな約束ですね。そういうところがあったときは、今、課長が言われたように、現場維持のための経費は必要だからということと、本社を維持するためのものは、その人が落札した部分に入っている一般管理費の中の必要な部分についてということと、もう一つあるんです、工事をやめなきゃならんから、最低限必要なもの以外は体制もそこから縮小しなきゃだめでしょう。縮小のためにかかる経費についても県はちゃんと見ますよということ標準歩掛かりの中で約束しているんです。ここらを今どう対応されているのか。

○佐藤農村計画課長 先生がおっしゃるように、当然、県のほうで工期がおくれている要因となるもの、あるいは先ほど申し上げましたように、気象等、災害等でおくれるもの、そのために機械を常駐させなきゃいかんようになる場合、そういう場合は対応するのが一般的じゃないかというふうに思います。ただ工期だけを延ばすということには、いろいろ要因があって工期を延ばすわけですので、何かがあるかと思うんです。ただ工期だけを延ばすことによって増

額変更はしていないということです。

○坂口委員 発注者が、工事全体の一時中止もしくは主たる工事部分の一時中止をした場合は、設計を変更しなければいけないということになっているんです。しかも、工期を中止する期間が3カ月を超えたときはこれはやらない、3カ月以内のときはやるんですよ。当然なんですよ、お金をかけることを義務づけるわけですから。発注者側責任なんですね、受注者側じゃなくて。今、天候が荒れたとか荒れないとか言われるけど、標準工期のとり方で陸上工事と海上工事は違うんですよ、1カ月間の見方が。実働可能日数の標準工期のとり方が違うんです。それは歩掛かりに組まれているんです。1年間のうち何日間はしけるだろうなという現場条件は組まれているんです。だから、そういうのは理由にならないんです。それともう一つ、工事を再開するときの経費についても、またきょうから始めてくれと言ったときに、これもやっぱり設計変更の対象にしなきゃならんということ。しなさいよという通達を受けて、県はやりますという約束をやっているんです。昭和57年からきょうまでそれをやってきたのかと。やってきたとすれば、一般管理費を最低制限価格から外しているから、法律で義務づけられたものは外しているんです。でも、それはほかのところでは言ったからいいとして、今後検討してもらおう。もともとの基礎数字がゼロ円になっているんです。ゼロ円をもとに、そうやって本店・支店の経費についても、工期を延ばしたときは設計変更するんですよということで、ゼロだったら何を掛けてもゼロだから、最低制限価格に含まれているゼロ円というものをどう解釈しているのかなというのを一つ聞きたい。これは入れなきゃだめという言葉の裏返しなんです。

それから、3カ月の基準というのは、僕はわからんのですが、3カ月をオーバーしたものはこの限りでないという標準歩掛かりを県はつくっているんです。多分これは、大型のクローラクレーンとかの持ち込み、運搬、組み立て、分解、そして運搬、組み立て、分解が300万もかかれば、たった3カ月とめるぐらいなら損料で見てあげたほうがいいよ。でも、それを超すときは、やっぱり分解・組み立てを見たほうが半年も1年もとめれば安く上がるよということかなと。これは僕の推測の域を出ないんですけど、とにかく、約束していること、それとこういうことに基づいて県はシビアに入札で相手方を決めていきますよという基本的な考え方を守りながら、今、設計なり、入札なり、契約をやっているのか、それとも、いい加減にやっているのかということですよ。

○佐藤農村計画課長 工期だけを延ばすということは問題があるんですけども、どうしても延ばさなければならないような状態になったとき、中止命令を出して、現場代理人、重機といったものを引き揚げていただくという措置をとっております。

○坂口委員 それも一つのとり方ですね。そのときは、それに見合う増額変更は——そうでしょう、現場代理人とかそういうものを解除すれば、管理は県のほうでやらなきゃだめでしょう。県の土地の中でやっているあるいは公有地の中でやっている工事によって災害が起きたとき、この責任は県にあるわけでしょう、現場管理を解除したら。現場管理はだれになりますか、安全管理は。しかし、県はそれをやってなくて業者にやらせているから、実際、工事中止命令というのはそんないい加減なものじゃないということ。中止すれば、そこに持ち込んでいる重

機類をリース先に返したりしなきゃ、業者は金が要るから返すということ。置き場所もないわけですよ、仮置きヤードも使う権限がなくなるから。そうなると、クローラクレーンなんていうのは分解・組み立て300万ですよ。実際そういう設計変更は見たことはないですよということ。中止命令は本当に出しましたか。出すとすれば、コスト比較をやって、一時中止命令を出して、設計変更で今言ったような最小限必要な体制に狭めるためや、現場からどういうものを引き上げるためとか、現場を縮小するために何ぼかかったので、その実費を払うというので、最低限ここを管理する安全管理はおまえさんのところでやってくれ。安全防護策とか、ゼニライトとか、そういった公衆の安全あるいは現場の労災に係るようなもの、防除するものについては最低限守りなさい。工期が延びたからちゃんと設計変更しますよというのがこの標準歩掛かりなんです。そういうことはやっていると聞いている。工事中止命令出したら、それは費用比較をやっているということですか。どちらでもいいです。

○押川委員長 課長、今、質問があるように、やっているかやっていないか、もしそういうのがあれば、そのことを言って、なければならないということと言わないと。

○佐藤農村計画課長 公共3部のほうで十分検討してまいりたいというふうに思います。

○坂口委員 検討した結果、やっていなければ、県がつくった法律を守らずに発注しているということだから、即見直してほしいということ。やっていたら、それで結構です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○権藤委員 私の理解が足りなかったら、また教えていただきたいんですけど、2ページの明

許繰り越しですね、私の理解は、年度末に検収ベースで予定したものが検収できないという場合の制度かと思っていたが、これはそういう意味では発注がおくれるということなんですか、もう一回説明をお願いしたいんです。

○野田漁港整備対策監 これにつきましては、いずれも関係機関と協議をした結果、今の時期に発注になったということでございます。

○榎藤委員 今の時期になったというのは、発注の時期がおくれたということですか。

○野田漁港整備対策監 ケース・バイ・ケースでございますが、まず、1番目の2億5,800万につきましては、漁業者と話をする中で、浮き魚礁ですが、工事をする時期を、これは金額的にいけば、当たり前にいけば、工期的に長くかかるものですから、繰り越し工事になるんですが、そうすると、設置時期をいつにするかというのが、漁業者との話し合いの中でなったときに、操業に支障のない時期にしてくれということがあります。それが来年の7月ごろなんですが、それで逆算したときに、ちょうど今の時期に発注するのが一番妥当というのが一つあります。それから、下の件につきましては、海上保安部でありますとか、地元の市町村とか、そういう調整で日数がかかってしまって、今の時期におくれてなってしまったというような例でございます。以上でございます。

○榎藤委員 もう一回入り口から質問しますと、私は、明許繰り越しという制度は、検収ベースで年度末に検収できないと、それで明許繰り越しの一覧表を出して、来年度に検収させてもらいますよという理解だったんですが、そういう意味で今の説明を聞くにしても、例えば来年の7月31日が工事の完了であれば、検収ベースでは、当然2億5,800万というのは、19年度末

まで、3月までに検収すべきものは1億ですよと、あと1億5,800万が20年度の上期か何かに検収しますと、そういう理解でいいんじゃないかと思うんです。端的に言いますと、年度末でないのに、どうして明許繰り越しの手続を正式にとられるのかなという疑問なんです。

○野田漁港整備対策監 いろいろケースがありますけれども、例えば金額によって工期が決まっているんですが、標準工期をとって発注をするわけです。例えば2カ月とか3カ月とか4カ月とか。通常は年度内に終わると。標準工期をとって終わると。けれども、年度末になっていろんな不測の事態が生じて、終わらないという見通しが立った時点で、2月議会にかけて繰り越しをかけるという方法が一つございます。それともう一つは、最初から発注する時点で、今発注したら、標準工期が年度末には終わらないと。この場合は8カ月ぐらにかかるとは、今の発注の時点で標準工期をとったときに、3月までには終わらないというのがはっきりしているものについては、当初から年度をまたがって、工期を来年の7月末までという工期設定して発注ができるという制度がございます。入札制度改革に伴って透明性等を問われているわけで、標準工期で明らかに工期をオーバーするものについては、当初から繰り越しの手続をとって、最初から来年の7月までの工事ですよということを明確にして発注するというのが一番いいと判断しておりまして、その観点から今回は挙げさせていただきました。以上です。

○榎藤委員 そうしますと、3月末時点での明許繰り越しの従来の検収ベースの手続、あるいは工期のおくれの説明、こういったこと等は、当然年度末の資料としてはもう一回やられるわけですね。これは、私が冒頭聞いたように、発

注がおくれますよと、当然検収もおくれるわけですが、そういう意味の、従来になかった明許の制度だというふうに理解していいんですか。

○野田漁港整備対策監 この制度は、件数は少のうございますが、従来からあった制度でございます。

○榎藤委員 わかりました。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 関連ですが、これは3月末には出ないんでしょう。今までこういうケースがあったんですか。非常にまじめに出されたような印象を受けるんですが。

○野田漁港整備対策監 繰り越しを議会にかけられる場合は、従来は11月議会と2月議会でした。9月議会で繰り越しとはどういうことかと、まだ期間があるじゃないかというようなことがあります。9月議会でかけるのは多分今回が初めてだと思います。ただ、従来、どうしても足りないところをちょっと無理してやっていたところもありまして、それを今回は当たり前前にやっただけということ、9月議会にかけさせていただこうということにしたものでございます。以上です。

○中野委員 ということは、これから先もたびたびこういうのがあると思うんですが、こんなふうなやり方になるということになるんですか。

○野田漁港整備対策監 そういふふうになると思います。

○榎藤委員 3月末はどうなるんですか。3月末というか2月議会のとき。

○野田漁港整備対策監 漁港事業だけではなくて、農地の整備事業とかたくさんあると思います。年度内に終わらない工事については、多分

2月議会で上がってくるというふうに思います。

○榎藤委員 多分じゃなくて、このケースの場合は3月にもう一回上がるんじゃないですか。上がるのであれば、今やっても3月までにまた変更も出てくるし、どうしてかなという疑問もあるものですから。

○玉置農政企画課長 今回の案件については3月のほうには上がらない形になります。通常今やっているもので、何らかの事情でおくれて翌年に持ち越さなきゃいけないというのは3月とかに出てきますけど、今回は既に工期がそれだけかかるということがわかっています。それでこの時点で上げていますので、3月にはかかりません。

○榎藤委員 間違っているかもしれんけど、私は、当初からやっても19年度に検収できるものと20年度にまたがると、そういう中で、検収できなかった部分というのが、単年度の弊害として繰り延べるという趣旨があると思うんです。3月には出てこないということになると、単年度主義の明許繰り越しという趣旨がゆがめられるんじゃないかと。ここで発注がおくれたということ、承認を得たいという趣旨はわかるんですが、財務ベース的なものから出てきた手続だと思うんですね。

○野田漁港整備対策監 事業箇所と事業費は繰越費の中にトータルでこの分は入ってきます。

○押川委員長 それでは、その他の報告事項であれば受けたいと思います。資料では3ページ以降になります。

○井本委員 今度、台風第5号が激特の適用になりましたね。その災害復旧の範囲なんだけれども、例えば二股地区なんか石が全部かぶっている。ああいうのは復旧できるんですね。民間

のものについては全くかからないということになりますね。そうなんですか。

○原川農村整備課長 提出資料の12ページを見ていただきたいと思います。これが昨日9月20日に公布された政令でございます。今回の激甚災害の措置でございますけれども、真ん中から下のⅢの適用すべき措置ということでございまして、今回、農地と農業用施設、この農業用施設というのは、水路とかため池とか農道でございますけれども、これと林道、これの災害復旧に対して、通常の補助率よりかさ上げ措置があるということでございます。この部分の災害復旧が、そもそも復旧額40万以上の工事が対象になっております。これが（1）の分でございます。40万未満のものにつきましては、通常、市町村が単独で復旧をやります。それに対していろんな地方財政措置が講じられるというものが（2）でございます。

○井本委員 飼料用の稲についても適用があるんですか。泥をかぶったときなんか。

○原川農村整備課長 今回の激甚災害の措置では、対象外になっております。

○押川委員長 ほかにございませんか。その他のその他も含んで質疑を受けたいと思います。

○満行委員 偽装ウナギの件ですけれども、中央でテレビで報道されて、他人の話かなと思っていましたら、宮崎までやっ来てまいりました。きょうは宮日新聞にも大きく書いてありますけれども、農水省が全国的に産地偽装ということで調査に入ったと。宮崎県も調査に入ったというふうに新聞ではなっているんですが、新聞やテレビの報道ではなかなか全体像をつかめませんが、かなり大きな産地偽装、その一部に宮崎が入っているというふうにとらえています。きのうテレビを見ていましたら、やった

という業者が、業界の団体に行って、やりましたと。外に出たら、マスコミにはノーコメントみたいにしてコメントがない。我々からすると何が本当なのかよくわからないんですが、県がつかんでおられるきょうまでの状況について、簡潔に教えていただくといいんですけど。

○吉田消費安全企画監 テレビ報道、その他報道はどんどん流れているんですが、実は、私も、国と県と一緒にその案件について調査をしています。宮崎県の中だけでございまして、県からウナギが出ていった先々もございまして、全体で大きく解明をしようというところをしておる状況でございまして、今ちょうど調査の途上でございます。この案件については、今、調査を的確にしているというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○満行委員 今、宮崎が注目をされて、その注目された宮崎に便乗されて今回の事件なのかなという気がするんです。宮崎のものだったら、今だったら何でも売れるみたいなところですね。我々とすれば、知事のシールが張ってあるというふうに報道されていますから、国産ウナギ、もちろん宮崎は大産地ですから、宮崎のほかのウナギにも大きく影響を与えるだろう。宮崎というウナギのブランドにも傷がつくのではないか。鹿児島ウナギが宮崎ウナギなら別に構わないでしょうけど、これは国が違う。台湾産を宮崎産とっていけば、これはやっぱり大きな問題になるだろうと思いますし、ウナギだけでは済まないと思うんです。今、知事のマークの商品がわんさか、東京、大阪、大消費地に出ていますから、ほかの品目も大きく影響を受けると思うんです。今の答えはちょっと…。僕はもっと急いでほしいなど。知事は、スピード感をもって頑張っていますというふうに

きのうも答弁されていますが、そういう意味で、もっと明確にきょうも答えてもらおうとまだ安心するんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○吉田消費安全企画監 私どもJAS法という法律で取り組んでおりまして、御承知だと思いますが、JAS法というのは、最終消費のところですね、消費者が商品を選びやすいようになるべくたくさん情報を出そうという精神でやっております。昔は生鮮食品を主にやっておりましたが、最近は加工品につきましてもどんどん表に出していこうということをやっております。なおかつ、御承知かもしれませんが、外食産業等でもガイドラインをつくって、例えばレストラン等に行きますと、きょうのハンバーグのお肉はどこ産ですよというようなことを積極的にお客さんにアピールしようというようなことをやっているようでございます。その部分については、あくまでも努力目標みたいなところがございまして、今、私どもが抱えている案件は、卸問屋さんから加工業者さんへ行くというところで、その部分につきましては、その業界の秩序というか、モラルというところに期待をかけている部分がございます。JAS法の本質でいくと、その分は信用している部分等がございまして、その流れを、問屋さんから加工、加工から消費に至るというそこをずっとトレースして押さえていかないと、なかなかやりにくいというか、できないという多少苦しいところがあります。今、本省におきましても、そのあり方についてということで、卸から加工に行くところについても検討されているようでございます。ただ、卸からそこへ行く業界団体のみずからの自浄作用というか、自分たちのことは自分たちのモラルでやるべきところなんじゃないかという部分は一つはございます。

○満行委員 私も、前の委員会でも、議会でも質問しましたが、ブランドですね。そのモラルとか法令遵守してもらわんと困ると、当然そんなんですけれども、ブランド確立は本県の大きな課題。だからこそ、農水部も一生懸命頑張っているわけ、鶏が大分売れていると、本当にそれは国産の鶏、宮崎の鶏ですかというと、地鶏と書いてなければどうしようもないということですね。今の宮崎のこのブームに便乗して、宮崎産品じゃないものが宮崎として売られたら、もしそれが粗悪品とか健康上問題も出たら、宮崎のブランドは落ちるじゃないですか。それは宮崎県としてやっておく対策じゃないですかとずっと言っているわけです。JAS法以上には我々は何もできません、地頭鶏はありましたけど、この前の議論もそうでしたが、我々はそれが心配だったんですけど、今回ウナギという部分で出てきたわけです。最終末端の消費者は、本当にこれが宮崎産なのか台湾産なのかわからんわけです。どこが、だれが責任をとるのと。責任をとるのがみやぎブランドの確立。宮崎県庁が言うんだから絶対間違いありませんというふうに押さえないと、こういう事件があったときには、消費者は、宮崎のウナギは怖い、そういうふうになって信用を失墜する、それが一番怖いと思うんです。県は先ほどの地鶏と一緒に、ウナギ、はい、うちはこれ以上できませんと、それでいいんでしょうか。

○吉田消費安全企画監 今、調べている途中ですけど、そういうようなことの違反という事実が判明すれば、当然しかるべき措置は早急に講じなきゃいけないと。農林水産省とも連携をとりながら、適切にそこはさせていただきます。なおかつ、先ほど言いましたように、やっぱり

宮崎のウナギはすばらしいというブランドについて、私どももちろんでございますが、業界団体がみずから、自分たちの正しいことは正しいというようなことで、頑張ってください分は大いに頑張ってもらわなきゃいかんというところは思っております。

○押川委員長 ブランド対策監、何かございませんか。

○服部農水産物ブランド対策監 ウナギにつきましても、実は7月の末に、宮崎の大きな品目ということで、東京のほうでフェアをやりました際に、米とドッキング、コラボでフェアをやらせていただきましたけれども、やはり宮崎を代表する水産物ということで、今後とも大いに取り組んでいくべきだろうというふうに思っております。

○満行委員 せっかく今、ブランド確立しようとしているのにこうなってしまう。非常に消費者としては戸惑うし、我々としても非常に残念な結果だと思うんです。一つは、台湾産のウナギが紛れ込んで宮崎産となっているわけですけど、食の安全という意味では、ちゃんと検査して、残留農薬とか、抗生剤とか、そういう食品衛生上の問題はクリアされているかどうかというのは、農政水産部ではわかるんでしょうか。

○吉田消費安全企画監 輸入その他の流れの中で、その安全性については担保されているというふうに思っております。

○満行委員 もう一つ、さっき企画監は、しかるべき対応をしていきたいということですが、そのしかるべき対応は具体的にどういう対応なのか。また、農水省と本県の役割、今一体、農水省は宮崎県で何をされているのか、本県はこの件についてどういう動きをされているのか、お尋ねします。

○吉田消費安全企画監 全国に展開されている業者さんですと、農水がやられると。県内だけという業者さんであれば、県がやるというふうな役割分担になっております。ただ、私ども県だけでやると申しまして、人数も少ないし、ノウハウも少ないものですから、そこは農水と一緒に調査その他をさせていただいております。どのようなことができるのかというお話。例えば、御承知のように、北海道のミートホープでしたか、あ那时的のJAS法の例を言うと、今回と同じように問屋さんのレベルなものですから、嚴重注意というような措置がとられたようでございます。以上です。

○中野委員 けさのウナギのニュースですね、8月にも流れていましたね。かなり時間もかかっているようですが、この発覚というか、この発端はどこからあったんですか。そして県はどういう対応を今まで……。もう1カ月ぐらいなるのに時間がかかり過ぎる気もしていますが、どうですか。

○吉田消費安全企画監 そもそもの発端というのは、国のほうに表示110番というのを構えておられまして、そちらに業者さんからこういうのがあるよというのが行ったようでございます。もちろん匿名でございます。なかなか匿名では入りにくいんですけども、そういうのが何回も何回もあるというので、スーパーその他の周辺調査を国のほうがされました。その後、おっしゃるように、8月になりましてウナギの流通の調査をさせていただこうということで、任意に問屋さんのほうに入って調べさせてもらっておりまして、8月10日過ぎぐらいでしょうか、上旬から中旬にかけて入りまして現在に至っているんですが、ミートホープの場合も1カ月半余り要してしまして、要するに流通の段

階が結構長うございまして、それを一つ一つ押さえていくという作業をすれば、どうしてもということございまして。

○中野委員 何か生ぬるい、手ぬるいという気がしますね。これは大きな問題に発展しますよ、きちんと早くしていないと。特に知事のシールが張ってあるということですね。知事のシール、あるいは知事らしきシールが張ってあるものがたくさんあるんですが、みやぎきブランドあるいは宮崎産というものの以外のいろんなものに張ってあった場合、何も責任とかそういうものはないんですか。いろいろ聞けば、例えば地鶏も、さっきも鹿児島云々という話があったし、そのほかシールが張ってあるもので、高速道路のサービスエリアに売ってあるもので、あるところのもので、本当に国産品かなと思われるものに張ってあるという話も聞いているんです。ウナギが発端になっていろんなものに波及してしまえば、みやぎきブランド、宮崎産の農畜産物は大変なことになりませんか。水産品も含めて。憂慮しますがね。

○玉置農政企画課長 どういうものが当たるかということ、消費者が惑わされるような表示、あと景品表示法というのがあって、地鶏のときもありましたけど、どういう書き方をしているか。あとは不当競争防止法といって、価格の差、いわゆる海外産のほうが安く、国産のほうが高いので、国産として高く見せるといったような、3つのそれで処分していくわけでございます。知事の絵とかそういったものが、今回マスコミを見た限り、宮崎産と確かに書いてあるといった場合には、確かに消費者の部分も出てくる可能性もある。ただ、これは県というか、公正取引委員会とかいろんなところで判断していきますので、そういった部分を含めてどういった可

能性があるかどうか、我々も見ていかなきゃいけない部分もあるかもしれません。そのシールのつけ方は、知事のほうでは、幅広く宣伝してもらっていくという方針でいっていますので、我々としては、それについてどれだけの影響があるかということのも一応見ていく必要があるかと思えます。

○中野委員 知事のシール、これは即、宮崎県産をイメージして、宮崎のものだということで購入して消費されていると思うんです。それを裏切るようなことがあってはならないと思うから、必ずあのシールを張る分については、宮崎県の産物だということの確認がとれたものだけに張ると決めることはできないんですか。

○玉置農政企画課長 まず、表示する側が処分されると思うんです。シールがあったとしても、それを偽るのは、違うものにシールを張るわけですから、シールを張った人がまずは問題なわけです。まず、そこが処分されます。後はシールの供給側がということだとは思いますが、それについては、まさに今後のウナギの状況がどうなっていくか、我々もまだ調査中でございますから、そういった推移も見て、どういった可能性があるかというのは考えていかなきゃいけないと思います。

○中野委員 これが一般のものならいいけど、知事のシールですから。宮崎県知事のシールだから。宮崎県産物と違うものに張られているものがもしあるとすれば、大変なことになると思うんです。これは宮崎県の物すごいイメージダウンになると思いますから、その辺は前向きに積極的に何か早く手を打ってほしい。また、今張っているもので何か問題があれば、知事からでも指導してもらおうようなことはできんものですか。

○玉置農政企画課長 この前も知事のほうに報道記者が行ったと思うんですが、その際にも、シールを張る限りにはきちんと品質管理をして、間違った使い方はしてはいけない、やっぱりきちっと使ってほしいというメッセージは送っています。後はそれについてどう判断されるか。そこは違う法律のほうでもいろいろと制度がありますので、そういったものも使いながらやっていくんだというふうに考えています。

○榎藤委員 私はお二方の説明を聞いていて、非常に悠長だなと。本当に本県で起きた事件として真剣に考えているのかなと。北海道のミートホープの場合は倒産したわけです。やっている中身というのは非常に悪いことですよ、安いものを高く売るわけだから。それも偽装ですよ。それに対して、先ほど来の説明を聞いていて、切迫感がないじゃないですか。けさの新聞は一面に出ましたよ。そして県が乗り出したというから、農水省が調査したか、国の消費の利害の関係のところはしたか、定かでないけれども、それだけの情報を、同じぐらいのものを取り寄せてきちっとやるんだと。そうじゃないと、内水面の振興センターは7,000万、8,000万と赤字を出しているながら、悪いことをしたときは、そうですかと、国が調べているからうちはそのまましていますわというふうに聞こえるんですが、部長、どうですか。

○後藤農政水産部長 今いろいろとお話があって、私、聞いておりました。問題が2つあると思っております。1つは、偽装と今、新聞等で取り上げられている問題への対処、それからもう一つは、先ほど来出ていますブランドへの影響、こういったことを両面で検討しないといけないと思っています。なお、今、新聞等で報じられていますこの問題につきましては、先ほど

来説明がありましたように、農水とタッグを組んでといたしますか、協力しながら、ノウハウ等も得ながら、今、調査を続けているという段階です。そして、先ほどもお話がありましたけれども、広い範囲にわたっておりまして、宮崎県だけの調査ということで全体を整理できる状況にありません。そういったことで少し時間がかかっていると思っています。ただ、これは、やはりゆゆしき問題だというふうに私も思っていますので、その調査につきましては、全勢力を投入して調査に頑張っているというふうに考えています。

それから、2番目のブランドの問題につきまして、特にシールのお話が今ありました。実は前回の常任委員会的时候には、シールに限らず、袋のほうに印刷された部分もございました。そういったような幅広い見地で対応を考えていけないといけないと思います。ただ、問題は、これは加工品に係る部分でありまして、農政だけではなかなか解決に結びつかない。関係部が幾つもあります。したがって、関係部と協力する形で何らかの対策が必要だというふうに思っていますので、関係部と協議の場をセットしようということで今進めているところであります。そういう事情でありますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○榎藤委員 大体わかりました。これ以上申し上げませんが、私は、本県独自のブランドの確立とは、こういう問題が起きたときに、速やかに立ち上がって、むしろ農水省が調べていること以上に調べますよというようなこと、あるいは安いものを仕入れて高く売るということについては、JAS法もあるかもしれんけど、そういうものを一緒になって調べるぐらいのことが

ないと、これだけ広がってきたら、ブランドの確立というのはできない。一つ一つそういうところからきちっと厳しく積み上げていくという姿勢を、農政、あるいは消費者サイドの商工になるのか、そういうところと連携してやってほしいなと思います。

○松田委員 今までお話を伺ってよくわかりました。議員のほうから求めているのは、スピードを求めています。私は、この問題、3つのポイントがあると思っています。1つには調査範囲が大変広いということ、国と我が宮崎県と、九州の福岡、熊本、鹿児島、4県が一緒に調査をしているという点、それから知事のブランドというところが絡み合っている点なんですけれども、3つ目の、一番大きいのは風評被害じゃないかと思っています。実際、私もきのうは東京の友人に連絡をとってみましたら、「首都圏のスーパーから宮崎県産のウナギがねなった」ということでした。特に知事のシールの張ったウナギなんて、とっくの昔になくなっております。まず第1報、マスコミが取り上げたのが8月30日、テレビ朝日さんが「スーパーJチャンネル」で、「ウナギ産地の闇」という15分の特集を組みまして、関空に陸揚げされた生きウナギがトラックに積まれました。フェリーに乗っかりました。行った先は宮崎港でした。宮崎市内の業者のところでは他県の業者に行きました、というふうな画面だったそうです。そこで宮崎県の業者が、実際その中で「ええ、これは産地偽装です」という証言もしているということですし、その段階で国が調査を始めた。8月の末にそういう報道がされております。それからマスコミは、4回ほど同じ放送局がニュースの中で取り上げております。その中において、きのう夕方の組合の報道でしたか、実際その業

者さんが国産偽装を認めているんですけれども、業者名が公表されなかったのは、まだ県の処分が下っていないからということだったみたいですよ。大変デリケートな問題ということはおわかっております。毛細血管の細部の細部までいって、消費者のところまで調査を終えないと公表できないということもよくわかるんです。風評被害の部分、どんげなっちゃっちゃろかと世間の注目が集まっております。特に知事が絡んでいますので。だから、中間報告なり何なり、とりあえず、今こういう段階だということを表示しないと、ますます世間から、宮崎県どうなっているんだと。特に、ほかの3県の業者の場合は、宮崎県の問屋から仕入れて加工したそれが偽装だったということですから、被害者という構図になるわけです。悪いのは宮崎県じゃったという構図が成り立ちます。なおのこと宮崎県の責任は大きいと思うんですよ。その意味において、物すごく慎重な調査ということはおわかっておりますけれども、早く、今どういう状態にあるということをお世間に知らしめるのが宮崎県の責任であろうかと思います。

○坂口委員 県の調査で、当事者というか対象とされている2業者ですが、そこはやっぱりやっていることを認めているんですか。

○後藤農政水産部長 大変恐縮ですが、この時点では、調査の内容についてはコメントを差し控えさせていただきたいと思っております。

○坂口委員 業者名を言ってくれと言っているんじゃないんですよ。どれぐらい県がこれに真剣に取り組んでいるのかということと、認めているとすれば、まず、その対象になり得る商品がまだ流通の過程にあるのかどうかというのは、どう把握されているんですか。そこがかかわったウナギが、末端の販売店から加工場から

の中に今どういう流通の過程にまだ存在しているのか、していないのか。

○桑原水産政策課長 まず、真剣に取り組んでいるのかどうかという点があったと思います。通常、このJAS法に関する偽装、違反というふうないわゆる情報提供が……。まず、個別のケースについて答えにくいというのは、つまり調査ものでありまして、また違反ものでもございますので、こういうふうな情報を途中で出すことについては、国ともある程度相談をしているわけでございますけれども、一部だけ出てしまうとほかのところが隠れてしまうかもしれないということで、相当情報というのは、通常、個別事例については答えない形で調査を行うというのが通例になっておりまして……。

○坂口委員 もうわかった。そこでいい。だから、相手は認めているのか認めていないのかを県が知り得る立場にあるかないかは別個として、それをここで教えろというんじゃなくて、認めているとすれば、県はそれに対してどうやったのかと。だから、流通の中に乗っかっているのか乗っかっていないのか、もう消えてしまったのか。

○吉田消費安全企画監 当該業者の方には、私ども口頭で、台湾産は台湾産、国産は国産で出すようにという指導をしております。

○坂口委員 これからのことは聞いてないです。今流通に乗っているのを回収させたのかどうかということを知っているんですよ。

○吉田消費安全企画監 我々が行く前までのものを回収はしておりません。

○坂口委員 なぜそこで任意で求めないんですか。これがまた出回って乗っていたら大変な問題ですよ。8月末にそのことがわかっていて、まだその後も県は……。それは、証拠をつかん

で、法的な根拠があって、処罰対象になるまで公表しないのはいいですよ。自主回収というのがあるでしょうが、認めたら。

○吉田消費安全企画監 今のは8月30日の話だとすれば、その以前にとめています。

○坂口委員 とめるのは当然だけど、まず、池揚げしたものが、いろんな問屋を通過して、小さくは自分ところの立場を持っている人が腹を割いて直接売るところから、いろんなところに散らばっているんですよ。でも、売ったところは伝票があるから、どこにいつ出して、何トン行って、その中に何トンまじっているとわかっているんです。だから、そこに県が頭下げてもいいですよ、土下座してもいいですよ。お願いしますから、回収してくれませんかという自主回収です。その責任はありますよ。

なぜかという、なぜブランドを張ったら売れますか。東国原さんが選挙に落選してそのまんま東というタレントだったら、あれを張ってこれだけ付加価値が上がりますか。消費者ニーズ対象になりますか。宮崎県知事東国原英夫だから売れるんですよ。そしたら、政治家としての道義的責任があるんです。土下座してでも、悪いけど、その商品は回収してくれということ、農政水産部なり、あるいはブランド対策監なりは行ってから知事に話をすべきですよ。どんなですか、部長。これはほかのものに影響するから言っているんです。

○後藤農政水産部長 これは表示の問題……。

○坂口委員 いや、そういうことを言っていないです。影響が余りにも大きいし、本人が流通に出していると認めるんだったら、お願いだから、それを回収してくれないかということ。聞く聞かないは別ですよ。県の姿勢ですよ、これをいかに深刻にとらえているか。頭下げても、

わかっている品物だけでも、悪いけど回収はしてもらえないかというお願いぐらいしたらどうかというんです。これから先長く時間がかかるんだったら。下手すると、ほかのまじめに生産に取り組んでいる品物までだめにしてしまうんですよ。だから、法的根拠とかそんなものは聞いてないです。

○押川委員長 部長、質問に対しての答えをお願いいたします。

○後藤農政水産部長 ちょっと話をさせてください。

○坂口委員 もう一つ言っておく。その後ストップをかけたなら、回収をかけられないという根拠はないでしょう。本当ならストップしろと指示も出せないでしょう。あなたが今答えたようなことだったら。ストップはさせても今までの認めるということ、その仕分けはどこでやっているんですか。

○押川委員長 暫時休憩します。

午後 3 時 47 分休憩

午後 3 時 54 分再開

○押川委員長 それでは再開をいたします。

○後藤農政水産部長 時間をいただきましてどうも済みませんでした。

ウナギが流通しているかという点につきましては、私ども県と国が、実は 8 月 10 日に第 1 回目の調査に入りました。該当事業所のほうに正しい表示をしてくださいということで指導しまして、それ以降は、国産、台湾産というきちんとした仕分けの中で流されています。それ以前にありました分については、確かに国産という表示があったんだろうと思います。

それから、あわせて、テレビ朝日が報道したのは 8 月 30 日。したがって、テレビが

流れている時点では、既に国産と台湾産というのは仕分けして現実的には出ていたということです。

それから、最後に、加工場のほうは、御案内のとおりで、そちらからいろんなところに出ていくわけですが、そこについては回収のお願いはしていないという状況です。

○坂口委員 加工場で作業の手間の間だけ立てるものについては既にないと思うんです。それはいいとして、問題は、二次問屋のところで小さい池を持ったり、そこに入ったもので、産地が違うと、においから色からウナギは違うんですよ、水質で。松阪牛みたいなものです。ある程度管理して、同じもの、そっくりさんに仕上がった時点でその産で出す、そういうものがまずあり得るということと、ここらがまだウナギのすき間部分です。じゃ、台湾からウナギを原料として輸入して、何日間内地で飼養したら宮崎産ということが定義づけられるのか、ここらがまだルールがないんです。それが極力短期間に縮められて、2 日～3 日立てました、宮崎の池で立てました、宮崎産ですとなっているのかの整理とか、そういうものを敏感に反応されてなきやだめだと。それぐらい深刻な問題だと言いたいのが一つなんです。

そういうことで、今回それだけ時間と労力をかけてやるならば、今申し上げましたように、たまたま飛行機で来て、トラックに積んで、トラックに渡したものが台湾からの輸入じゃなくて、飛行機で来て、持って行って池に入れて、何日間か池で養殖してからまた出ていったものが国産表示でいいのかとか、そういったところまで今回びしっとしたものをやっていて、管理ができるようにして、宮崎産のウナギとは何なのかということ。

それから、最近は、うなぎ問屋というのが、実質、資本参加で池の経営権をかなり握っているんです。そうなったとき、先ほど権藤委員から言われましたように、県費を何千万もつぎ込んで赤字でも維持しながら、宮崎の養鰻業者育成だということで、他県に比べて物すごく有利なシラスウナギを供給しているんですね。このために一般会計からかなり出しているんです。結果として養鰻業者に安いウナギ、しかもいいウナギが早く入って、それが宮崎有利性でここまで生産が伸びてきたんです。けれども、こういう人たちが養殖業者の立場で入札に参加しているものかどうか。言っている意味はわかりますか。内水面振興センターで確保する県産のシラスウナギを、その人たちに入札参加を今後とも付与していくのかということも整理されてないでしょう。でも、過去の実例として、脱税をやった人は入札参加をとめた経緯もあるんです。脱税と今回の重さはどちらにあるのか。これに対して、シラスウナギの供給のあり方、入札参加資格はどうするかとか、やることはいっぱいあるんですよ。そんなのを思っていたときに、先ほどの余りにも悠長な返事だから、これはいかんと思ってこんな発言をしているんです。余りにも取り組む姿勢が甘いと思うんです。今のようなことも含めて、そういう実態をつかんでおられるのかどうか答弁してほしいですよ。8月10日から今日までずっと真剣に取り組んでこられたなら。

○押川委員長 ここで、委員の皆様にお諮りいたします。本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、このまま継続いたし

ます。今の坂口委員の質問に対しましてお答えをお願いいたします。

○桑原水産政策課長 今回の事件につきまして、報道の前に私ども情報は入手しておりました。その後、農政局と相談いたしまして、お互いどのような情報を持っているのか、それと、JAS法自体が消費者に当たるところの調査を主体とした法律でございますので、中間流通だけの状態ではなかなか難しいところもあります。という点で、お互いどういふふうな末端まで情報を持っているのかということをも確認をするという作業に入っておりました。具体的なことを言いにくい部分は確かにあるんですけども、そういう形で調査を進めておまして、その後、マスコミの報道等が出てくることになってきたわけでございますけれども、通常、その間の話では、パーツ、パーツで出てしまうと、まさに坂口委員御承知のとおり、広域的な流通になっているものですから、ほかのところが隠れてしまったり、伝票等の確認を最終的にするとき、それがなくなったりしてもということもありますので、こういう調査は余り外には出さずにまず内々にとということが、国とも相談した結果、行われているといったような段階であったろうと思います。

そういう中で、業者名は国もまだ出していないと思いますけれども、私どもも出しておりませんが、結果的に出て、報道がこういうふうにならば若干先行している部分があるわけでございます。調査自体は国と共同で随時行っておりまして、事実関係の確認作業も鋭意行っているところでございます。ただし、その公表云々につきましては、行政から出す以上は、相当程度確認をし、見てからでないとしづらいところもございまして、そこについてはしっかり対応し

ていきたいというふうに考えております。

○坂口委員 だから、そういう法的な措置というのは当然のことなんです。その前に、ブランド対策をやろうと、ブランドづくりをやろうとして、しかもあのシールが張られているという現実、そういうものを考えたとき、他への影響を考えて自主的にお願いする部分はたくさんあると思うんです。

それから、さっきも言いましたように、今後、今の県の基準なり何なりを見直さないと。種苗確保についてもそうでしょう、そこらをどうしていくのか。もう一つ、僕は、例えば、ここらも追跡を本当にやってこられているのかと。この人がとは言いませんよ、でも、こういうことが実際起こっているとすると、今では近づきましたけど、ちょっと前までは市価の半額だったですね、宮崎の池にあるシラスウナギというのは。半額ぐらいで入っていたんですよ、振興センターのウナギは。そういうものを持ってきて、何日かそこで養って売ったら倍で売れるんです。何千万と買うんです。こういうものの追跡調査が、今の悠長なのを聞いていたら、本当にそういうことをやられてきているのかなという疑問すら生じますよ。そういうことをやってきてなかったから、こういうことにつながっていったんじゃないかという気がするんです。ちょっと広がり過ぎますけど、そういったシラスの県のルールというものはぴしゃっと確保されていると、池入れした業者がちゃんとそれを守って、県のシラスウナギの条例に係るものはしっかり守られているという自信はありますか。

○那須漁業調整監 シラスウナギにつきましては、県内で採捕されましたシラスにつきましては、入札がされまして各業者に配付されます。

それらについては、ちゃんと自分のところの池に入れて飼育するよにといいことで、それをほかの業者に転売とか、黒子段階でもそれを転売することはしてはならないということになっていて、現在のところ、それはきっちり守られていると思っております。

○坂口委員 このJAS法も守られていると思っていただいでしょう。思っているだけじゃだめじゃないかということを行っているんです。だから、この際、そういうところまでしっかりしなきゃだめじゃないですかと。今のはそういう資本が入った池なんです、今のは。この流通業者みたいなところは。そこらまで危機感を持ったかということです。今度のことを8月10日あたりに耳にして。危機感が今の時点ではまだないですよ。

それから、もう一つ、県が独自に調査を始めたのか、国の指導なのか、どうなんですか。県から国に協力要請したのか、逆なのか、そこらはどうだったんですか、この危機管理に対しての考え方は。

○桑原水産政策課長 この110番は両方に来ることがございます。ですから、お互いに情報交換をいたしまして、畜肉の関係のいろんな事件もございましたし、看過しておく消費者の利益も含めて大きな問題になるという認識がございましたので、そういう点で、国と県、両者会って情報交換をし、中間流通のみならず、もう少し末端まで下がれないものかという観点。これは実際、情報をいただく方の情報自体が相当漠然とした情報も多いものですから、どこで売っていますという情報までなかなかないものから、難しいところはありますが、そういう形でやってきておりました。

○坂口委員 先ほど聞いたのは、本人たちが認

めているのか認めていないのかというところが出発点で、僕は認めたんだなということを前提にしたから、そういう証拠がためだ何だはいんですよ。県がどういう対応をこれまでしてきたかというのと、危機管理意識をどれぐらい強いものを持っているのか、この先に想定される事態をどうとらえているのか。みやぎきブランドなり、そのまんまマークを張ったものに対する影響を、どう極力小さくしていこうとするのか。そんなものは影響ないよと思っているのか、どうもそこの判断を甘く見過ぎているような気がするから言っているんです。時間がかかるものはかかるんです。だけど、県が本当に危機管理意識を持って臨んでいるのか、それとも危機管理意識は余り持つ必要はないよというスタンスなのか。改めて今、危機管理意識を持つてから今後しっかり取り組んでいくという考えなのか、そこのところの判断がつけば、こんなくどく言わないんです。

○桑原水産政策課長 風評被害を含めて大きな被害になり得る事態と思っております。業界団体自身も、履歴も含めた形で管理をすることも含めて、何らかの統一的な対応をとっていききたいというふうに意見もあるようでございまして、私どもも既存の事業等活用しまして、そういうような形で助言指導等していきたいというふうに考えております。

○松田委員 スピードのことに戻りますけれども、ミートホープ、不二家、雪印、末路はもう皆さん御存じだと思います。今回のこの一連の事件で一番の被害者というのは、お客様ですね、一般消費者。2番目の被害者は、まじめにやっ

なってとらえられています。そういったところの風評被害は既に起こっております。県の皆さん方の常識はよくわかりました。確かに慎重にやらないと、もしかすると一社の存続にかかわることかもしれんから、そこまで詳細にデータを集めていっしょと思うんですけれども、県民視線に立ったときの常識は違います。常識的に考えて、嚴重注意と企業名の公表ぐらいはもうやらんと世間がおさまらんと思うんです。自主回収ですね、そういったところまで早く県の態度を表明されること、これが一番だと思います。要望して終わります。

○満行委員 鳥インフルエンザのときの対応とすると、物すごく今回違うなと驚きますが、発覚してから今日まで、部長、知事と何回このことについて意見交換をされましたか。

○後藤農政水産部長 回数は定かではありませんが、この問題に取り組むということで知事には報告を上げております。その都度、関係する情報についてはお話をしているという状況です。

○満行委員 鳥インフルエンザのときは、あれだけ知事は飛んでおられましたけれども、今回は、部長から何回となく最新情報を入れているのにこの状況だということですね。そうであれば、きょうのこの話題の質疑応答の部分についてしっかり知事につないでほしいと思うし、議会としては相当な心配を持っていると、もっとスピード感を持って頑張ってもらいたい、それをぜひしっかり伝えていただきたいと思います。以上です。

○押川委員長 その他でございせんか。

○権藤委員 手元資料の15ページの配合飼料の問題ですけれども、県だけで209億円の価格アップ、コストアップになっているというふうに理

解してよろしいんですか。

○荒武畜産課長 前提が、今の価格が1年間そのまま推移した場合には、1年後にはこれだけのコストアップになりますということでございます。

○権藤委員 そうしますと、1年間は激変緩和の措置があって救済をされますよと。平均価格との差額、11%と。そういうことである程度は緩和されるということなんですが、私たちが畜産農家と話をするとき、問題ですね、問題ですねと言うだけでは済まんわけです。我々が知った人と話すときは、それに対しての検証としては、この何か月間のものを見れば、売買価格も少しは上がってきていると思うんです。今ここで全部検証するということはできませんけど、この問題に対して、救済措置の異常補てんの基金というものから補てんされるという説明資料としてこれはいただきましたけれども、今後については、本当に畜産農家がこのことでやっていけるのかどうかということ等についても、我々は予備知識を少しは持っていないと、これだけでは話ができないんですね。だから、そういったものもこれに付随して、飼料の価格の動きと肉の売買価格の動きというもの等は、自然の経済の原則の中である程度は見てもらっているんじゃないかなという気もしております。今回の常任委員会じゃなくても、対策会議とか推進協議会というのがあるので、そこで参考になるような資料とか、なければ取り寄せるなりして、そういう一つの角度を入れてしてもらわないと、私たちも問題だと言うだけで、それでは現在の生産農家と話ができないんです。何らかの現状の対策とか工夫が。そういうことをお願いしたいというふうに思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 なければ、本日はこれで質疑は終わりますけれども、不適正な事務処理の調査結果については、9月25日10時開会ということでさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、そのような方向でさせていただきますので、本日は農政水産部の協議を終わらせていただきます。執行部の皆さん、御苦労さまでございました。委員の皆様方は少しお残りください。

暫時休憩します。

午後4時12分休憩

午後4時14分再開

○押川委員長 それでは委員会を再開したいと思います。今たくさんの議論をしていただいたところではありますが、特にウナギの関係、知事と呼んだらという話もありますけれども、まずそこらあたりはどうですか、きょうの議論でよろしいですか、それとも、知事に来ていただいて、状況は、偽装はこんなものだということまでもしするのであれば、先ほど言いましたとおり、25日の10時からということで時間は設けさせていただきましたので。必要ないということであれば、後はスピーディーに対応していただく。

○満行委員 呼ぶということは、事の重大性を知事はやっぱり認識すると思うんです。なぜ知事は、鳥インフルエンザのときはあれだけ飛び跳ねているのに、今回は黙っているんですかと、もう1カ月かかっているのにと、思うんです。ここまで来るとは思っていないじゃないですか。福

岡の業者がどうのこうのという話だったんですから。輸入業者がどうのこうのという話から始まったわけです。

○坂口委員 宮崎発といううわさはあった。

○山下副委員長 きょうもマスコミが朝から入っていましたから、かなりこのことを気にしていたんだと思うんです。皆さんからも意見がありましたように、知事との因果関係、シールを張っているわけですから、この辺のことをかなり書いてくるような気がするんです。

○井本委員 知事と呼んだらいいんじゃないの。知事と呼びましょうよ。

○押川委員長 25日の委員会に知事においでいただきますように要請をいたします。

○榎藤委員 そうであれば、きょう議論したようなことを委員長が概括的に。

○井本委員 委員長が質問したほうがいい。

○榎藤委員 そのときは、常任委員会のメンバーもおらんといかん。

○坂口委員 聞く事項は絞っておいて。

○押川委員長 わかりました。では、そういう方向でさせていただきたいと思います。

それから、意見書の提出が近づいております。環境農林水産常任委員会で3つ予定をしておるところであります、台風4号・5号に係る農業被害等の対応について、あるいは水産に対する対応、それから、森林・林業・木材関連産業政策の推進と予算の確保を求める意見書ということで、3点、今回準備をさせていただいております。委員の皆さん方にお諮りいたします。この3本でよろしいか、あるいはこの文言を見させていただいて、修正等があれば、25日に委員長報告書あたりも事務局と正副委員長でつくっていききたいというふうに考えておりますけれど

も、皆様方に早目にこういう文章等を配付させていただきますから、お目通しをしていただいて、あした、あさってでも構いませんから、携帯でも何でも電話をしてください。

○榎藤委員 1番、2番はそうないんですが、林務のやつ、これは林活議連からの素案があったものですか。

○押川委員長 はい、そうです。

○榎藤委員 私は個人的にはわかる部分もあるけど、1から6までについて、行政のほうで林務がいるなら。

○押川委員長 農政水産だけです。

○榎藤委員 林務の審議があったときにこの辺のことは何も出ないなと思ったけど、担当課長かだれかからでも背景やら聞かんと、言葉で何となくそういうことかなと感じはわかるんだけど、また、林活議連でまとめるようなことだから、我々も知っておかにゃいかんけど、項目がたくさんある割には実感としてはわからんわけです。

○押川委員長 よろしければ、今、担当課長に来ていただいて説明をしてもらって、この文言を……。

○榎藤委員 これはどこでつくったんですか。

○押川委員長 林活です。

○榎藤委員 林活と一番関係あるのは。

○押川委員長 林務ですね。

○榎藤委員 緑の雇用対策担い手対策事業というのも、聞いたことはあるなというぐらいしかわからんとよね、本当の話が。前に何かありましたね、雇用対策で使い切らないかんとか、あれのことですか。私は17年目で2回目なんですね、林務は。そういうことを含めて、決算に公社の問題を格上げしたらどうかといったのもわからんわけです。突然300億の赤字とかいろいろ

ろやっているものだから。できればさらっと勉強すべきじゃないかと思うんです。

○押川委員長 向こうが来るか来ないかだけ確認します。間に合わないときは25日でもちよつと。

○権藤委員 お任せします。

○押川委員長 暫時休憩いたします。

午後 4 時39分休憩

午後 4 時40分再開

○押川委員長 それでは再開をいたします。

森林・木材関係については、25日に時間を若干とらせていただいて大きく変わればその時点で協議をさせていただくということにします。台風関係はお目通しをお願いしておきたいと思えます。

それでは、9月25日の10時に委員会を再開ということさせていただきます。採決については午後になろうかと思いますが、時間の相談はまたさせていただきます。

それでは、本日は以上をもちまして終わらせていただきます。

午後 4 時40分散会

平成19年9月25日（火曜日）

午前10時2分開会

出席委員（9人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	山下 博三
委員	外山 三博
委員	坂口 博美
委員	井本 英雄
委員	中野 一則
委員	満行 潤一
委員	松田 勝則
委員	権藤 梅義

委員外議員（2人）

議員	外山 衛
議員	鳥飼 謙二

説明のため出席した者

宮崎県知事	東国原 英夫
農政水産部	
農政水産部長	後藤 仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田 二郎
農政水産部次長 （農政担当）	黒岩 一夫
農政水産部次長 （水産担当）	佐藤 信武
農政企画課長	玉置 賢
農水産物 ブランド対策監	服部 修一
団体調整監	假屋 義成
地域農業推進課長	岡崎 吉博
担い手対策監	土屋 秀二
営農支援課長	米良 弥
農業改良対策監	吉村 豊
消費安全企画監	吉田 周司

農産園芸課長	小八重 雅裕
畜産課長	荒武 正則
家畜防疫対策監	押川 延夫
農村計画課長	佐藤 公一
技術検査監	桑畑 政廣
国営事業対策監	矢方 道雄
農村整備課長	原川 忠典
水産政策課長	桑原 智
漁業調整監	那須 司
漁港漁場整備課長	関屋 朝裕
漁港整備対策監	野田 和彦
総合農業試験場長	齋藤 尚
県立農業大学校長	松尾 通昭
畜産試験場長	児玉 盛信
水産試験場長	田代 一洋

事務局職員出席者

議事課主幹	壱岐 哲也
政策調査課主査	千知岩 義広

○押川委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を再開いたします。

マスコミの皆様方をお願いをいたします。報道用の録音、録画機材の持ち込みによる取材については、委員会審査に支障がない範囲内で行ってください。なお、録音した音声の放送での使用は認められていませんので、御協力をお願いいたします。

本日は、21日に開催されました環境農林水産常任委員会の委員協議において、今回発生した偽装国産ウナギの問題の重大性から、知事の御認識を直接伺うべきであるという意見で一致したため、急遽、知事の御出席を求めたところであります。

まず私から、21日の委員会質疑を踏まえて、

知事に3点お伺いをいたします。

まず、偽装国産ウナギについての知事の認識についてであります。今回の偽装国産ウナギについて、8月10日に県が農林水産省と合同で業者に調査に入られた時点で、産地を国産、台湾産と明確に仕分ける指導はされたということですが、自主回収についての協力依頼はされていないということでもあります。つまり、偽装ウナギが出回っているかもしれないという一般消費者の不安を解消するための踏み込んだ取り組みがなされませんでした。これについては、県の認識は甘いのではないかという意見が出されました。また、農林水産省と積極的に情報交換するなどして、本県だけでなく、他県の情報も、県民初め一般消費者に適宜提供していくべきではないかという意見が出されました。マスコミ報道が先行し、真実がわからない、知らされないことから来る消費者側の不安感が、風評被害となって、本県産ウナギだけでなく、農畜産物、水産物全体に影響が及ぶことが大変心配されます。慎重な調査、時間を要する調査もわかりませんが、一般消費者への不安解消も十分念頭に置いて、適切な情報提供に努めていただきたいと思います。

2点目は、みやざきブランドへの影響に対する対策についてであります。当委員会では、以前から、宮崎県産というみやざきブランドを守るために、県として責任を持って対策をとるべきではないかという意見が出されてきました。これは、みやざきブランドに対する信頼を揺るがすようなことが発生した場合は、県が責任を持って、スピード感を持って対策に当たることでもあります。今回の問題によるみやざきブランドへの影響に対する対策について、知事のお考えをお伺いいたします。

3点目は、知事シールの使用についてであります。農畜産物を初め、多くの県産品が知事のシールを張って市場に出荷されています。知事のシールを張ることで、知事御本人の知名度や信頼性という付加価値がつき、売り上げに大きく貢献しているのは事実であり、大変すばらしいことでもあります。ただ、今回、知事のシールを使用した偽装問題が発生したことで、結果として、知事のシールに対する信頼性が損なわれ、シールを使用しているほかの宮崎県産というみやざきブランドにも悪影響が及ぶことが懸念されます。今回の問題は、宮崎県産のウナギに対する大変な信用問題であるとともに、宮崎県産の農畜産物、水産物全体に悪影響を及ぼすことが危惧される重大な問題であります。今回の問題を踏まえ、今後、知事のシール等の使用について何らかの制限をされるお考えはないのか、以上、3点について知事にお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○東国原知事 まず、偽装国産ウナギについての知事の認識についてであります。

本県の重要なブランド品になりつつありますウナギに関して、今回皆様に御心配をおかけしております事案につきましては、本県産ウナギにとどまらず、食の信頼を損ない、本県全体のイメージダウンにつながるものと考えております。このような一部の流通業者の不適切な行為によりまして、大多数の関係者の誠実な取り組みが疑われることに対して、大きな憤りを感じるとともに、極めて遺憾であります。県といたしましては、これまで国と連携して調査を行ってきたところであります。その結果、9月21日までに関係流通業者2社、業者名については後ほど農政水産部長から申し上げさせていただきますが、輸入ウナギを国産ウナギとして販売し

ていたことについて、国とともに確認を行ったところでもあります。このような行為は、品質表示基準違反を惹起させ、消費者の食品表示に対する信頼を著しく損なうものであることから、県といたしましては、近日中に流通業者2社に対して行政上の措置を行うこととしました。

続きまして、みやざきブランドへの影響に対する対策についてであります。一部の流通業者の不誠実な対応により、消費者の皆様はもとより、大多数のまじめに取り組んでいる生産者や消費地において、これまで継続的に取引いただいていた販売業者の皆様に対して、ウナギのみならず、本県特産品に対する信頼を失いかねない、極めて深刻な影響を懸念しております。このため、私は、「本県養鰻業者の生産する宮崎ウナギは間違いなく安心である」と全国に発信できるよう、県内の全養鰻関係者を職員が訪問し、表示適正化や消費者の信頼に基づくブランドの重要性に関して徹底した指導を行うとともに、団体に対して、例えば適正な産地表示を行う旨の誓約書を関係者からとるなど、情報提供に向けて積極的に取り組む体制づくりを早急に要請してまいります。

また、今回の調査に関連する業者を管轄する県に対し、本県の担当者を派遣し、偽装ウナギに関するJAS法上の適正な表示について、業者への要請を連携して行うとともに、宮崎産ウナギの信頼回復に向けて、県外消費地におけるフェアやトップセールスを実施してまいりたいと考えております。

さらには、本県で発生した今回の事案を踏まえ、全国団体等に対して、養鰻業界全体で再発防止に向けた対策の構築と関係者の法令遵守の徹底を働きかけてまいります。あわせて、国でも、「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」

を開催しているところでありますので、県といたしましても、今回の事案を踏まえた提案を行ってまいりたいと考えております。

また、今回の事案を受け、農畜水産物の生産者はもとより、加工や流通など関係事業者の皆様に対して、食の安全・安心の確保に向けた意識の醸成と、JAS法や食品衛生法などの法令を遵守するよう、近日中に依頼する文書を発出することとしております。

これらの対応によりまして、ウナギ以外も含めたみやざきブランドへの影響を最小限に食い止め、消費者に信頼される産地としてさらに発展するよう、関係団体等の理解と協力を得ながら、全力を挙げて取り組んでまいります。

続きまして、イラストについてであります。私は、イラストが結果的に県産品の販売促進や地元企業振興の一助になればとの純粋な思いから、基本的には、私の肖像権に関連させることなく自由に使用していただいても構わないと考えております。いわば使用される皆さんの良心に期待しているところであり、私がお墨つきを与えたとか、県が推奨したというわけではございません。しかしながら、イラストを使用した商品等により、県や県産品に対するイメージが損なわれるようなことがあってはいけませんので、これまでもいろいろな場面をとらえて、品質の管理、安全・安心の確保等と呼びかけてきたところであります。

今回、イラストが産地偽装の疑いのある商品に使用されていたことは、私の気持ちが踏みにじられたようであり、極めて遺憾であります。当該イラストを作成管理している企業は、イラスト使用基準を定め、県産品であることや、県内企業であること等を条件に、使用を認めると聞いておりますので、私としてもこの基準

を厳格に適用していただき、不適合と判断される場合には、使用取り消しなどの措置をとるよう申し入れることとしております。また、今後、今回のように県産品や県全体のイメージを損なうおそれが生じた場合には、直ちにイラスト使用企業に対し、使用の取り消しができるように、さらに厳しい契約条項へと見直すことを申し入れたいと考えております。

あわせて、イラストを作成管理あるいは使用している他の企業等に対しては、これまで以上の厳重な品質管理と安全・安心の確保等について、今後ともさまざまな機会を通じ、呼びかけてまいりたいと考えております。

なお、県としましても、県の広報手段を利用するなどして、品質の管理や安全・安心の確保等について注意を喚起してまいりたいと考えております。以上でございます。

○後藤農政水産部長 知事のただいまの説明の中で、明らかにすることになりました2つの流通業者の氏名を申し上げます。

1つは、宮崎市佐土原町下那珂の「株式会社石橋淡水」、代表取締役・石橋不二子氏であります。

2つ目は、宮崎市橋通東4丁目の「株式会社原田穂積商店」、代表取締役・原田美千子氏であります。以上、2社であります。以上です。

○押川委員長 以上で説明が終わりました。委員の皆様方の質疑を受けます。

○外山委員 知事にお尋ねをしたいんですが、台湾産が国産ウナギということで流通しているというのは、8月の早い時期に情報として流れていたということなんですが、知事はこの事実をいつごろお知りになりましたか。

○東国原知事 本県の養鰻の現状やウナギの流通実態について説明を受ける中で、ウナギ加工

品の食品表示に関する一般的な流通調査を実施しているとの報告は受けておりました。が、本件事案につきましては、具体的に偽装の疑いがあるとの報告を受けたのは8月10日でありませぬ。その際には、農林水産省ときちんと連携をして、できる限り早く調査結果がまとめられるように努力してほしいという指示をしたところでございます。

○外山委員 そうしますと、農政水産部長のほうには、それを知られた段階で指示をされたということですね。今、国民が一番大事に思っておくことは食の安心・安全なんです。輸入品、特に中国産を中心として非常におかしなものが入っていると。そういうことを考えたとき、台湾産のウナギが宮崎県産で流通をしておると、こういうことを知られたときに、その商品の出荷停止のお願い、流通している商品の回収を自主的にお願いするというようなことはお考えになりませんでしたか。

○東国原知事 この段階で、農水省の調査が入っているということでもございましたので、結果的には調査するという通告が抑止効果があったと思っておりますが、偽装ウナギというのは、既にこの2業者から県外の加工業者に販売され、加工品となっております。この製品の原料ウナギは輸入時に検疫を受けておまして、食品衛生上の問題はなく、産地表示が適切でないことが問題であるということでしたので、このため、JAS法に従って正しい表示とするよう、関係者とも連携してお願いすることといたしましたわけです。

○外山委員 今、検疫の話がされましたが、植物でも動物でも、検疫を受けるときの検疫の中身というのは、病原菌に侵されていないかどうかということが中心で、向こうで口から入った、

例えば抗生物質が含まれておるとかそういうものは検疫ではチェックしておるのでしょうか。していないんじゃないですか。

○東国原知事　そこまで詳しくは存じ上げておりませんが、検疫を受けたということは、食の安全はここで確保されたという認識はしております。

○外山委員　中国産のウナギも、抗生物質等を含んでおるということで非常に問題になってきましたね。私は、台湾産も果たしてそういう面で安全かということを考えてときに、非常に不透明な部分があるから、それを聞かれた段階で、県として輸入業者、流通業者に対してしかるべき、法的な指示はできないでしょうが、お願いなり、自主回収をすべきだったんじゃないかと思うんです。それが無いがために、東京付近でも宮崎産のまともなやつも店頭からウナギが消えておるといような話も聞いておりますので、どうでしょうかね、そういう対応がちょっと後手後手に回ったような気がするんですが、いかがでしょう。

○東国原知事　8月10日の時点では農水省の調査が入っている。今回の場合は異例なケースでした。宮崎県だけじゃなくて他府県にも及ぶ調査が必要だということを伺っておりましたので、本県だけが調査の最中にそういうような判断をするのはいかがなものかということは考えておりました。しかし、スピード感を持って対応しなきゃいけないということは考えておりましたが、重複しますけど、他県あるいは国との協調もしていかなきゃいけない、連携をとって調査をしていかなきゃいけないということで、その時点では自主回収ということは考えておりませんでした。

○押川委員長　ほかにございせんか。

○松田委員　農政水産部長にお伺いいたします。今、業者2社の公表がありました。どういう処罰、どういう指導をこの業者に対して県はなされるのか、その部分をしっかりお聞かせいただきたいと思います。

○後藤農政水産部長　ただいま業者名を2社公表いたしました。実は、先週金曜日、ちょうどこの常任委員会の日でございましたけれども、この日に、石橋さんのほうから今回の件についての確認がとれたところであります。そういったこともありまして、その後、農水省等とも、JAS法の解釈等につきまして相談等もしながら、今回の手続、業者名の公表ということに踏み切ったところです。今後、詳細についてはまだ詰めないといけない部分がありますが、とりあえず現時点で提供できる情報ということで、今回こういう公表をさせていただきました。以上です。

○松田委員　わかりました。では、きょうの段階では業者名の公表までで、具体的に県としてどういうことをこの業者に指導していくまではまだ明らかにできないということでしょうか。

○後藤農政水産部長　現時点ではその部分は明らかにできないと考えております。今、農水本省を含めまして、全体のいろいろな最終確認、こういったものも行われております。私ども今回これに踏み切りましたのは、会社の中でいろいろな取引がありますが、一番最後の消費者につながった、この一点が確認できましたので、今後、行政上の措置の内容を含めて、きちんと正確にもう一度検討していきたいというふうに考えています。以上です。

○権藤委員　先日の委員会で、知事の今、一部他県の影響もあるからというお話もありましたし、農林省との共同調査ということもあるとい

うことで、幾分わかる面はあるんですが、21日の審議の際には、鳥インフルエンザのときは知事が先頭に立って取り組んだと。どこも非の打ちようがなかったと。しかし、今回の場合には非常に手ぬるいという表現がいいのかどうか分かりませんが、知事もどういう形で関与したのかということが質問の中でもありました。部長は知事に報告したのかとか、そういうこともありました。確かに私どもから見ると、JAS法という印象よりも、安く仕入れて高く売ると、けしからんと、こういうことがあるわけです。そういう中に、常任委員会で本問題の資料の報告とかそういうものが全くなくて、満行委員から、新聞の記事で、これはどうしたことかということから、だらだらと入っていった感がするわけです。そういう意味では、さっきの話に戻りますが、知事、部長、農政水産部一体となってこの問題に対してきちっとした対応をしていくと。そして、知事のラベルもあります。今みんなが一生懸命やっているわけですね、銘柄を確立しようということをやっているわけです。私は、このウナギの問題についても、今後は2社を含めてきちっとやるということのようですが、そういうふうな発展をしていっているわけです。それは初動段階から少し認識が甘かったのではないかと、そういう印象を持っております。今後について、銘柄を確立するということは厳しい面もあるというようなことを、私たちもそうですけど、お互い認識をして取り組んでいかなければいけないんじゃないかと、そういう気がいたしますので、知事の御感想があればお聞きしたいと思います。

○東国原知事 御指摘のとおり、対応がちょっとスピード感に欠けたなという印象は持っております。しかし、今回、国の調査というものが

先行したものですから、それに他府県にわたっている、広域にわたっているということで、他府県との連携の関係もありまして、国の調査を見守るという形をとらざるを得なかったというのは事実であります。今後このようなことが起きたときには、今回の件を踏まえて、新しい対応策というものを検討していかなければいけないと考えております。

○井本委員 今、県民ないし国民が一番関心を持っているのは、宮崎県産ということで台湾のものを偽装してまだ出回っているのじゃないかという関心があると思うんです。そして風評被害も随分あるということでもあります。全部回収して、恐らく出回っていないと思うんです。その辺はチェックしたんでしょうね。この前の鳥インフルエンザのときも、ピンチはチャンスということで、逆に鶏肉が売れたということがありましたが、今度も宮崎県のウナギというものを宣伝するチャンスだと思うんです。ですから、ここでひとつ知事は、既にこれは出回っていませんと、台湾産というものは完全に回収していませんということを、広く宣言していただきたい。そうすることで風評被害もなくなるし、逆に宣伝にもなるんじゃないかと考えておるんですが、いかがでしょうか。

○東国原知事 おっしゃるとおりでございますね。今回のウナギの偽装で、宮崎県が全国で第3位の生産高であるということを改めて周知された方も多いと聞いております。そういった意味では、宮崎県のウナギというのが、こういった負の行為はあったんですけども、鳥インフルエンザと同じように、好転する、ピンチをチャンスにというような好機に持っていけることは可能だと思いますので、今後私を先頭に、トップセールスも含めて、県のウナギあるいは県産

品、ほかの県産品も安全・安心だということを強く主張していきたいと考えております。

○満行委員 初動段階のことも出ましたが、鳥インフルエンザとするとかなり取り組みが違うなどという印象を県民の皆さんに与えているだろうと思います。知事は、今回の事例は農水省が関係しているとおっしゃいますが、当然鳥インフルエンザもそういう状況だったわけだし、毎回議会でも聞いていますが、スピード感を持って臨まれるということからすると、今でもどうだったのかなと思います。

私は、21日に、部長に、知事には逐一このことについては相談をされて報告しているんですかと申し上げたら、数回していますというふうにおっしゃいました。まず、部長にお聞きしたいんですが、8月10日というふうに知事はおっしゃっております。8月10日という日以降なのか、それが1つ。8月10日というのは、これは農水省と県が共同して動こうという日ですね。その日に知事に初めて報告をされたのか。そのことについてはいかがでしょうか。

○後藤農政水産部長 この直接の調査の件につきましては、8月10日に知事に報告をいたしました。知事の先ほどの答えの中にもございましたけれども、ウナギ全般の流通等の問題につきましては7月にも御報告を差し上げています。そういう形で報告をしております。

○満行委員 8月10日、県として公に動こうという日に知事に初めて報告をしている。この問題は、匿名ながらも情報が上がっている。そういう経過があつて8月10日に動く。動く日に知事に報告というのは遅いと思うんです。それが一つ私はどうなのかなと思いますので、それは知事にお答えいただきたいと思ひますし、もう一つ、知事は、回収を指導しなかった理由

に、既に加工したり消費済みだということで考えたので、回収のことは考えなかったとおっしゃっておりますが、きょうの毎日新聞には、この業者ですね、名前を言われたので名前を挙げてもいいと思うんですが、石橋さんは、県内の関係者には「台湾産を出している」、そういうふう言いながら、取引の高知の加工業者とかそういうところには、「御社に納入したウナギは台湾産の混入はない」と確約書を出しているから、どうして信じていいのかなとか書いてあります。だから、早い段階に正しい情報を県内外に出す必要がある。県内の取引業者もみんな混乱をしている。まだ今日そういう状況だろうと思いますので、やっぱりこれは初動体制というのが不十分じゃなかったかなと思いますが、知事、いかがでしょうか。

○東国原知事 私が聞いた時点で偽装があるかどうかというのは、まだ疑いだったんですね。その時点で確定しておらなかったわけで。

○満行委員 鳥インフルエンザもそうですよ。

○東国原知事 鳥インフルエンザは、鳥インフルエンザが出たことは確定しておりましたよ。今回偽装が行われたかどうかというのは、まだそこで確定していなかった。それをあたかも確定したような発表の仕方をすると、かえって消費者の不安をあおったり、混乱を招くのではないかという判断はありました。国の調査、他府県との連携もありますから、それが確定してから発表しなきゃこれは無責任だろうという考えは持っておりました。

○中野委員 知事イラストシールの使用の件ですけれども、使用停止を含めて、契約条項の見直しをされると言われましたが、シールの使用の範囲ですね、できたら、県内産の農畜産物、それから、県内産で加工したものに限定すると

るんじゃないかなと思うんです。ぜひ見直しのときにそれをしてほしいと思います。要望しておきます。

○坂口委員 知事シールのことですが、いろんな形で相当出回っているのは間違いないですね。スーパーでもかなりの商品についています。そんな中で、これまで知事の耳に入ったクレームというのは幾つかあるんですか。

○東国原知事 シールが張ってあったので買って食べたが、それほどおいしくなかったとか、まずかったというようなクレームはあります。でも、逆においしかったというのもたくさんございます。

○坂口委員 その中では、特に気をつけるべき、問題とするようなクレームというのは、ほかの商品ではまだないということですか。

○東国原知事 今のところそれはありません。

○坂口委員 今後信用を取り戻すために、特にウナギについても、宮崎のウナギは安心だとか安全だというようなことで、ピンチをチャンスにというような決意は聞かせてもらいました。このウナギで、宮崎産の定義ですね、例えば、よそでとれたシラスを宮崎で養って宮崎で出荷すれば、これは完全に宮崎産と言えるんでしょうけど、そういった意味で、台湾から持ってきたウナギを宮崎の池に入れて出荷しても、一つの条件を満たせば宮崎産がうたえるのか。客観的な基準というのはどうなっているんですか。宮崎産ということになると、そこらが一番基本だと思うんです。

○玉置農政企画課長 宮崎産かどうかというところの判断ですが、まず、今の制度からすれば、宮崎の池でシラスから育てればそうなんですけど、例えば、外国産のシラスを入れて、宮崎の中の池で半分以上期間として育てるというこ

とであれば、我々としては宮崎産という形で売っていくという考えでございます。

○坂口委員 そうなったとき、今、県内に県内のシラスがどれぐらい入っていて、県内の池からどれぐらいの成鰻が出荷されていっているんですか。

○桑原水産政策課長 県内にシラスが約3.8トン入ってきております。県内で生産される成鰻の生産量は約3,000トンでございます。

○坂口委員 その理屈から言えば、ことごとく純粋な県内ウナギということになりますね。3,700~3,800トンから4,000トン出ていい数字ですね。そうすると、そんなに宮崎の養鰻業者の技術というのは低いのか。歩どまりがこれを見たら8割から7割程度でしょう、1キロ6,000匹ぐらいとして。そんなに技術がまだ低いのか、それともこのシラスはどうなっているのか。

○那須漁業調整監 お答えします。ことしのシラスが入ったのが3.8トンぐらいで、去年の生産量で言っておりますので。

○坂口委員 今、時間を急いでいるし、そんなのダメですよ。何トン入れて何トン出たという答弁になってないでしょう。答弁のやり直し。どれぐらい入ってどれぐらい出ているのと聞いたんですよ、僕は。それを、ことし入ったシラスで来年出荷するものを言ったってしょうがないでしょう。

○桑原水産政策課長 宮崎県の技術が悪いのではないかということに関しては、例えば愛知県は10.4トン入って……。

○坂口委員 そういう余計なことを答えないで。知事も出席しているのよ、僕ら時間を急いでいるのよ。だから、僕が聞いたことに的確に答えて。大体1,000倍なんですよ、通常の技術

レベルで。しかも、内水面振興センターができてからは本数がふえているからもっとよくて、それが一般的な技術なんですよ。僕が聞きたいのは、3.8トンものシラスが入っているのになぜ3,000トンしか出ていないのか。そうなったとき、原料としてよそに行っているウナギは何産になるのかというのを聞きたいわけよ。意味がわかるかな。

○桑原水産政策課長 県内でとったシラスとしては、県内で養鰻業に供給されております。

○坂口委員 3.8トンで3,000トンというのは、僕の判断では非常に技術が低いから、これは技術指導が必要かなというのと、もう一つだけど、県のシラスは格安で池に入っているわけね。内水面振興センターを経由して一般の市価よりかなり安い値段で養鰻業者の池に入っている。だから、この原料も管理していかないと、池に入れたシラスをぽんとよそに売っちゃうだけでそこで巨額の利益が出る。だから、出口・入り口のチェック体制がこのウナギには必要なんですよ。しかも内水面振興センターは一般会計で赤字補てんをずっとやってきたわけでしょう。そこらもチェックしてほしいなというのが言いたかった。技術はもっと上だと思いますよ。

それから、こういった難しいものを、宮崎産は安全・安心だと、そして、しっかりルールを守っているというチェックをやっていくなから、宮崎のブランドづくりをしていくと今、簡単に答弁されたけど、今後こういったものを含めてこれに対応できる自信があるのかどうか。

○桑原水産政策課長 ウナギは、確かに議員おっしゃられたように大変難しいわけでございまして、どのようなものを宮崎産にするのかも含めて、今、業界のほうで議論しているところでございます。それを踏まえまして、県の事業

等活用しながらブランド化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員 今、国内で採捕されるシラスの量と国内産で出ていっているウナギを全国レベルで見たときに、どうしても整合しないんです。だから、徹底した取り組みをしないとなかなか解明できない部分があるんじゃないかということ。それとシラスウナギの集荷人ですね、指定集荷人、こういうルールを犯したのものにはしっかりしていくんだと言うけど、シラスウナギの集荷人とかいろんなことがこれには関連しますね、許認可だの、割り振りだの。だから、そこらを総合的にやらなきゃだめだと思うんです。今しっかり信頼を取り返すんだと簡単に答弁されたから、そう簡単な世界じゃないということ。答弁はいいです。

○松田委員 知事のシールの件でいま一度お伺いいたします。高千穂、延岡、県北でお土産物屋さん、どんなものが売れますかと聞いたら、一にも二にもなく、物を見らんで、みんな知事のイラスト、シールが張っているものを買っていってくれます、感謝していますという答弁でした。今、知事から、シールを使っていच्छる業者は県内7社と伺いました。驚きました。たった7社じゃったっちゃろかと思って。県外は今どのぐらいの業者さんが使っていच्छるんでしょうか。

○東国原知事 県内は7社ありますが、7社から各社がいろんな商品と契約しているので、7社ですけれども、末端は何百品種とか種類はちょっとわかりません。県外も私は把握しておりません。それはなぜかという、個人商店なんかでも、私ののぼりを立てたり、ポスターを張ったりというのが全国にあるようです。ですから、その一つ一つまではちょっと把握し切れ

ない状況です。

○松田委員 わかりました。今回このようなことになって、6月の議会からこの件は大分出ていたと思うんです。難しいとは思いますが、改めて把握をされるという試み、いかがでしょうか。

○東国原知事 県内業者に関しては、あるいは県産品、あるいは県の中に会社があるとか本社があるとか、そういったものはできるだけ把握しようと思っています。それは7種類の業者さんにも厳しくというか、お願いしているところでございます。

○押川委員長 それでは、意見も出たようですが、ほかになれば、一応閉めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上をもって質疑を終了いたします。知事におかれましては御苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午前10時47分休憩

午前10時54分再開

○押川委員長 それでは、再開をさせていただきます。

ただいまの件について関連があるということですので、受けたいと思います。

○外山委員 先ほどの知事の答弁、それから先日の部長の答弁でもあったんですが、動植物検疫を受けておるので安心だと、大丈夫だと。私は、動植物の検疫というのは、病気にかかっておるかどうか、ウイルスに冒されていないかという検疫であって、食品衛生上、検疫を通ったから何でも食べて大丈夫だということにはならないと思うんです。先ほどの知事の答弁もそうでしたが、非常に大事なことで、これから、検疫を通しておれば何でも安全だということに

なってしまうわけです。そのところをきちっと整理をしてもらいたいんですが、どうでしょうか。

○関屋漁港漁場整備課長 今の委員の御質問ですけれども、動植物検疫所で薬剤についても検査をなされております。以上でございます。

○外山委員 ということは、例えばウナギでも鶏なんかでも、抗生物質等々を大量にとっておるということも、全部検疫所で検査しておるんですか。

○関屋漁港漁場整備課長 はい、検査をなされております。

○外山委員 ということは、検疫を通ってきた植物・動物については、食べても問題ないということに理解していいんですね。

○関屋漁港漁場整備課長 はい、そのように考えております。

○押川委員長 それでは、不適正な事務処理の調査結果についてということで説明をお願いしたいと思います。

○玉置農政企画課長 それでは、不適正な事務処理の調査結果について御説明をいたします。資料につきましては、「不適正な事務処理の調査結果について」という資料をごらんいただければと思います。

まず、1ページ目の1の総括表をごらんいただきたいと思います。

まず、(1)の預けの状況でございますけれども、平成14年度から平成19年度の間で、農政水産部では21の所属で、A+Bの欄にありますように、合計約1億2,894万円の額の預けが行われ、約145万9,000円が現在高として残っておりますのでございます。

続きまして、(2)の書き換えでございますけれども、19の所属で約1,973万円余りが書き

換えとして使用をされてございます。19の所属のうち、書き換えのみが7所属、預け、書き換え両方あったのが12所属という形になってございます。

次に、(3)の不適正な現金等の状況でございます。これは畜産試験場でございますけれども、約11万8,000円が使用され、約51万9,000円が現在高として残ってございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思えます。2の預けの状況でございます。(1)所属別の内訳でございますが、預けが行われた21所属につきまして、事業者数、使用総額、現在残高等をまとめたものでございます。A+B=Cの欄が預けの総額になってございますけれども、この中では、上から4番目の南那珂農林振興局の約4,062万円、下から2番目の畜産試験場の約4,247万円が大きな額という形になってございます。

なお、本会議の答弁で、南那珂農林振興局から県立日南病院等5所属への肩がわりが行われたことが報告されましたけれども、この預けの中から、あるいは別の使用への書き換えという方法により、物品の調達を行ったものでございます。

続きまして、3ページ目をごらんいただきたいと思えます。(2)の主な使途等でございますけれども、それぞれの所属で預けにより購入された主なものを記載してございます。

次に、4ページ目をごらんいただきたいと思えます。3の書き換えの状況でございますけれども、書き換えが行われた各所属につきまして、書き換えの総額、主な使途についてまとめたものでございます。この中では、下から4番目の延岡家畜保健衛生所、その下の畜産試験場が大きな金額になっております。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思えます。4の不適正な現金等の状況でございますけれども、畜産試験場におきまして、その由来、つまり、公金であるのか、親和会的な性格のものであるのかが不明な現金というものが管理されていたものでございます。

続きまして、6ページ目でございますが、使途の状況についてでございます。

まず、預けでございますけれども、まず、公的支出と認められるものが約1億2,554万円、続きまして、その横の不適切な支出と判断されたものが約174万円、その他公的支出と推測されるが取引業者等の廃業によりその使途が確認できないものが、一番右から1つ手前の約20万円という形でございますが、私的流用と認められたものはございません。

不適切な支出と認められたもののうちでございますが、1の「公務に関係した使途であるが、正規の予算執行が可能な範囲から逸脱又は予算措置が困難と考えられる使途」として約26万円、真ん中の2の「公務に関連した使途であるが、職場の親睦会等で負担すべき内容の使途」が約83万5,000円、3番目の「公務に関連した使途であるが、不適切な程度が著しいもの」が約64万8,000円という形でございます。これは、先ほどもありましたように、南那珂農林振興局のユニホーム及び都城家畜保健衛生所の車用レーダーというものでございます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思えます。(2)の書き換えでございますけれども、公的支出と認められるものが約1,911万円、不適切な支出と判断されたものが約61万9,000円でございます。私的流用と認められたもの、また、公的使途と推測されるが取引業者等の廃業によりその使途の確認できないもの

というものは、ない状況でございます。不適切な支出と認められた後、「公務に関係した使途であるが、正規の予算執行が可能な範囲から逸脱又は予算措置が困難と考えられる使途」として約41万4,000円、2番目として、「公務に関連した使途であるが、職場の親睦会等で負担すべき内容の使途」が約18万8,000円、「公務に関連した使途であるが、不適切の程度が著しいもの」が1万6,800円という形になってございます。これにつきましては、延岡家畜保健衛生所の車用レーダーという形になってございます。

続きまして、8ページ目をお開きいただきたいと思えます。不適切な現金等につきましては、すべて公的支出というふうに認められております。

最後に、6の不適切な支出の具体的内容として、9ページ及び10ページに、預けによる購入品目及び金額等を、11ページに書き換えによる購入品目及び金額等につきまして、記載をさせていただいております。この中では、先ほど申し上げましたように、9ページ目の南那珂農林振興局の下から4番目に当たりますけれども、ユニフォーム、また10ページの都城家畜保健衛生所の車用レーダー、11ページ目の延岡家畜保健衛生所の車用レーダーというものが、不適切の程度が著しいものとして挙げられているところでございます。表の右端に、使途分析として3と記載されているものが、不適切の程度が著しいものということでございます。

資料の説明は以上でございますけれども、農政水産部では、多くの所属で多額に及ぶ不適正な事務処理が行われましたことを、改めて県会議員の方々を初め、県民の皆様から心からおわびを申し上げます。今後の再発防止策として、調

査委員会がまとめました全庁調査報告書の中で、職員の意識改革や、物品調達システム、予算執行システムの検討・指導、検査体制の充実等を行うこととされておりますが、農政水産部独自においても工夫を行いまして、コンプライアンスの徹底など、職員の意識改革や内部チェック体制の強化などに努めてまいり所存でございます。説明は以上でございます。

○押川委員長 説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○外山委員 2ページに現在残高というのが5つほどありますが、これは取引業者の口座もしくは業者のほうの残高ということなんですか。

○玉置農政企画課長 はい、現在、取引業者の中の残高でございますけれども、これは使わずに残されているものという形でございます。

○外山委員 今後、これの取り扱い、どういうふうにされるんですか。

○玉置農政企画課長 基本的には、県のほうに戻していただくという方向で検討を進めることとされております。

○外山委員 これは8月31日現在ですね、平成19年度の4月から8月31日までに業者のほうで残高があったものはないんですか。

○玉置農政企画課長 ここの資料に出ています5つの145万9,000円という形がその残高でございます。

○外山委員 いや、それはわかるんですよ。8月31日前に業者の口座にあって、自主的か、県から要請して戻ってきたものはないんですかということを知っているんです。

○玉置農政企画課長 戻ってきたというか、とめてそこで凍結しておいてくれと。後は、その判断については、全庁的な取り扱いの中で検討するので、そこでとめておいてくださいとい

う形になってございます。

○外山委員 この会計というか、財政的な取り扱いですね、県に戻してもらおうということですが、どういう形の受け入れに財政的にはなるんですか。

○玉置農政企画課長 基本的には、全庁的に今後そういった返し方については詰めてくると思います。例えば県庁の財政項目には雑収入みたいなこともありますので、そういったものも含めた上で、財政課のほうで検討されていくものと考えております。

○外山委員 ということは、この不適正というか、預け、書き換え等々も、決算でどういう処理をされるかということは、まだ決まっていないということですね。

○玉置農政企画課長 はい、これから全庁的に検討されると思っております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○満行委員 農政企画課長にお尋ねしたいんですが、本県の予算編成のあり方、農政水産部のあり方について、課長はどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。私は中間報告の中でも申し上げましたが、農水部は、預けに至っては56分の21、書き換えについては35の19、大部分というか半分、事業所を見てもそうなっていますし、予算編成という意味でいくと、2ページに預けの事業者数、1社、2社、3社、非常に怖いんですよね、1社というのが。癒着が出てきやせんかなという思いもありますが、そのあたりは課長、いかがですか。

○玉置農政企画課長 農政分として非常に割合が高いということは、私どももしっかり取りまななきゃいけないというふうに思っております。公金に対しての意識が非常に低いという部分は否めなかったのかなと。我々も法令遵守に対し

て、もっとしっかり取りまななきゃいけないということもあります。したがって、予算の仕組みについても、当然、これからの予算の仕組みの仕方については全庁的に検討されていくとともに、我々も、その監視システムというか、物品の調達システムからその管理システムというのもしっかりと取り組んでいかなければならない。予算もきちんと効率的に使うようにそこら辺のチェックをしていかなければならないというふうに思って、しっかり取りまななければならないと思っております。

○満行委員 法令遵守しなきゃならないというふうに課長はおっしゃいますが、南那珂農林振興局、ここは1事業者に6年間で4,000万、畜産試験場は6年間で4,200万、これは1年当たり600万を超えるわけです。600万、700万円ですね。1事業所が1年間の預けをつくった金額が600万円から700万円、これはどう考えても、予算編成、予算査定というのは、今のシステムが本当に正しくなっているのかと疑わざるを得ない、大きな、単年度でつくっている金額だと思うんですが、このことについていかがですか。

○玉置農政企画課長 今後のことになるかと思えますけれども、予算に必要な項目につきまして我々もしっかり精査をすべきだというふうに思っておりますし、そういったものはちゃんと予算要求をしてしっかりと取っていかなくちゃいけない。ですので、そういった意味での全庁的な検討になると思えますけれども、査定、要求の仕方についても検討されていくと。我々もそれにしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○満行委員 最後に、最終預入日が、県立農業大学校4月20日、北諸県農業改良普及センター4月25日、畜産試験場3月14日、知事が就任を

されて新年度になってもこういう状況なわけですね。課長のコメントをいただきたいと思いません。

○玉置農政企画課長 知事はあのとき全職員に向けて、そういうものはないかという形でございまして、それぞれ皆さんの中で、自分の中でそれを考えた上で、どう対応するかという形であったと思います。そのような中で改めてそういった預けというものが出たことについて、それが公金であるということとか、法令遵守、そういった部分での意識の低い部分があったことは否めないと私も思っております。今後そういうことのないようにきっちり監督者としても指導していきたいというふうに思っております。

○満行委員 要望ですが、農政水産部が多いというのもわからんことでもないんですね。圧倒的に事務専門職がない。この中の事業所で正職員に事務職がない職場もあります。特殊な職場でもありますから、とりわけスキルの高い、事務能力の高い人が行かなければ、物すごく金額の高い特殊な備品、消耗機材等もあるわけですから、そういう意味では、しっかりとした事務能力が確保できる人材の確保、農政企画課長としてぜひ私はお願いを申し上げたいと思いません。以上です。

○押川委員長 ほかにございせんか。

○井本委員 書き換えというのは、これは裏金の中で書き換えしたということですか。

○玉置農政企画課長 書き換えについてでございますけれども、これは裏金と称すというところであれなんですけど、預けとはまたちょっと違まして、基本的に消耗品費等について発注を行って、支払った金額で例えば備品とか、そういった消耗品費で予算を要求しておいて備品等を購入する、いわゆる予算科目が違うものを買って

いるということでございます。

○井本委員 例えば、一番上の畜産課の4万8,000円ですね、眼鏡が4万8,000円と書いてあります。実際はこれで使ったと。じゃ、何で報告してあるわけですか。

○玉置農政企画課長 畜産課の例でございますけれども、この前、鳥インフルエンザが発生をした際に、防疫作業をしていた職員が眼鏡を壊してしまったということがございまして、どういう費目で買ったかということ、曇りどめを購入した形で予算をいただいて、実際買ったのは眼鏡を、備品というかそういったものを買ったと。当然そういったことは本当はしてはならない行為ですが、鳥インフルエンザという迅速な作業の中で、時間がかからないようにしたいという思いが先走ってしまって、書き換えという形で行ってしまったということでございます。本当はいけないこととございますので、反省すべきということとございます。

○井本委員 ということは、これは実際の決算上に出てくるわけですね。

○玉置農政企画課長 決算上には出てこない、つまり消耗品費の予算を使っていますので、消耗品で出てくる形になります。

○井本委員 ということは、裏金とはまたちょっと違うものと考えていいんですか。

○玉置農政企画課長 不適切な使い方であると認識しています。

○井本委員 預けていて、その中から出させるというのではなくて、名目が違うものを買ってしまったということですね。

○権藤委員 預けもありますが、今、質問がありました4ページの書き換えの現状ということなんです。けさほどの宮日さんにも、裏金の存在を認識していない県会議員は何かかんとかとい

うことも来ております。そういう中で私は、預けというのは、本会議の質問でも言ったように、単年度主義の弊害を何とか乗り越えようということで、四苦八苦する手段だと思っておったところに、書き換え、それから肩がわりということ等については、本来の予算管理上の認識もなければ、財務規則とかそういうのを全く無視しているということ、開いた口がふさがらないと言いました。4ページの書き換への表現について、私は昨年度監査をさせていただいた立場上も含めて、個別説明ですね、書き換え後の主な用途（高額な備品等）と書いてありますが、これはやっぱり少なくとも9割ぐらいは説明すべきだと。例えば上から3番目の南那珂農林振興局の78万8,000円、これの説明として、12万4,000円と7万9,000円、7万2,000円、結局30万に満たないんでしょうか。そうすると50万は何だったのか、こういう疑問が、この資料が公になったときに、本当にまじめに書き換への説明資料なのかというふうに言われると思います。私は、この常任委員会の名において、悪いけれども、もう少し精度を高めてこの明細表は書き直して、それをもう一度この常任委員会に出していただかないと、県民の目から見たときに、必死にこういったことを説明しようという姿勢が読み取れない、そういう気がするんですが、部長いかがですか。資料を出すなら出すということで。

○後藤農政水産部長 委員御指摘の点はごもつともだと思います。他部局の部分も含めて前回報告させていただいた中からここに抜粋しております。したがって、環境農林水産常任委員会だけの処理でできるのかどうか、即答できかねますので、そこら辺を踏まえて、今、委員御指摘のございました点を全体の話の中に

かけまして、方向としてそのような形を進めることができれば進めたいというふうに思います。

○榎藤委員 私、申しあげましたように、この農林の常任委員会でそういう疑問が出るということは、総務部なり、調査委員会の結果としても、資料が不十分じゃないか、そういう県民からの意見が出るということを想定して、総務部ともきちっとした対応ができるようお願いしたいということで、もう言いません。

○井本委員 これは全部消耗品という名目で決算書では上がっておるものですか。それともほかに名目があるんですか。

○玉置農政企画課長 消耗品という形ですべて載っておるものでございます。

○井本委員 それと、書き換えがこういうことで上がったなら、肩がわりは、報告では、裏だけの肩がわりは調べたということでしたね、裏のほうの肩がわりは。しかし、こういうことであるなら、表に出てきた書き換えというものがあるということは、表の部分の肩がわりというのも調べるべきじゃないですか。これについてはどうですか、調べたんですか。

○玉置農政企画課長 肩がわりにつきましては、南那珂農林振興局においていろいろとあったわけですがけれども、基本的に、本会議のほうで報告をさせていただいたものがすべてという形で今考えております。

○井本委員 だから、この肩がわりは、要するに裏のほうの肩がわりだけでしょ。表における肩がわりもあるんじゃないですかと言っておるんですよ。ないならないでいいんだけど、それは調べたんですか。ここで言えば、営農支援課のものを例えば東臼杵で使うという場合のことを肩がわりということだったでしょう、この

前の質問では。そうでしたね。それは裏金においてそういうことをやったということをしたでしょう。あれは全部裏金の報告ですということの後から聞きましたよ。だったら、表における肩がわりというのものもあるんじゃないのかと私は今言っているんです。それは調べたのかと。

○玉置農政企画課長 今回の調査の中には入っていませんでしたけど、全庁的にまだそういったものは調べていないということです。基本的にはないという形で考えております。

○井本委員 あんたたちの言うことは信じられんから、我々こうやって言っているわけじゃないか。ないわけではないがね。やっぱり一遍調べてみるべきですよ。そうでしょう。あんたたちがない、ないで、ずっとこんなことでだまされてきたんだから、我々は。私も監査委員までやりましたよ、3万円以上の報告というから、やって、結局は何十万のものをこうして買っているわけじゃないですか、あんたたちは。我々を欺いているんですよ、今までずっと。ひとつその辺もびしっと調べてください。報告してください。お願いします。農政水産部長どうですか。

○後藤農政水産部長 表の肩がわりという部分については、その定義がどのようになるか今はっきりしませんけれども、委員御指摘のとおり、いろいろな形で幅広く調べてみたいというふうに思います。

○井本委員 言っていることがわからんとなら。裏金だけで肩がわりというのはありましたねと言っているわけです。我々今度は決算書を見ると、それこそ決算書の中で出てくるお金が、表に出てきたお金の中で肩がわりというものがあつたんじゃないかと言っておるわけよ。わかりますか。要するに予算の流用よ、ほかの部署のやつをほかのところで使ったと。な

ければ、ないでいいんですよ。でも、調べたのかと言っているんです。調べてないんでしょう。なければ、ないでいいんですよ、調べてくださいと言っている。

○後藤農政水産部長 現在調べておりませんので、調べます。

○松田委員 権藤委員の質問の関連になります。報告書なんですけれども、私もこの報告書をほかの方々と見たんですけれども、やっぱりわからん。この報告書を見れば見るほど、疑惑が生まれる部分もあります。血圧計とか電子カーペットのことは、いまだに県民のほうから、何でこんげなもんがという声が出ております。特に車用レーダーとかあるんですけれども。

この9ページ、項目をちょっとお教えいただきたいと思います。南那珂農林振興局で香典袋3万4,400円、祝儀袋1万2,500円とあります。14年から16年までの2年間で、本当に香典袋、こういった文具だけだろうかと。香典袋等であればわかります。香典袋単体でこんなに、3万円あるいは1万2,000円というのが費やされたんだろうかと単純に思ってしまう。これ、いかがでしょうか、ちょっとお教えいただきたいと思います。

○玉置農政企画課長 これにつきましては、調査を行って、そういった形で購入していることを確認しております。

○松田委員 それはわかります。確かにそうだと思うんです。確かにこれだけの膨大な、香典袋は100円ショップだったら大概10枚100円ですよ、ちゃんとしたのしがかかっていたら1枚100円ぐらいです。それが3万4,000円という300袋ぐらいになるんですけれども、確認されましたか。この中に入っている初穂料とかそういうものまで一緒になっているんじゃないか

ろうかというふうに思ったりもするんですが、いかがでしょうか。

○玉置農政企画課長 一応業者等も踏まえて、そういう形で納入したという形で押さえておりますので、そういうことだと確認をしてございます。

○松田委員 データ上は香典袋、祝儀袋でこれだけの金額が出たということなんですね。わかりました。

○坂口委員 公的支出と判断されている部分ですね、例えば、対財政なり、部内なり、課内なりで、予算を一たん要望したけれども、外されて、今度は預けて購入して、それが公的用途というぐあいに判断されたというものは、この中にあるんですか。

○玉置農政企画課長 公的支出の物品というのはわかるんですが、それが各課からどういう形で予算要求して通らなかったかというところまで、申しわけありませんけれども、まだ調べているところでございます。

○坂口委員 再発防止でこここのところは検討すべき事項に当たると思うんです。予算を要望したけれども、外された。でも、結果的にどうしてもそれが必要になってきた。だから、公的支出と見なされたという解釈のものがないかということで、これは後からでも再発防止策の新たな財政の仕組みを構築する際の参考に。

それと、同じようなことなんですけど、予算が通過した後、新たな会計が認められた後に必要性が出てきたけど、それまでのヒアリングだの、来年度に向かったの予算案の検討に入った時点では、予測すら当然つかないというのがあったと思うんです。こういうもので公的支出と見なされたものというのがあるんですか。

○玉置農政企画課長 例えば畜試でも、迅速な

ものとか、緊急に要するものについては公的支出で認められたものもございまして。

○坂口委員 そういうものも踏まえて、備品についてですけど、当然前もってわかっている1年間の購入計画を立てる。本会議で松田委員の質疑の中でありましたように、予算が通過したら、1週間以内で部局長は備品の購入計画リストを総務部長に提出して、それが認められて返ってきて、1年間で執行されていくということです。その中で、今2番目に言ったような、年度途中で故障したとか、耐用年数があつたはずなのに思わぬ寿命が早く来たというようなもので購入が急に必要になったもの、購入リストにないものを購入するとき、あるいは購入リストにあるものを購入しないと決めたときは、速やかに総務部長にそのことを提出して云々というのがありますね。その手間にどれぐらい常識的にはかかるのか。そういうことをやっていると間に合うのか間に合わないのかというのはどんな状況なんですか。財政のあり方。どんな段階を踏まえていって流用が認められるのかとか。

○玉置農政企画課長 出先から本庁までいろいろと、必要な予算について緊急を要した場合、当然査定までかかるにはそれなりの時間がかかりますし、どのくらいかかるかというのは物にもよりますでしょうけど、1カ月ぐらにかかる場合もあるとすれば、今回こういった事案が起きたのは、そういった部分でなかなか通らない部分があると、職員が判断してしまったというのも問題なんです。そういった部分があるので、全庁的な今回の調査の結果、今後どうするかという中には、例えば、一部は庶務課の中である程度そこが動かせるような予算の検討みたいなものもされてくることであると思いますので、そういった部分では迅速な対応もやれるような予算

の仕組みというのを考えていかなきゃいけないのかなというのは思っています。

○坂口委員 こちらのところは難しいと思うんです。単にプールしておいて、予備費的に持っていて、それを支出していけるというのは、すごく効率よくやっていけるとは思うんですけれども、またそこで甘くなる可能性があると思うんです。それがあからまあいやというようなことで、あることを前提の織り込み済みの予算編成になっていたり、逆に支出になっていたりする可能性があるから、安易に留保金を持っておくというような手法でなくて、会計の仕組みが、査定のあり方というのがもうちょっとやられないかなと。僕なんかの判断からすれば、1年前に予算が通過した時点で、1年間の必要な備品をすべてそこに並べていって、それが最優先されるということが、常識的にどうも理解できないんですね。それよりもむしろ、突発的に必要になってきたもので業務に差し支えあるものに柔軟に対応できるような、そして、安易にそこに走り込まなくても必要性とかの客観性が保てるような、そういう再発防止策でないと、何か一時しのぎみたいな気がしてですね。そこを検討してもらえると。これは要望でいいです。

○外山委員 先ほどの井本議員の関連なんですけど、肩がわりということがありましたが、この書き換えの中に肩がわりの分も全部包含してあるんですか。

○玉置農政企画課長 今回の案件については、預けと肩がわりの中で行われたという形になってございます。

○外山委員 私が聞いているのは、例えば農政の予算の中で、ある課の予算をほかの課に回す、場合によっては、これは南那珂農林振興局かな、

日南病院に行った分がありますね、そういうのを肩がわりと私は理解していたんですが、肩がわりという項目がこの説明の中にないから、書き換えの中に先ほど言われた肩がわりも含んでおるんですかということをお聞きしておるんです。

○玉置農政企画課長 済みません、先ほどののは預けと書き換えの中で肩がわりを行っていたということでございます。

○外山委員 ですから、肩がわりというのは、この書き換えの金額の中に含まれているということですね。課を越えて行った分、部を越えて行った分の明細を、今後決算審査をする必要も出てくるわけですから、その明細も、課を越えて行った分、部を越えて行った分、どこに行ったのか、それをぜひ資料としてつくっていただきたいと申し上げておきます。以上です。

○井本委員 これだけの資料で我々にいろいろ判断しろといっても、なかなかこれは難しいと思うんですが、内部調査委員会は副知事が委員長でやられて、それを外部調査委員会のほうがいろいろ指示してやったという話でありましたね。外部調査委員会の委員は、具体的に報告を内部調査委員会の委員から、委員長は副知事でしたから、それから聞いて、そして具体的にどこどこにあったとか言いましたね、本会議のときには、実際に面談したという話を聞きましたね。じゃ、どことどこにこの中ではあったんですか、ちょっと聞かせてください。

○玉置農政企画課長 外部調査委員会の調査の話だと思いますけれども、まず、調査委員会の活動といたしましては、出先の機関についての調査でございますが、我が部署におきましては、平成19年の8月1日に畜産試験場と都城家畜保健衛生所、あとは、県庁におきまして、平成19年8月2日に南那珂農林振興局よりヒアリング

を行っておるところでございます。

○井本委員 例えば南那珂農林振興局のどれについて具体的に聞いたわけですか。

○玉置農政企画課長 南那珂農林振興局で行っています預けとか、そういった部分の全体についてヒアリングをしたということでございます。

○井本委員 そんなあいまいな言葉を聞きたくないんですよ。彼らも調査ということであるなら、これはどうなのと、恐らくやったはずだと思うんだけど、その辺はどうでしたか。

○玉置農政企画課長 今回特に、先ほど言いました不適切というのは1、2、3と仕分けられてございます。そういった不適切な度合い、公的支出なのかどうか、そういった部分の区分けについて、外部の観点から調査いただいたというふうに認識してございます。

○井本委員 そのくらいで外部調査委員が納得したというのも、どうも私は納得できないんだけど、外部調査委員会のやったこともどうも中途半端な感じが私はしてしようがないんですね。もうちょっと突っ込んでやるべきじゃないのかなと思います……。じゃ、ここにあるものの領収書というのは、皆さん方は全部見たんですね。

○玉置農政企画課長 業者側のほうに行きまして、業者側がどういうものをこっちに出しましたよと、例えば文房具だったら文房具とか、そういった伝票、伝票というか帳簿を確認をしたところでございます。

○井本委員 領収書は見ていないんですか。領収書はないんですか。

○玉置農政企画課長 領収書というか、伝票でこういうものを出したということです。

○井本委員 その伝票はあるんですか。

○玉置農政企画課長 帳簿というものがあるのを確認してここに出してございます。

○井本委員 その業者の手元にある伝票と現実にあるものと符号したということですね。

○玉置農政企画課長 できる限りそういったものを確認するという形、例えば消耗品だと消えている場合もあるんですけども、備品であればそういったものと裏づけをして調査をしたということでございます。

○井本委員 そうすると、我々も控えは見ることはできるんですか。

○玉置農政企画課長 その調査の結果でございますけれども、いろいろ業者名もまだ入ってございますので、その取り扱いについては、我々だけではなくて、全庁的にどうするかという形になると理解しております。

○井本委員 例えば、今さっき松田君が言ったように、香典袋に3万円といったら、3年間にわたってということでありましてけれども、ちょっとこれは異常だなという感じはだれでも受けますね。本当にそこにそんなものがあるのか、実際そういうふうに控えの中に書いてあるのか、我々としても具体的に見てみたいと思うんですよ。もしそういうものを見せることができれば、一応検討していただけないでしょうか。もう一回聞かせてください。

○玉置農政企画課長 そういう要望があったことも伝えて、全庁的に検討していただくようお願いしたいと思います。

○中野委員 車用レーダーが、都城と延岡の家畜保健衛生所で購入されているんですが、金額に差があり過ぎますね。なぜでしょうか。

○玉置農政企画課長 本当に申し上げづらいんですけども、違いは、都城家保は、GPSがついておるとのこと、延岡家保はそれが無い

という差でございまして、延岡家保のものはちょっと古いタイプなので、そういった価格の差がついているということでございます。

○中野委員 GPSがついているだけでこんなに差があるわけですか。ほかのものは何も入っていないんですか。

○玉置農政企画課長 GPSがついていない延岡は、特定の電波しか探知できないというもので、性能の差がその金額に出ているということでございます。

○中野委員 今度は別なことですが、預けだけを見たら、南那珂農林振興局の分については、この前、松田委員が代表質問で一生懸命質問されておりましたが、南那珂管内の県の出先のために使用されましたね。総額1億3,757万円の中から、いわゆる南那珂農林振興局に予算をとって、それを管内のいろんな出先部署に配分した形になっていますね。振興局では、北諸県振興局というのは大きい方の振興局だと思うんですが、全くないんですね。あるところでもそれを使用するところ、全くないところ。いわゆる職員の皆さん方は2～3年で異動されるのに、平成14年の4月1日現在で当初残高はほとんどがあるわけだから、その以前からあったと思うんです。それなのに全くない北諸県振興局、一生懸命その分も含めて、あるいはほかの部署の分まで予算をとって配分するぐらいのところ。職員の人たちはその中を異動されたと思うんですが、そういう体質が何かあるのかなと。いい意味で北諸はないわけだから、途中で異動してきた職員の方は預けをし得なかったわけだから、今になればすばらしい北諸の、社風じゃないけれども、流れというか。なぜこうものが発生したかということはずっと突き詰めていけば、なかったところは非常に見上げたもので、

そういう雰囲気というものが何かあったんだと思うんですね。その違いを含めて、北諸はなぜなかったかということをお教えいただきたいと思えます。もっとも、北諸は書き換えはあるんですけども、せめて預けがなかったから、その違いをお聞きしたいと思えます。

○玉置農政企画課長 やはり公金に対する感覚という部分で、南那珂につきましては、従来の担当者とそこを含めた監督者の管理が不適切というか、十分になされてこなかったというのが一番の要因。業者とのそういった関係もあったのかなというふうに思っております。その一方で、十分意識を周りを持って、これはあかんのじゃないかというような職員がいた場合には、その中で対処していこうじゃないかというような取り組みもあれば、そういったところはそういったものが少なかったのかなというふうに思っております。その場所の全職員が、管理監督、担当者のそれぞれの意識というものの差が出てきているのかなと。ほかの局であってもおかしくないし、全体的にはあってはいけないわけですけれども、そういった回の中で、従来からあるものを使おうと新しく来た人も判断した場合もあるでしょうし、新しく来た人がそういうものはやめようと思った場合もあって、それぞれ皆さん、監督者も含めての意識によってこういう差が出てきているのかなという認識を持っております。

○中野委員 二度とこういうことは発生しないと思うんですけれども、これから時代が変わって、皆さん方が退職して、将来またどういふことがあるかわかりませんから、いいことは引き続くように。そしてまた二度と発生しないように、発生しなかったところを調査して、なぜ発生しなかったかということも含めて、ぜひ内部

で検討して、反省を含めてやっていただきたいと思います。

○権藤委員 もらいました説明資料の中で、9ページ、10ページと11ページを、全体との整合というか、それ以前の預けの部分との関係で説明をお願いしたいと思います。

○玉置農政企画課長 まず、9ページ、10ページの預けにつきましては、6ページ目の公的支出の隣の不適切な支出の1、2、3の番号と、9ページに用途分析の2とか1とか3とかございますが、その数字と連動がとれているものがございます。したがって、例えば南那珂農林振興局であれば、6ページ目の南那珂農林振興局の不適切な支出のところに2万2,000円とございますけれども、この2万2,000円というのは、9ページの、南那珂農林振興局の下から2段目にポータブルインバーターとありますけれども、それが1となっています。それが2万2,000円という形で、そういう資料の整理の仕方、書き換えもすべてそういった形になっていますので、そういったことで見合わせていただければというふうに思っております。

○権藤委員 書き換えも61万9,000円というのが明細が出ていますけれども、7ページの1,973万3,000円との関係はどんなふうに説明されますか。

○玉置農政企画課長 不適切な支出のところの1、2、3の数字、41万4,247円プラス18万8,069円プラス1万6,800円を足し上げたものが61万9,116円という形になります。

○権藤委員 7ページの。

○玉置農政企画課長 はい、7ページにそれぞれ不適切な支出というのがございます。

○権藤委員 それはどこにありますか。

○玉置農政企画課長 不適切な支出の一番下の

項目、7ページの一番下に、1番目として41万4,247円、2つ目、3つ目を足しますと61万9,116円という形になります。

○権藤委員 そうすると、私が4ページ目で求めたこの表の……、これは書き換えが1,973万3,000円あったということではないんですか。預けの中に。

○玉置農政企画課長 4ページ目につきましては書き換えでございまして、書き換えにつきましては1,973,009という数字は、7ページの合計と一致をしております。この中から、それぞれ公的支出のものが何か、不適切な支出がどうだったか、私的流用がどうか、それぞれの内訳がこの7ページ目に載っておるという状況でございます。

○権藤委員 私が4ページ目のことで要望しましたね、公的か私的かという区分は我々にはわからないわけです。そういう中で私としては、1,973万3,000円の中で、例えば200万とか何とかというのをずっと拾っていくと、下から4番目等では、23万1,000円と35万ぐらいですから、70万か80万にしかならないのじゃないかなと、この説明資料が。それで私としては、大きな金額のところは9割ぐらいは、公的か私的かは私ども判断できないけれども、説明すべきじゃないですかと。書き換えそのものが会計のルールを逸脱、予算管理を逸脱しているわけですから、これは部長が総務部と協議をしてということでしたから、そういう関連で質問をしたということになりました。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○山下副委員長 2～3お聞きしたいと思いますが、2ページの預けの関連なんですけど、まず、それぞれの振興局があるんですが、児湯振興局が配分のみということメモしてあるんで

すが、この配分額というのはどれぐらいあるんでしょう。

○玉置農政企画課長 3ページ目をお開きいただきたいと思います。それぞれ預けの配分を行った状況ということで、児湯につきましては、児湯教育事務所に平成14年から16年までの数字が、都農食肉衛生検査所には平成14年にこの数字のとおり配分の実績があったということでございます。

○山下副委員長 それで、配分のみで済んでいるんですが、これだけ振興局間で大きな差額がありますこと、それと普及センターでもそうなんですが、同じような事務作業をしている中でこれだけの差が出てくること自体、私ども理解できない部分があるんですが、そのことの説明と、要求すれば、これは財政のほうが出してくれるんですか。その点をお聞きします。

○玉置農政企画課長 その職場、監督者含め、担当者もすべて含め、公金に対する意識と取り扱いの差というのが、その職員皆さんの、いろいろ異動があるにせよ、そういったものがあつた場合に、使うか使わないかというものの意識という違いがあらわれたのかなというふうに思っております。基本的には、備品等は備品として要求すべきという部分もありますし、消耗品は消耗品としてすべきところを、なかなか備品がつきづらいという部分もあつて、書き換えということを起こしてしまったのかなというふうな認識でございます。

○山下副委員長 我々も説明を聞いていて、そこ辺の不明瞭と申しますか、その辺がちょっと気になるなという思いで見させていただいているんです。それと本課のほうですね、営農支援課、農村計画課等が出ているんですが、ほかの課というのは全くなかつたわけですか。

○玉置農政企画課長 ないという状況でございます。

○山下副委員長 これがきっかけでかなり事務の整理がされてくるだろうと思うんですが、これが明確になってきますと、後の改善策としてどういう方向が一番……、予算の配分と申しますか、一律化できるものですか。

○玉置農政企画課長 ある程度迅速さというものにもこたえなきゃいけないけど、法令も遵守しなきゃいけないという形でございます。先ほどもありましたけれども、なかなか難しい部分はあるかもしれませんが、連絡調整課の中にある程度一定のプールのお金を持ったりする中で、そこできっちりチェックをしながらやっていくということも、この最終報告書の中にも記載をされてございます。全庁的にもう少しみんなで検討して、予算もしっかり使える、また法令遵守になるように努めていくような検討を進めていきたいというようなことです。

○権藤委員 この裏金というか、この審査については、一部委員から、特別委員会をつくってやれということもあつたわけですが、少なくとも、私はこの書き換え等について、公私の判断は特別の調査委員会が下したとしても、我々自身が納得できなかったらいかんと思うんです。そういう意味で、農政水産部と総務部がやるのを見守ることも必要ですが、できれば、我々の責任の範囲内で、委員長会議を招集して、こういう資料では不十分だということでやらないと、一部委員からあつた、特別委員会でも設置してやらないかんという声にこたえることにならんと思うんです。これは略式で、常任委員会にくっつけた形でやらん会議日程上しようがないということだったんだけど、総務部も時間の関係で何だかんだいって資料を出さんと

ということになると、私なんか28日は自分が納得せずに賛否を問われるわけですから、それをお願いしたいと思います。

○押川委員長 今の件につきましては、委員長会議を招集された中で、私のほうから、もっと詳しい資料の要求ということで意見を述べたいと思います。

○外山委員 18年度の決算審査をそのうちやるわけですが、18年以前、17、16、15、ずっとありますが、今までのお話を聞いていきますと、虚偽の資料、いわゆる予算に計上したものがそのまま使われておるということで我々は審査をしてきたわけです。ところが、ほかの科目にかわったり、ほかの部に行ったりということで、今までの決算は何だったのかなという気がするんです。完全に議会のほうが、県民から見たら、しっかり何もやっていないんじゃないかとおしかりを受ける。しかし、現実には、執行部が出された予算書に沿った資料で審査をせざるを得ないわけです。ですから、議会に提出された過去の決算についてどういうふうに今思っておられるのか、そのことをお尋ねしておきたいと思います。

○玉置農政企画課長 過去の決算の資料でございますけれども、このようなことがあったことについて、ある程度そういった適切な審査ができない状態の資料になっていたことは、まことに申しわけないというふうに思っております。しっかりと起こった経過を踏まえて、決算資料等については、事務処理をコンプライアンスをしっかりと持ってやって、適切な決算書をつくるように努力をしていきたいと思っております。

○榎藤委員 今に関連して、私も本会議で質問したけれども、総務部長は、過去の決算については修正ができないと。決算は決算で、不認

定になるということは言わなかったけれども、認定であろうが不認定であろうが、もう承認されたと、だからそれは修正できませんということでしたから、今の課長の答えはおかしいんじゃないの。

○玉置農政企画課長 過去の決算の数値については確かに修正ができない、そういった形で制度がなっておりますので、そういったことを踏まえて、そういう形自体を起こしてしまったことについて非常に申しわけなく思っているということでごさいます、こういったことがないように今後努力をしていきたいということでごさいます。

○榎藤委員 外山委員の質問はそうじゃなくて、過去の決算の数値はどうなるのかと聞いたと私は理解しています。

○玉置農政企画課長 過去の数値はそういうことで変えることはできないということで、まことに申しわけないということでごさいます。

○中野委員 部長に再確認をしておきたいと思うんですが、ここに出ている資料、ほとんどが不適切な支出ということで明細がついておりますね。実際は預けも書き換えも公的支出であったということで明細がついていないわけです。これは金額からすれば膨大な量だと思うんですが、我々も公的支出だったろうということで認めざるを得ないんですが、松田委員の代表質問で、実際は南那珂の公的支出3,969万5,409円の中には、肩がわり1,370万というのがあったということですから、部長は、この公的支出と言われている中身を、うん、なるほど、公的支出だったと。ただ、預けた者から購入したから、ちょっといけなかったということになっているんですが、膨大な量だと思うんですが、手分けしてでも、もう一度問題はなかったのかという

ことを調査把握しておくべきだと思うんです。後でこの前の松田委員みたいな質問が出て、実はこうでした、ああでしたとなると、非常に後味が悪くなりますから、これは間違いないと思うけれども、再度そういうところを確認していただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○後藤農政水産部長 現在提出しております資料につきましては、十分に精査しながらやってきた数字です。ただ、おっしゃいますように、再度確認をしろということであれば、私ども、それは間違いを避けるために再度点検してみたいと思ひます。

○坂口委員 作業的にどうかと思うんですけど、もし追加資料を今のような方向で作成されとなれば、備品台帳ですね、10月いつだかにという予定で作業を進めていると。今出せる部分、整理途中でも出せれば、それも一緒に。備品台帳をこういうぐあいで整理しているというのと、こういうものなんだというのを。当然ですけど、全庁的な協議の中で、最終的に備品台帳ができ上がったら、その時点でそれを追加してこの部局のものだけでも出してもらおうというようなことで、資料の配付を。

○押川委員長 資料の要求ということですが、よろしいでしょうか。

○押川委員長 ほかにまだありますか。なければ、その他のその他でいきたいと思ひます。

○満行委員 組織の統廃合についてですけども、一部ペーパーが出まして、振興局等の統廃合というのが出たんですが、そのことについてはどうなっているのか、いつからされるのか、そのあたりの具体的なことをお聞きしたいと思ひます。

○玉置農政企画課長 組織の話でございますけ

れども、本年6月に行革大綱というのが出されておまして、その中で、振興局と普及センターのあり方について検討するという形で示されてございます。出先機関というのは、まさに現場に密着したところでございますし、農業者、漁業者、そういった関係者とも非常につながりを持って頑張っている現場のところでございます。したがって、さまざまな検討が必要だというふうに思っております。今検討している段階でございますので、ある程度検討が進んでまとまった段階で、また皆様には御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○満行委員 社会情勢等々で、当該自治体、住民の方々は、統廃合されてなくなるんじゃないかという不安があって、各市町村の首長、当該自治体の方々は県に陳情とかされています。これは県民の大きな関心事ですから、決まってから報告じゃなくて、ここは県議会ですので、早目に議会にこういう案ですと提示をいただく。我々は各選挙区でいろいろな状況も聞いていますし、調査で県内いろいろ回ります。全国の状況も見聞きもするわけですから、いや、これは知事の権限でやらせていただきますではやっぱりおかしいと思ひますので、ぜひ真摯に議会に報告いただいて議会の意見を聞く、その確保をぜひお願ひを申し上げたいと思ひます。

○押川委員長 よろしいでしょうか、そういうことで今後早目に、もしそういう案等があれば、議員のほうにも説明をお願ひしたいということですから、要望とさせていただきますと思ひます。

○中野委員 先ほど部長にお聞きしませんでした、知事のイラストシール、知事から、県内7社を通じて県内外に出ているという話でしたが、非常に憂慮すべき事態だなというふうに私

は思いました。それで、今、県が、農政水産部が中心になって、農畜産物あるいは水産物を、みやざきブランドということで一生懸命確立運動をされているわけですが、このシールが出回るといことでブランドづくりに支障というものはないものでしょうか。

○後藤農政水産部長 宮崎県の今進めていますブランドづくり、これはブランド対策推進本部というのをJAと共同で運営しておりますけれども、こちらのほうにはこちらのほうで別途シールがございます。独自のものです。それから、御案内の地産地消を推進するために「こだわりの店」というのを登録しておりますが、こちらのほうにつきましても、ああいうキャラクターのグッズを使っております。そういうことで、県として推奨する品目、こういうものについては知事のものを利用いたしております。今、中野委員御指摘のそれ以外のところで運営されるシールについて、これがどういう影響を与えるかということだろうと思います。そちらのほうは、知事のほうが先ほどの答弁の中で、しっかり厳格に運用していくことを会社のほうに申し入れるという趣旨のようなことをおっしゃっていたと思います。そちらのほうはそちらのほうで厳格に運用していただいて、私どもが進めているブランドづくりは、シールといえますか、そういうグッズ全体含めて、いかに今後うまく訴えていくか、差別化できれば、そこのところは大丈夫かなというふうに思っています。ただ、なかなか難しい面もあろうかと思えます。以上です。

○中野委員 ぜひその辺の差別化を含めて、皆さん方がブランドづくりでやっているシール等が消費者にきちんと認知できるように、より以上の宣伝とかそういうことをしてほしいと思

います。要望しておきます。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして農政水産部を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午後0時6分休憩

午後0時8分再開

○押川委員長 再開をいたします。

採決の時間ですが、何時がよろしいでしょうか。2時でよろしいですか。

暫時休憩します。

午後0時9分休憩

午後1時33分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、一括採決ということでもあります。お諮りいたしますが、議案第1号、第2号及び4号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 よって、議案第1号、2号、4号については、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、閉会中の継続審査についてであります。閉会中の継続審査についてお諮りいたします。「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き、閉会中の継続審査としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ありませんので、この旨を議長に申し出ることといたします。

次に、委員長骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等はございませんか。

○外山委員 きょう、知事呼んで、ウナギの件で質疑をしましたね。知事の認識というか発言の中で、国が調査をしておるんだからとか、各県の動向を見ながらとか、ああいう発言があったんですが、危機意識というか、食の安全ということに対して認識がちょっと甘いと思うんですよ。もうちょっと早く、宮崎県独自の行動が当然とれるはずだし、とるべきであったということ、ぜひ委員長報告に入れてほしいなと思います。

○権藤委員 裏金問題についてですけれども、決算数値は確定したものだからいじれないということが一つありましたし、今後については、3万円以上の備品台帳については、10月に入ってからじゃないと整理がつかないというようなことを執行部から聞いておるわけでありまして。そして、この常任委員会には、預け、書き換え、肩がわりという3区分での一応の説明資料はありました。質疑の中でも申し上げましたように、まだ不十分な点もあるのではないかと。そういったことを含めて、備品台帳なりが整理されて、なるほどと、そして、きょう要望した大きな金額の200万を越すようなものについては、少なくとも9割ぐらいの項目説明があつてしかるべきだというような見地から、今回は裏金の説明の一部を聞いたということで、全体として説明なり資料の提示がなければ、これで了解しましたということにはならない。農政の部分は大きいわけでありまして。そういったこと等につ

いて、今申し上げましたような趣旨が盛り込まれた形の委員長報告をお願いしたいというふうに思います。

○満行委員 ウナギの偽装については早急に善処してほしい。それに関連して、ブランドの確立ですね、かなり揺らいでいますから、このことについては全庁挙げて頑張っていたきたいと思えます。

知事のシールについては、皆さん方の意見を聞きたいんですが、私からすれば、だれに渡しても構わんような知事のシールというのは、根拠もはっきりしない。でも消費者は、知事が認証を与えているみたいに思っている。知事シールというのは全く混乱をしている。ブランド確立には非常によくないやり方なんじゃないかと。私とすれば、知事シールなんかやめなさいと知事に言ってほしいなというぐらいあります。それは皆さん方のお考えでしょうが、一方は、金もかかって、いろんな人たち、事業者、団体が苦勞しながらブランド確立の認証をしていて、一方では、3万5,000円でだれが使ってもいい、県外業者でも何でも構わん。ただ金だけ払えば張れるシール。それは県民、県外含めて紛らわしいと思えますね。そのあたりはどこまで委員会でやるかどうかわかりませんが、配慮いただければありがたいと思っております。以上です。

○中野委員 今回の我々の意見書の中に、いろいろ出ましたが、この問題については警告を発しておくべきだと思うんです。何もなければいいけれども、将来何か発生する可能性が非常にあるし、県外でも使用させているわけですので、何らか警告の文言を入れてほしいと思えます。

○坂口委員 例えば満行委員は二度も言われました。鳥フルのときと違うじゃないかと。鳥フ

ルのときは、鳥フルと判定できたからというけど、そうじゃなくて、この前の答弁では、県単で宮崎モデルをつくりましたと。それは鳥フルで確認される前に、犠牲になった鶏に対しての予算措置もしていた。そこらもいい加減な答弁をするし、外山委員が言われた残留農薬判定ですね、あれは検疫でやれない部分があって、日本では羽田と札幌と名古屋ぐらいですか、すべての農薬を判定できるのは。そういった基本的なところの認識も甘いし、きょう知事に、シールを張っているものへのクレームはなかったかと言ったら、いや、あれはおいしくないという話はあったけど、クレームはありませんと。おいしくないというのは、これはブランドづくりには致命的なんですよ。だから、そこらのところの認識が甘過ぎるといえるのは、委員会の意見としても集約してほしいなというのと、権藤委員も言われたように、預けについてはまだ聞き置くという時点ですよ。今後始まるんですよということ。報告を受けたけれども、これについては、これから先こういうものが必要だというまとめ方で、聞き置いたと。そこらをまとめに入れてほしいなと思います。

○松田委員 先輩方がおっしゃったようなんですけれども、今回やはり県の危機意識が甘いというのを認識しております。きょう業者名が公表されたんですが、なぜ公表したのかということの説明はなかったですね。ただ私が憶測するに、きょうの宮日で、宮日のほうで独自に出しましたというコメントで一面に出しました。それが引き金になって公表になったんじゃないかなという気がいたしますし、私も農水省の担当官とやりとりをしたんですけれども、向こうの見解ですと、今回はあくまでも宮崎県が主体。JAS法に照らし合わせても、他県を含んでい

るとしても、宮崎県で発生したことです。宮崎県が主体で調査をすべきことなんだけれども、どうやら宮崎県は上からの指示待ちのような感じがする。そういう感覚の違いがあるように思っております。そういったところを根本的に改めていただきたいな、このように思っております。

○山下副委員長 皆さんそれぞれ意見が統一されてきたようなんですが、満行委員もさっき言われたんですが、何十年という歴史の中でそれぞれブランドをつくってきているんです。その中で、東国原知事が誕生されて、シール、そしてPRということで、かなり評価が上がってきたんです。偽装という、食に対する安全・安心という信用がなくなれば、今回のウナギの問題に限らず、知事の推奨したシールを張っている産物、例えばマンゴーとか地鶏もそうなんですよ。けれども、すべてが信用がなくなってくるような気がするんです。そうなったときに、きょう出たのが、シールを張る部分についてはマニュアルをつくりたいと、基準をクリアしたものを張らせるような検討もしていきたいということであったんですが、やはりその処置を急いでいただきたい。恐らく来年はマンゴーが県民ひとしく安くで食べられるんじゃないかと言っている人たちがおるんです。それは、裏を返せば、一つ問題が起きたらすべてが駄目になるんだよと、そういう心配をされている人たちもたくさんおられます。知事のイラストについては県も最大限の配慮をしていただくように加えるべきかなという思いであります。

○押川委員長 それぞれ意見が出ました。特にウナギの偽装については、これは県のブランド確立の上からも、やっぱり県独自での行動をとるべきであったということでもありますし、今出

ておりますように、シールを含む、それぞれの今後の取り扱いを含む中でいろんな規制なり、警告なり、そういった文言を入れて、偽装問題とブランドの確立の中でそれを意見の中に入れていきたいというふうに思います。

それから、権藤委員のほうからありました不適正事務処理の問題について、これは坂口委員もそうでありました。今後、台帳をさらに整理して、台帳と本物の突き合わせを行い、我々委員会としては、継続してやるんだという状況について、委員長報告の中に入れるという方向でやらせていただきたいと思います。そういうような方向でよろしいでしょうか。

○中野委員 裏金と認識するんですか、不適正な事務処理ということですか。

○押川委員長 不適正な事務処理ということですか。

○坂口委員 ウナギにすればウナギで、他の関連業者や他の県内産品への悪影響、いわゆる風評被害が生じないように特段の対応をすることと具体的にしてほしい。例えば、これだけの重大なことで、報道を通じて知った後しか県からの報告がないというようなこと、自主回収も申し入れていなかったというようなこと等、余りにも認識が甘過ぎるというようなことを、厳しく言う必要があるんじゃないかと思うんです。雪印の二の舞になる可能性がある。

○山下副委員長 それと養鰻業者ですね。ある程度の被害調査というのは申し込んでおくべきじゃないんですか。生産現場ですよ。その人たちの風評被害というのは今後調査しなくていいんですか。

○坂口委員 それが今後心配されることで、今の時点ではまだやってないと思います。

○押川委員長 今回は、現状までということ、

いいですね。

○中野委員 今後の問題と思うんですが、きょう坂口委員がシラスウナギのことで、管理を含めて、1,000倍が1,000倍になっていないじゃないかという話でしたが、県内の養鰻業者に絡んで、台湾からも輸入したりいろいろするんですが、その実態把握をきちっとしてもらうようにしてほしいと思います。本当にこの2社だけなのかということも含めて。

○押川委員長 これは委員長報告じゃなくて閉会中でもいいですね。

それでは、お諮りいたします。

○権藤委員 別にマスコミの人は出ろという意味じゃないんだけど、原則はどうだったですか。採決の……。いいわけだね。ここでマスコミの人が入られた。次になったときも入っていいじゃないかと、そういう繰り返しになる可能性があったものだから。

○坂口委員 ここで傍聴者とマスコミを入れていいと委員会が決定すれば入っていいけど、何も無いときは原則……。

○押川委員長 いいということですね。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を十分文言の中に入れてさせていただきまして、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、意見書の提出についてであります。先日、案を配付させていただいた意見書、並びに本日配付いたしました意見書であります。何か御意見はございませんか。文言で修正等があ

りますか。よろしいでしょうか。

それでは、まず、意見書を提出するという
ことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、意見書の内容につ
いては、お諮りしたようなことで提出をさせて
いただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

意見書の内容につきまして、お手元の案文の
とおり、当委員会発議として取り扱うことに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いた
します。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時45分休憩

午後 1 時52分再開

○押川委員長 それでは再開させていただきます。

10月29日、閉会中の委員会につきましては、
委員会を開催することで御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 詳細につきましては、正副委員
長に御一任をいただきますようお願いをいた
します。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 その他何かございませんでし
ょうか。

○松田委員 裏金の調査なんですが、今、党議
でほかの委員会を聞きましたら、現地調査を
するというようなところも出てきたようですが、
一番ウエートの大きい私たちの委員会は、行っ
たから何が見えるというわけじゃないんです

が、高額商品とかあるじゃないですか、その辺
実地に行かなくてもよろしいものでしょうか。

○押川委員長 それも含めましていろいろ出
ていますから、備品台帳とか出てきた段階の中
で、どうしても見なくちゃいけないものにつ
いてはまた相談をさせていただきたいという
ことではないですか。

○松田委員 はい。

○押川委員長 何もなければ委員会を閉じさ
せていただきたいと思います。よろしいでし
ょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 以上で委員会を終了します。

午後 1 時54分閉会